

郡山市第五次環境基本計画

(案)

2026（令和8）年2月時点
郡山市

目次

| | |
|---------------|------|
| 第1章 基本的事項 | p 1 |
| 第2章 郡山市の概況 | p15 |
| 第3章 計画の目標 | p35 |
| 第4章 施策の展開 | p43 |
| 第5章 推進体制と進行管理 | p101 |

第1章 基本的事項

- 1 計画策定の背景
 - (1) 計画の経緯
 - (2) 環境問題の対応に関する動向
- 2 計画の役割・位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象範囲
 - (1) 対象地域
 - (2) 環境の範囲
- 5 各主体の役割
 - (1) 市民の役割
 - (2) 事業者の役割
 - (3) 市（行政）の役割

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景

(1) 計画の経緯

地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて世界的な取り組みが進められている中、日本政府は2020（令和2）年10月に、「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すこと」を表明しました。

本市では、これに先立つ2019（令和元）年11月に「2050年 二酸化炭素排出量実質ゼロ」を表明し、温室効果ガスの排出削減等に向けた取り組みを推進しています。

さらに、「郡山市環境基本条例」に基づき、環境行政の最も基本となる「郡山市環境基本計画」を1999（平成11）年に策定、2004（平成16）年に改定を行い、2010（平成22）年には第二次計画、2018（平成30）年には第三次計画、そして、ますます複雑・多様化する環境・エネルギー問題に対し、本市における環境施策をさらに推進し適切に対応していくため、「郡山市第四次環境基本計画」を2022（令和4）年に策定してきました。

本計画は「郡山市第四次環境基本計画」の期間満了を受け、「環境基本法」の基本理念を踏まえた「郡山市環境基本条例」に基づく、総合的かつ長期的な目標及び施策の方向を定める本市の環境行政の最も基本となる新しい計画として策定するものであり、今後は、本計画に掲げる環境づくりの基本的な考え方や方向性に沿って、具体的・個別的な取り組みを進めてまいります。また、市民・事業者の方々に期待する行動や取り組みについても記述し、各主体による本計画の取り組みの役割を明らかにして、本市の環境保全をより推進してまいります。

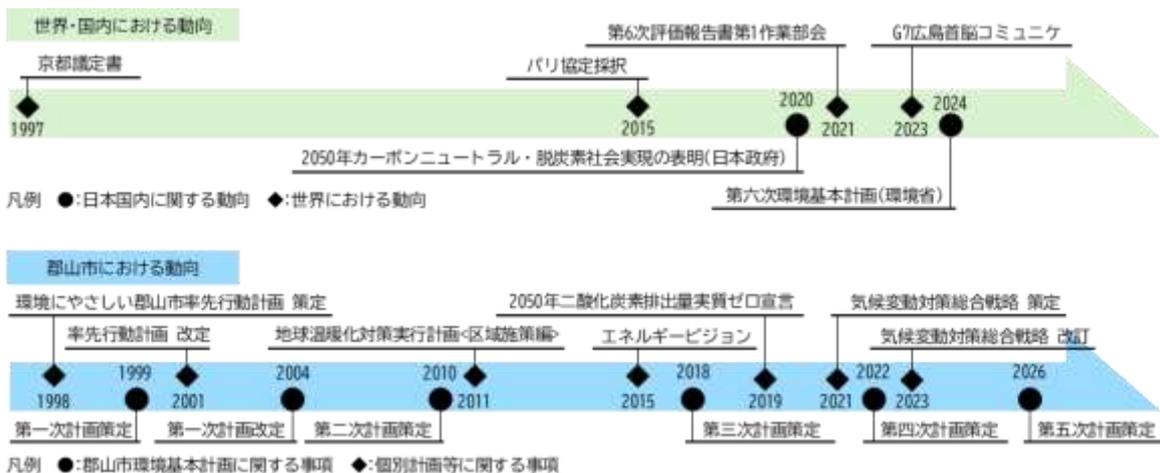


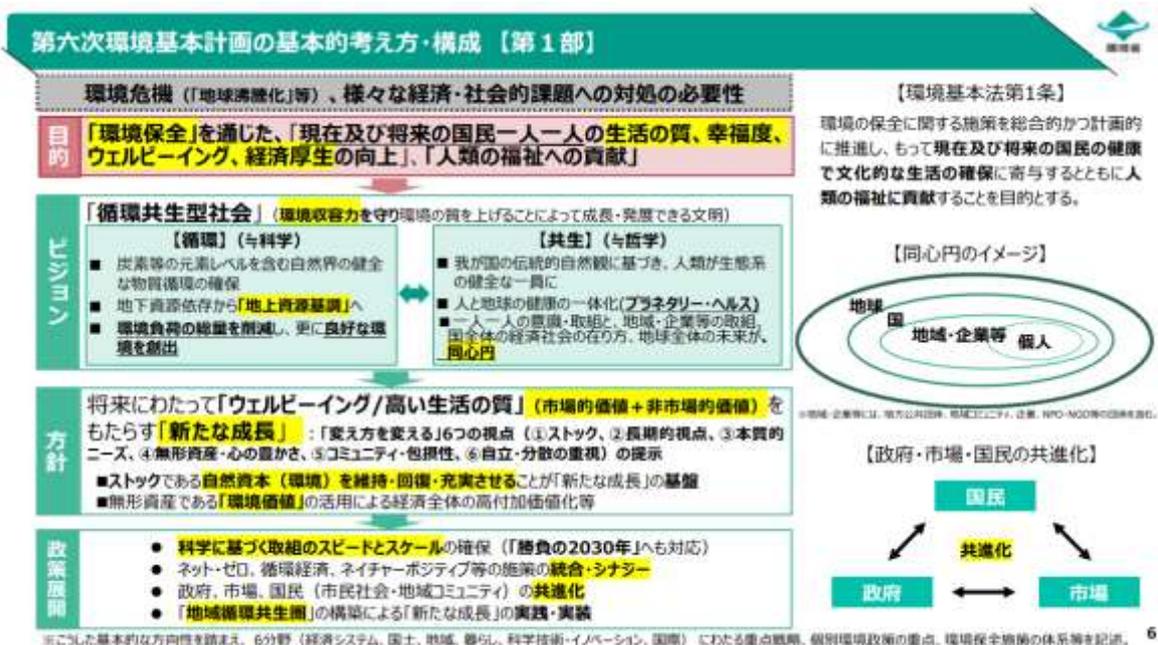
図1-1 世界・国内及び郡山市における環境政策の動向

(2) 環境問題の対応に関する動向

①世界及び国内の動向

世界の平均気温の上昇に伴い、洪水、干ばつ、暴風雨による被害が更に深刻化することが懸念されており、人類は深刻な環境危機に直面しています。2023（令和5）年5月に開催されたG7広島首脳コミュニケ（声明）では、「我々の地球は、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの世界的危機に直面している」と明確に述べられ、同年7月には、国際連合の事務総長が「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来した」と表明しています。

地球温暖化対策に関する動向として、1997（平成9）年に合意された先進各国に法的拘束力のある二酸化炭素排出削減目標を規定する「京都議定書」の第二約束期間（2013（平成25）年～2020（令和2）年）の終了を見据え、2015（平成27）年12月に地球温暖化対策の国際的枠組として「パリ協定」が採択されました。これにより、世界全体の目標として、世界の平均気温上昇を産業革命前に比べて、2℃より低く抑え1.5℃に抑える努力を追求することが示され日本を含む全ての条約加盟国が温室効果ガス削減・抑制目標を定めることが求められています。しかし、2021（令和3）年8月に公表された第6次評価報告書第1作業部会では、2021（令和3）年から2040（令和22）年までの間に1.5℃を超える可能性が非常に高いことが報告されています。



出典：「第六次環境基本計画」（環境省）

図1-2 第六次環境基本計画の基本的考え方

国内においては、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定める「第六次環境基本計画」が2024（令和6）年に策定されています。同計画は気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの危機への強い「危機感」に基づいており、環境を基盤・軸とした環境・経済・社会の統合的向上を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる文明を実現していく「循環共生型社会」を目指しています。また、「循環共生型社会」を目指すことで、国民に希望をもたらせるよう「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の上昇」を最上位の目的とし、市場価値と非市場価値の双方にて「新たな成長」の実現を図ることが新たに打ち出されています。

世界的な自然災害や異常気象の増加や、このような環境問題の対応に関する国際的な動向なども背景として、従来の財務情報だけではなく、環境問題への対応、社会への貢献、法令遵守等、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の3つの観点から企業の将来性や持続性などを分析評価した上で、投資先を選別する ESG 投資も拡大を見せています。

②気候変動

2021（令和3）年8月、気候変動に関する科学的分析や予測などをまとめる国連の「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」第1作業部会は、人間活動の影響で地球温暖化が進んでいることについて「疑う余地がない」と初めて断定する報告書を発表しました。さらに、地球の気温は2040（令和22）年までに1850～1900年水準から1.5度上昇すると見込まれ、仮に気温上昇を1.5度に抑えたとしても、「過去の記録上、前例のない」猛威をふるう異常気象現象が頻度を増して発生する可能性が高いとしています。

日本では、2016（平成28）年に地球温暖化に関する総合計画である「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、パリ協定を踏まえた、温室効果ガスの長期的な排出削減を目指すこととなりました。2018（平成30）年には、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること（緩和）を目指す地球温暖化対策と両輪となる、気候変動の影響被害を軽減し、よりよい生活ができるようにすること（適応）を推進することを目的とした「気候変動適応計画」も閣議決定されました。

※1 ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念

2021（令和3）年4月には、2030年度における温室効果ガスの削減目標を2013（平成25）年度に比べ46%削減することが目標として設定されました。また、2021（令和3）年5月に一部改正された地球温暖化対策推進法において、2050（令和32）年までの脱炭素社会の実現が基本理念として位置づけられています。温室効果ガス排出量の削減目標は、2030（令和12）年度、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013（平成25）年度からそれぞれ46%（50%の高みを目指す）、60%、73%削減を目標として設定されています。

③循環型社会

経済成長と人口増加に伴う廃棄物の発生量増大を背景として、廃棄物の発生を抑制するとともに、有益なものは資源として活用し、残った廃棄物の処理を適正に行うことで、天然資源の消費を抑制して、環境への負荷をできる限り減らす「循環型社会」の形成が求められています。

日本では、2013（平成25）年に策定された「第三次循環型社会形成推進基本計画」や2012（平成24）年に公布された「小型家電リサイクル法」により循環利用される量は増加してきました。また、2024（令和6）年8月に循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定める「第五次循環型社会形成推進計画」が閣議決定されており、なかでも、国家戦略として位置づけられた循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行は、従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指しています。そのために、①循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり、②資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現、④資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行、⑤適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進を重要な方向性として掲げ、実現に向けて国が講ずべき施策としています。

一方で、世界では栄養不足状態にある人々が多数存在するにもかかわらず、日本国内では大量の食料を消費し、その多くを輸入に依存していることを背景に、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が2019（令和元）年に施行、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が2020（令和2）年に閣議決定され、食品ロスの削減に向けた基本的な方向や、国、地方公共団体等の責務、事業者、消費者等の取組みの指針などが示されています。

また、2021（令和3）年6月には、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を一層促進する重要性が高まっていることを背景に、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じることが求められる「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立しています。

④生物多様性

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことを言います。地球上の生きものは、40億年という長い歴史の中でさまざまな環境に適応して進化し、現在では3,000万種にも及ぶ多様性を持つに至りました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接的・間接的に支えあって生きています。しかしながら、開発をはじめとする人間活動のほか様々な要因により生物多様性は損失が続いている状況であり、維持・回復が重要となっています。

2022（令和4）年に開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）第二部では、意欲的なターゲット等に加え、目標達成のための条件整備も含む、統合的な世界目標として「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択されました。同枠組では、生物多様性の観点から2030（令和12）年までに陸と海の30%以上を保全する「30by30目標」が主要な目標の一つとして定められたほか、ビジネスにおける生物多様性の主流化等の目標が採択されています。

さらに、2023（令和5）年には我が国においても同枠組に対応し、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画である「生物多様性国家戦略2023-2030」が取りまとめられました。2030（令和12）年のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指し、生態系の健全性の回復、自然を活用した社会課題の解決等の基本戦略5項目となすべき行動目標が25項目設定されています。このなかには、「保護地域外の保全（OECM^{※2}）や絶滅危惧種以外の種（普通種）の保全による、国土全体の生態系の健全性の確保」、「気候変動を含めた社会的課題への自然を活用した解決策（NbS^{※3}）の適用」、「生物多様性損失の間接要因となる社会経済活動への対応として、ビジネスやライフスタイル等の社会経済のあり方の変革」、「次期生物多様性国家戦略の構造・目標・指標を大幅に見直

※2 OECM：Other Effective area-based Conservation Measures の略。保護地域以外の地域をベースとする効果的な保全手段のこと。

※3 NbS：Nature-based Solutions の略。自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会的課題の解決につなげる考え方。

して、目標の達成状況の明確化と多様な主体の行動を促す」が 2030（令和 12）年までに取り組むべきポイントとして示されています。

一方で、2023（令和 5）年 12 月に国際自然保護連合（IUCN）が公表した絶滅のおそれのある世界の野生生物のリスト「レッドリスト」の最新版では、「絶滅の危機が高い」とされる種数は、1 年前から比較して約 2,000 種増加し、44,016 種におよんでおり、種の絶滅速度が速くなっていることから、早急な対応が求められています。

⑤環境教育

現在、温暖化や自然破壊など地球環境の悪化が深刻化し、環境問題への対応が人類の生存と繁栄にとって緊急かつ重要な課題となっています。豊かな自然環境を守り、私たちの子孫に引き継いでいくためには、エネルギーの効率的な利用など環境への負荷が少なく持続可能な社会を構築することが大切です。そのためには、国民が様々な機会を通じて環境問題について学習し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいくことが重要であり、特に、21 世紀を担う子どもたちへの環境教育は極めて重要な意義を有しています。

2002（平成 14）年の「持続可能な開発に関する世界首脳会議」で我が国が提唱した ESD（Education for Sustainable Development：持続可能な開発のための教育）は、気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等現代社会において人類の開発活動に起因する様々な問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組む（think globally, act locally）ことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動です。

2013（平成 25）年のユネスコ総会において「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」が採択され、2019（令和元）年の同会において採択された「持続可能な開発のための教育：SDGs 実現に向けて（ESD for 2030）」は同年 12 月の第 74 回国連総会で承認され、ESD は、SDGs のターゲットの 1 つとして位置付けられているだけでなく、SDGs の 17 全ての目標の実現に寄与するものであることが確認されており、持続可能な社会の創り手を育成する ESD は、持続可能な開発目標を達成するために不可欠である質の高い教育の実現に貢献するものとされています。国では 2016（平成 28）年に「我が国における「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するグローバル・アクション・プログラム」実施計画」が策定され、新しい学習指導要領等には、持続可能な社会の構築の観点が含まれており、教育基本法とこの新しい学習指導要領等

に基づいた教育を実施することにより ESD の考え方に沿った教育を行うことができるようになっていきます。

(3) 近年における動向

①DX（デジタルトランスフォーメーション）

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策として普及が進んだテレワークや、日常生活における通販や電子決済の利用などには、デジタル技術やサービスの活用が不可欠となります。さらに、デジタル技術やデータ、生成 AIなどを駆使することで、作業の一部にとどまらず社会や暮らし全体がより便利になるよう大胆に変革していく取組である DXの重要性がますます高まっていくことが予想されます。他方で、これら技術を下支えするサーバーやネットワーク機器の電力需要増も見込まれることから、再生可能エネルギーの導入をはじめとした脱炭素化の必要性がますます高まると考えられます。

②GX（グリーントランスフォーメーション）

GX（グリーントランスフォーメーション）とは、化石燃料に依存した社会構造をクリーンエネルギー中心へと転換し、経済社会システム全体を変革する取組を指します。

2025（令和7）年には「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（通称 GX 推進法）」の改正案が成立し、排出量取引制度などが法定化されました。併せて、2023（令和5）年7月に閣議決定された「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」を改訂し、既に始動している GX の取組を 2040（令和22）年に向けて大きく飛躍させるための政策を具体化した「GX2040 ビジョン」が 2025（令和7）年2月に閣議決定されており、GX に係る取組が加速しています。

③地方創生 2.0 基本構想

2025（令和7）年6月13日に閣議決定された「地方創生 2.0 基本構想」では、「『豊かな』生活環境」を目指す姿の一つとしており、「地域生活の基礎となる自然環境などの持続可能性にも配慮し、地域資源を活用した資源循環モデル等を地域で作っていくことも重要である。」とあります。

たとえば、再生可能エネルギーの活用や地域循環型経済の推進は、地域活性化と同時に温室効果ガスの削減にもつながります。その他、自然環境の保全や里山の再生といった取り組みも、観光や地域産業の振興と結びつけることで、地域の魅力向上と環境保全の両立が可能となります。

④猪苗代湖のラムサール条約湿地登録

2025（令和7）年7月15日付で猪苗代湖がラムサール条約における「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に掲載され、国内54か所目の条約登録となりました。今後期待できることとして、環境意識の向上による保全活動の促進、生態系保全及び自然環境の維持、ブランド化・地域活性化が挙げられます。



左：ラムサール条約第15回締約国会議（COP15）での登録証の授与に係るサイドイベント

中央：ラムサール条約湿地登録証

右：国際基準6に該当する水鳥「コハクチョウ」

2 計画の役割・位置付け

「郡山市環境基本計画」は「郡山市環境基本条例」に基づき、本市の環境行政に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。

また、本市の最上位計画である「郡山市第7次総合計画」の環境施策を実現するための計画としても位置付けられており、本市のさまざまな分野と連携しながら総合的・横断的に取り組む計画となっています。

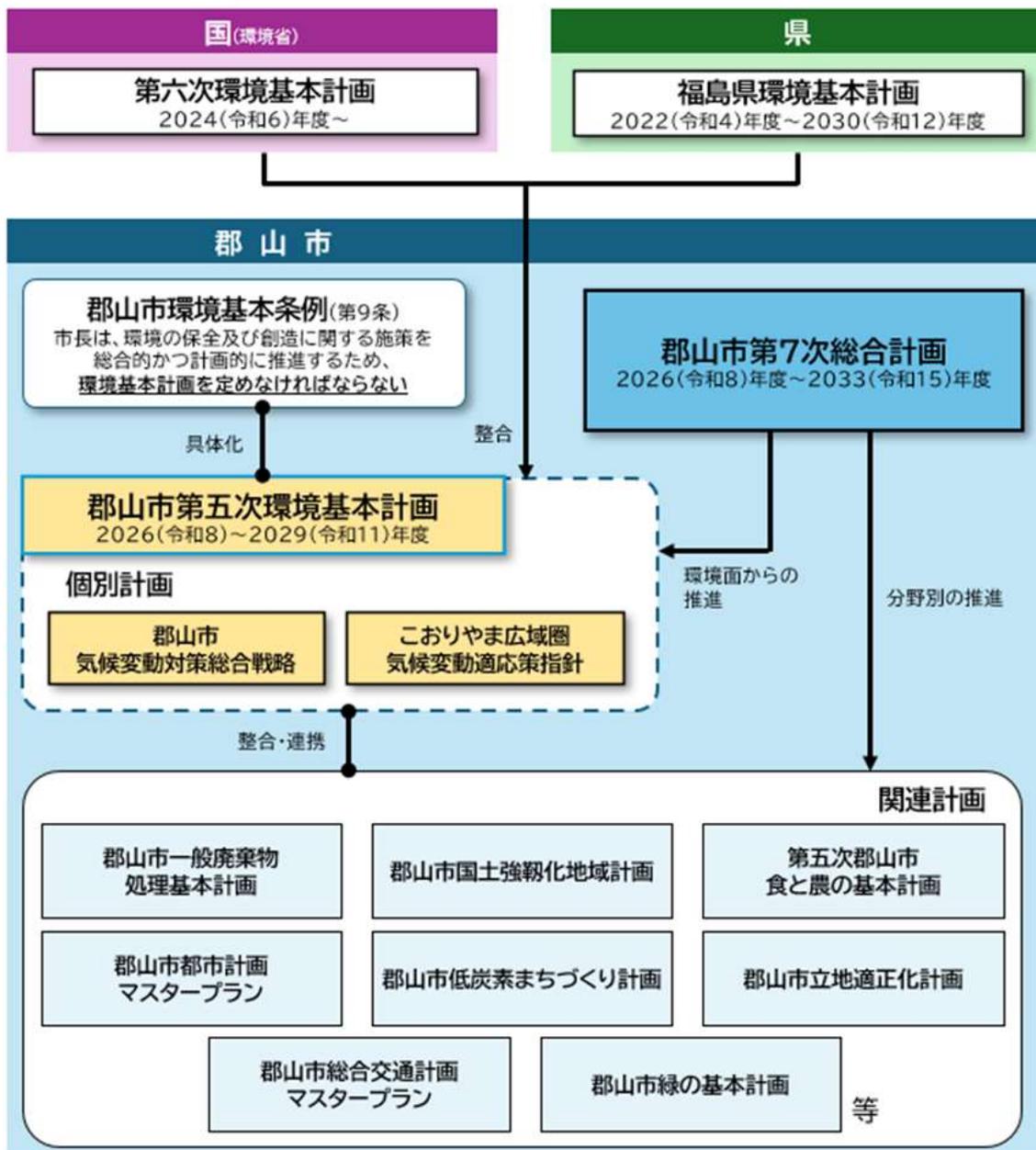


図1-3 計画の位置付け

3 計画の期間

本計画期間は「郡山市第7次総合計画」と整合性を図るとともに、社会情勢の変化にも柔軟に対応するため、計画期間を2026（令和8）年度から2029（令和11）年度までの4年間とします。

表2-2 本市の気象概況

| 年度 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 |
|---------|----------------------|------|------|------|--------------------|------|------|------|
| 環境基本計画 | ← 第四次 → | | | | ← 第五次 → | | | |
| 郡山市総合計画 | ← 郡山市まちづくり基本指針（8年） → | | | | ← 郡山市第7次総合計画（8年） → | | | |

4 計画の対象範囲

（1）対象地域

郡山市全域を本計画の対象地域とします。なお、市域を越えて広域的な対応が必要な場合は、地域循環共生圏の考え方を踏まえ、こおりやま広域連携中枢都市圏をはじめとする近隣市町村や国・福島県と連携・協力し、課題解決に取り組みます。

（2）環境の範囲

本計画で取り組む環境の範囲は、「郡山市環境基本条例」における考え方を踏まえ、次のとおりとします。

| 分野 | 内容 |
|--------|-------------------------|
| 地球環境 | 地球温暖化対策、気候変動適応など |
| 資源循環 | 資源の循環的利用、廃棄物の適正処理など |
| 自然環境 | 生物多様性、森林、農地、緑地、公園、水辺など |
| 生活環境 | 大気環境、水環境、土壌環境、有害化学物質など |
| 環境保全活動 | 環境教育、環境学習、市民・事業者等との協働など |

5 各主体の役割

本計画を効果的に推進するためには、市民、事業者、市（行政）といった各主体が、それぞれの立場において環境の保全に対する責務を認識し、相互の連携によって環境への負荷を低減するための取り組みを進める必要があります。

（１）市民の役割

■環境との関わりに対する理解促進

環境問題に対応していくためには、市民一人ひとりが環境問題について関心を持ち、自らの日常生活と環境との関わりについて理解を深めることが求められています。

■環境にやさしいライフスタイルへの転換

環境問題に関心を持つことで、環境に対する意識を見直し、日常生活において環境への負荷が少ないライフスタイルへの転換が求められています。

■環境保全活動への積極的な参加

市が実施する環境施策への協力をはじめ、家庭や学校、職場、地域等における環境保全活動へ自主的・積極的に参加するなど、環境に配慮した取り組みが期待されます。

（２）事業者の役割

■環境関連法令の遵守

事業者は、環境関連法令に基づく規制基準等を遵守し、自然環境の保全のために必要な措置を講じます。

■事業活動に伴う環境負荷の低減

事業活動が環境に与える影響を認識し、環境に配慮した技術開発やサービスの提供、原材料の調達から生産・流通・販売・廃棄まで製品のライフサイクル全体で環境負荷の低減を図るなど、持続可能な事業活動に取り組む必要があります。

■環境保全活動への積極的な参加、支援

市が実施する環境施策への協力をはじめ、地域社会の一員として、地域における環境保全活動への積極的な参加や支援、または自ら環境保全活動を行うなど、市や市民との協働による積極的な取り組みが期待されます。

(3) 市（行政）の役割

■地域の特性を活かした施策の推進

地域の特性を活かした環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

■環境保全活動への支援

市民や事業者が環境への理解を深め、環境保全活動に取り組むために、市（行政）は環境に関する積極的な情報発信や啓発活動、環境保全活動への支援を行います。

■率先的な環境保全対策の実施

市（行政）自らも事業者・消費者であることを認識し、行政活動に伴う環境負荷の低減に率先して取り組みます。

■「地域循環共生圏」を踏まえた国、県、近隣市町村、関係団体等との連携

各地域が持つ資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支えあうことにより、地域の活力が最大限に発揮される「地域循環共生圏」の考え方を踏まえ、国、県、こおりやま広域連携中枢都市圏をはじめとする近隣市町村や関係団体等と連携・協力し、地域資源を活かした環境施策の推進、課題解決に取り組みます。

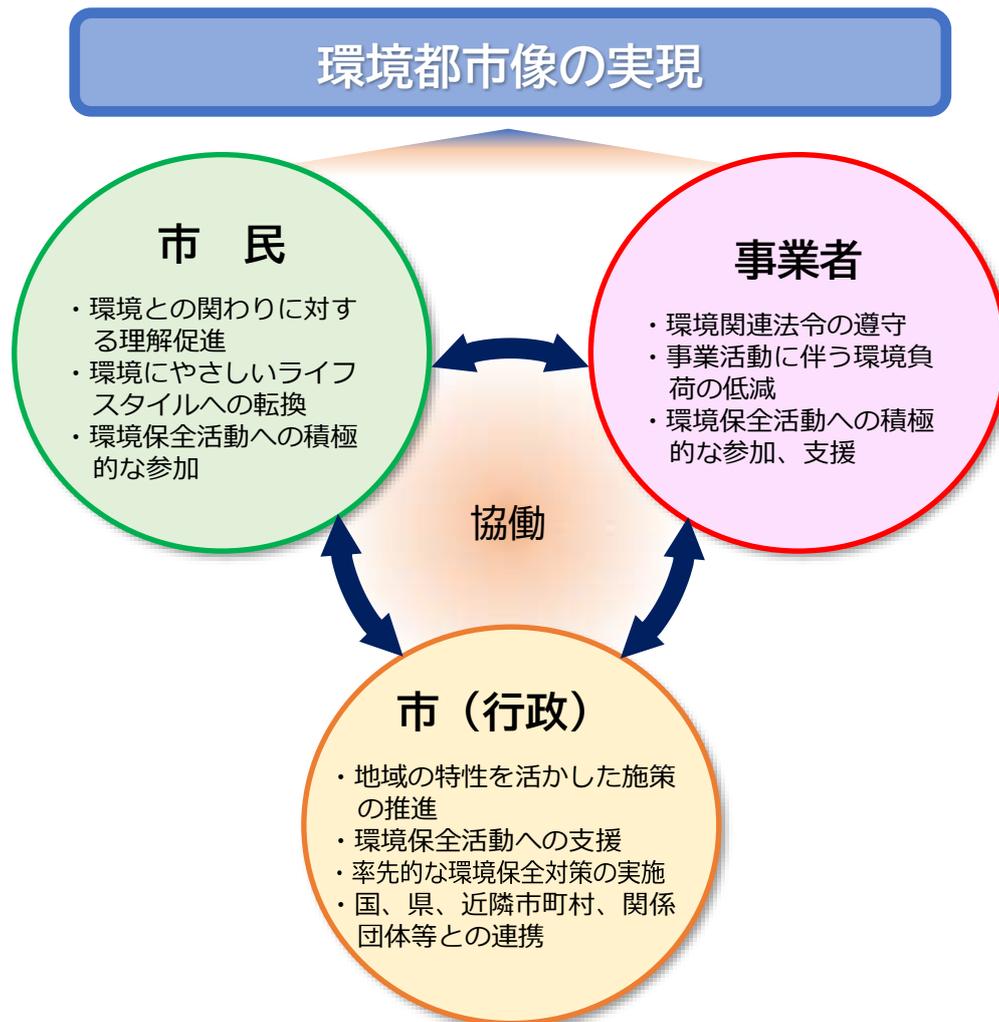


図1-4 各主体の役割

第2章 郡山市の概況

1 概況

- (1) 位置・面積・地勢
- (2) 気候・気象
- (3) 人口・世帯数
- (4) 産業構造
- (5) 土地利用
- (6) 交通の状況
- (7) 本市の自然環境の概況

2 市民意向

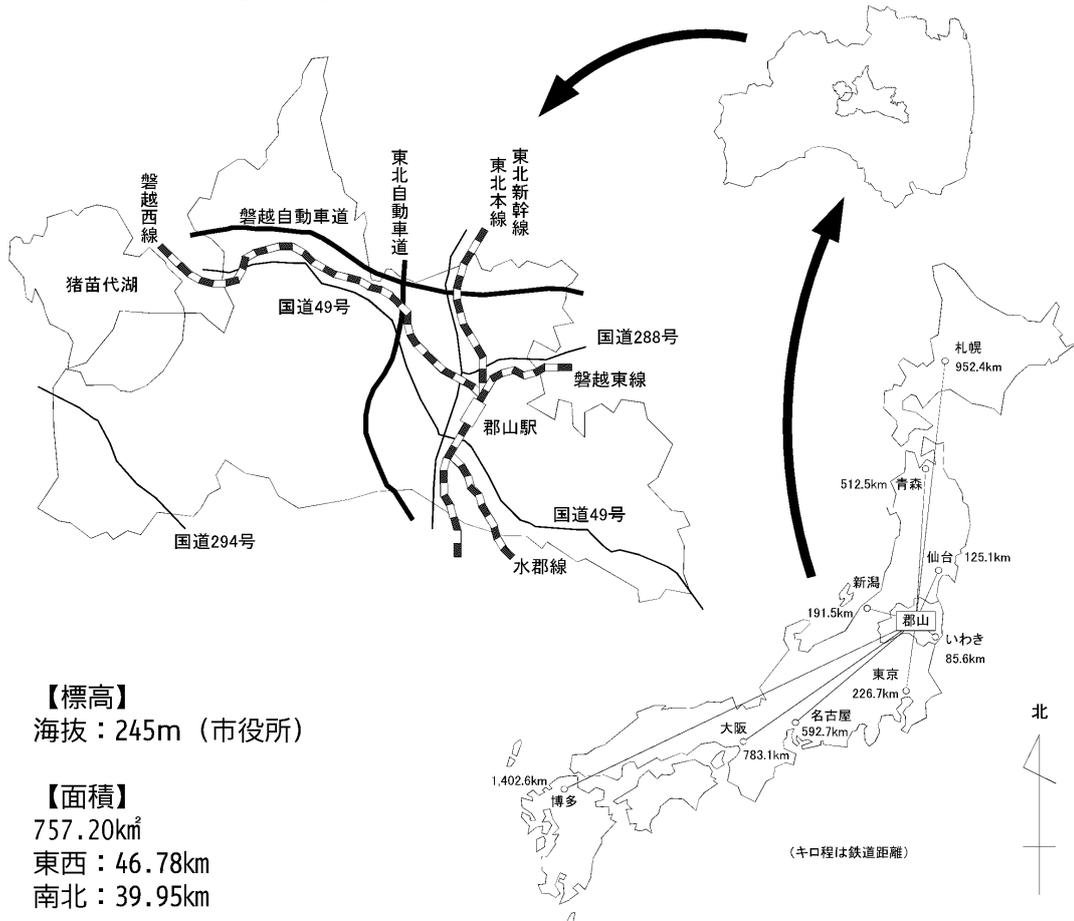
- (1) 調査の概要
- (2) 調査結果（抜粋）

1 概況

(1) 位置・面積・地勢

本市は、福島県の中央部に位置し、海拔 245m 前後の安積平野と呼ばれる平坦地を中心に市街地が広がり、市の中心部を南から北へ阿武隈川が流れています。

本市の面積は、757.20 km² で、福島県で 4 番目の面積を有しており、周辺は、西に猪苗代湖、東に阿武隈山地、北は安達太良山に接しています。



【標高】
 海拔：245m（市役所）

【面積】
 757.20km²
 東西：46.78km
 南北：39.95km

図2-1 郡山市の位置図

表2-1 郡山市の位置・面積

| | | |
|----|----|-------------------------|
| 地域 | 東経 | 140°02'10" ~ 140°33'52" |
| | 北緯 | 37°15'58" ~ 37°37'34" |
| | 東西 | 46.78 km |
| | 南北 | 39.95 km |
| 面積 | | 757.20 km ² |
| 標高 | | 海拔 245m（市役所） |

(2) 気候・気象

本市は、東に阿武隈山地、西に奥羽山脈があり、それらに囲まれた内陸の平野部に市街地を形成しています。太平洋からは約 95km、日本海から約 200km の距離があります。

東北地方の中では比較的温暖な地域であり、2015（平成 27）年から 2024（令和 6）年の最近 10 年間の平均気温はおよそ 12～13℃で推移していますが、近年やや高くなる傾向が見られ、2024（令和 6）年では 14.0℃に達しています。年間降水量はおよそ 900mm～1,300mm と全国平均より少なくなっています。

表 2-2 本市の気象概況

| | 気温（℃） | | | 平均風速 (m/s) | 年間日照時間 (hr) | 年間降水量 (mm) |
|--------|-------|------|-------|---------------|----------------|---------------|
| | 平均 | 最高 | 最低 | | | |
| 2015 年 | 12.8 | 35.1 | -6.0 | 3.2 | 1,689.9 | 1,018.5 |
| 2016 年 | 12.9 | 33.7 | -6.6 | 3.1 | 1,814.4 | 1,055.5 |
| 2017 年 | 12.0 | 34.8 | -7.7 | 3.1 | 1,825.9 | 1,056.0 |
| 2018 年 | 13.0 | 36.0 | -8.7 | 3.0 | 2,058.9 | 836.5 |
| 2019 年 | 12.8 | 36.2 | -7.0 | 3.0 | 1,876.9 | 1,321.0 |
| 2020 年 | 13.0 | 36.2 | -6.3 | 2.9 | 1,740.0 | 1,043.0 |
| 2021 年 | 12.7 | 36.0 | -11.2 | 2.9 | 1,539.3* | 1,271.0 |
| 2022 年 | 12.7 | 36.2 | -10.5 | 2.9 | 1,804.3 | 979.0 |
| 2023 年 | 13.8 | 36.6 | -8.7 | 3.0 | 2,133.8 | 939.0 |
| 2024 年 | 14.0 | 35.1 | -11.0 | 3.1 | 1,890.1 | 1,220.0 |

資料：気象庁

*統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けています（資料不足値）。値そのものを信用することはできず、通常は上位の統計に用いませんが、極値、合計、度数等の統計ではその値以上（以下）であることが確実である、といった性質を利用して統計に利用できる場合があります。

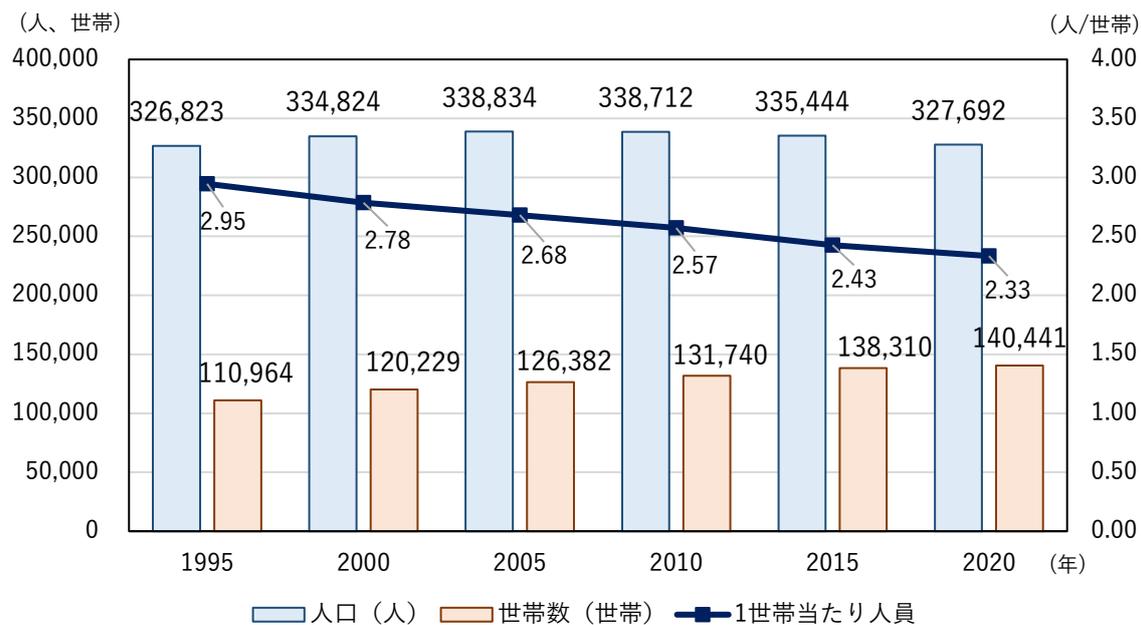


郡山市の花 ハナカツミ

(3) 人口・世帯数

本市の総人口は、2005（平成 17）年までは一貫して増加していましたが、2010（平成 22）年以降は減少傾向にあります。

世帯数については、一貫して増加している一方、一世帯当たりの人員は減少しています。



資料：国勢調査

図2-2 本市の人口と世帯数の推移



郡山市の木 ヤマザクラ

(4) 産業構造

市内の就業人口全体をみると、2000（平成 12）年の 165,517 人をピークに減少傾向にありましたが、2015（平成 27）年の国勢調査では増加に転じています。これは震災後の復興関連による、労働力需要の拡大も一因であるとみられます。2020（令和 2）年は 2015（平成 27）年からは微減となっていますが、震災前の 2010（平成 22）年よりも多くなっています。

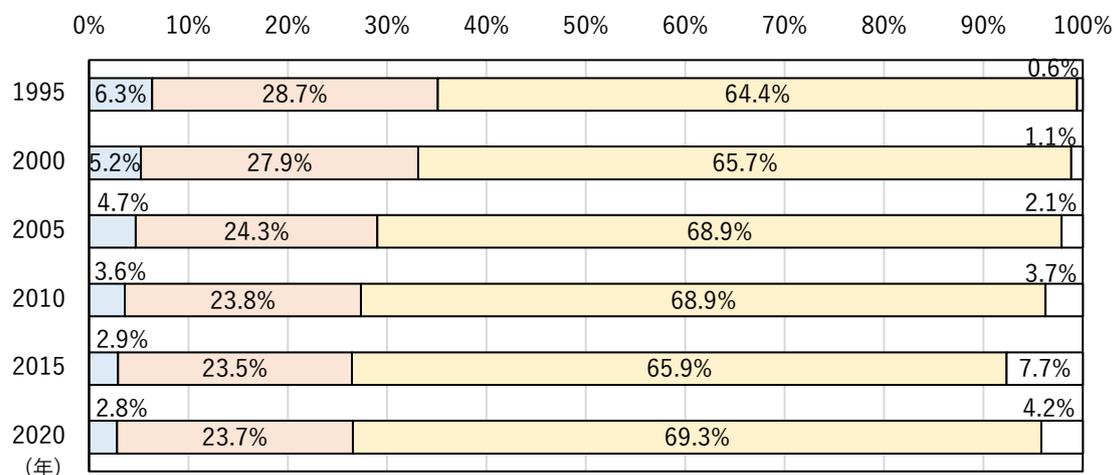
表 2-3 市内の就業人口

| | 第 1 次産業 | 第 2 次産業 | 第 3 次産業 | 合計 |
|--------|-----------------|------------------|-------------------|-----------|
| 1995 年 | 10,396 人 (6.3%) | 47,152 人 (28.7%) | 105,548 人 (64.4%) | 164,019 人 |
| 2000 年 | 8,639 人 (5.2%) | 46,175 人 (27.9%) | 108,814 人 (65.7%) | 165,517 人 |
| 2005 年 | 7,505 人 (4.7%) | 38,793 人 (24.3%) | 109,942 人 (68.9%) | 159,643 人 |
| 2010 年 | 5,199 人 (3.6%) | 34,375 人 (23.8%) | 99,647 人 (68.9%) | 144,621 人 |
| 2015 年 | 4,550 人 (2.9%) | 36,734 人 (23.5%) | 102,817 人 (65.9%) | 156,056 人 |
| 2020 年 | 4,312 人 (2.8%) | 36,152 人 (23.7%) | 105,663 人 (69.3%) | 152,474 人 |

資料：国勢調査（合計には「分類不能の産業」を含む）

注 1：カッコ内の各産業に「分類不能の産業」は含まないため、構成割合の合計が 100%にならない場合がある。

また、産業別の就業人口をみると、第 3 次産業は年々増加傾向にあり、2020（令和 2）年では、2015（平成 27）年比で 102.7%と微増となっています。



□ 第 1 次産業 □ 第 2 次産業 □ 第 3 次産業 □ 分類不能等

資料：国勢調査（合計には「分類不能の産業」を含む）

注 1：各産業に「分類不能の産業」は含まないため、構成割合の合計が 100%にならない場合がある。

図 2-3 本市の産業別就業人口

(5) 土地利用

市内の土地利用の状況は、山林・原野等が面積の約5割を占めていますが、都市化の進展とともに年々減少傾向にあり、逆に宅地が増加しています。

表2-4 本市の土地利用状況

各年1月1日現在

| | 総面積 (単位: km ²) | 地目別土地面積 (単位: km ²) | | | | | | |
|------------------|-------------------------------|--------------------------------|--------|-------|--------|-------|-------|--------|
| | | 宅地 | 田 | 畑 | 山林 | 原野 | 雑種地 | その他 |
| 2020年 | 757.20 | 59.70 | 105.11 | 51.23 | 316.29 | 46.68 | 15.46 | 162.73 |
| 2021年 | 757.20 | 59.92 | 105.16 | 50.71 | 316.20 | 46.69 | 15.81 | 162.71 |
| 2022年 | 757.20 | 60.13 | 105.25 | 49.81 | 316.76 | 46.82 | 16.03 | 162.40 |
| 2023年 | 757.20 | 60.30 | 105.39 | 49.60 | 315.80 | 46.52 | 17.33 | 162.26 |
| 2024年 | 757.20 | 60.37 | 105.60 | 48.95 | 315.93 | 46.68 | 17.68 | 161.99 |
| 構成比 (2024年度比) | 100% | 8.0% | 13.9% | 6.5% | 41.7% | 6.2% | 2.3% | 21.4% |

資料：郡山市統計調査

(6) 交通の状況

本市は、東北自動車道をはじめ、東北新幹線、磐越自動車道の開通や福島空港の開港により、道路、鉄道、空港が結節する「陸の港」としての交通の要衝の地位を確立してきました。

道路整備においては、高速交通体系への対応、鉄道や河川横断部の混雑解消、生活環境向上を図るため、都市計画道路などの幹線道路や生活道路の整備を進めています。

表2-5 都市計画道路の整備

2025（令和7）年3月末現在

| | 延長 | 割合 |
|---------|-----------|-------|
| 計画延長 | 204.08 km | |
| 整備済延長 | 148.14 km | 72.6% |
| 概成済延長 | 33.04 km | — |
| 整備・概成合計 | 181.18 km | 88.8% |

注1：概成済とは、概ね計画幅員の3分の2以上の道路、または4車線以上の道路を指す。



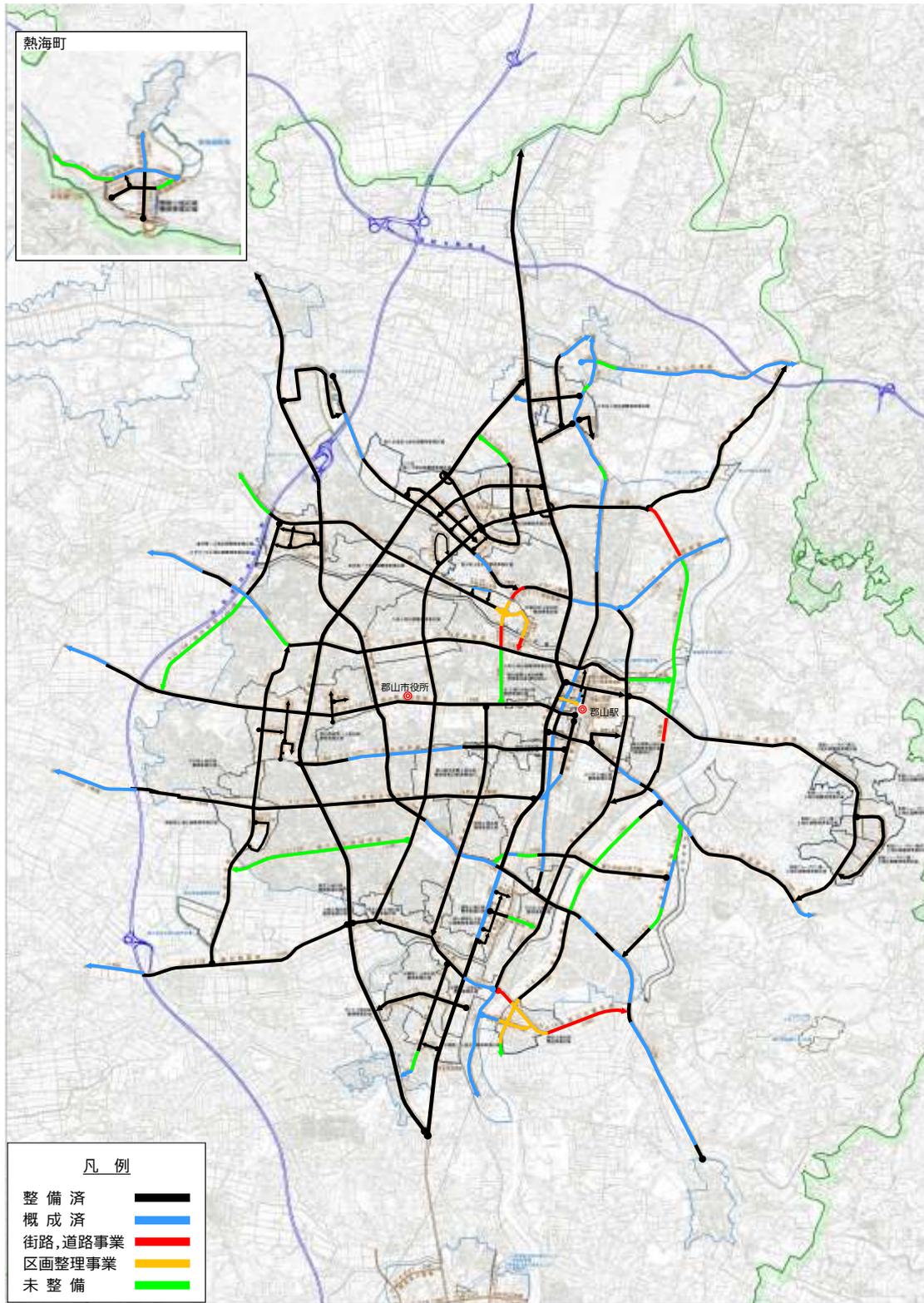


図2-4 都市計画道路の整備状況

(7) 本市の自然環境の概況

①自然とみどり

本市の森林面積は、39,417ha（令和6年度阿武隈川地域森林計画書）であり、市の総面積の約5割を占め、緑が豊かな環境となっています。

また、貴重な自然として、本市には「福島県自然環境保全条例」に基づき自然環境保全地域に指定されている地区が5箇所あります。自然環境保全地域とは、自然性が高く稀少性に富み、学術的価値の高い地域について恒久的に保存することを目的として、知事が指定した地域です。

また、同条例に基づき、快適な生活環境を維持するために、私たちの身近にある森や防風林等を保全すべきとして指定された緑地環境保全地域が、市内に2箇所あります。



図2-5 市内の自然環境保全地域、緑地環境保全地域の位置

表2-6 市内の自然環境保全地域

| 地域名 | 所在地 | 面積(ha) (特別地区面積) | 保全対象 |
|-----------|------------------|--------------------|----------------|
| ① 石筵 | 熱海町割石地内 | 51.90 | シダレグリの自生地 |
| ② 浄土松 | 逢瀬町多田野地内 | 35.00 (11.30) | アカマツ天然林、巨大な奇岩群 |
| ③ 奥州街道松並木 | 日和田町横森～ 庚申向地内 | 1.70 | アカマツの並木 |
| ④ 宇津峯山 | 田村町地内 | 174.81 | 変成岩類の盆地上構造ほか |
| ⑤ 深沢 | 熱海町石筵地内 | 43.81 (43.81) | ヒノキアスナロの天然林 |

注1：特別地区とは、自然環境を保全することが特に必要な地区のことで、自然環境保全法により建築物の新増築や宅地の造成等には、許可が必要となる。

表2-7 市内の緑地環境保全地域

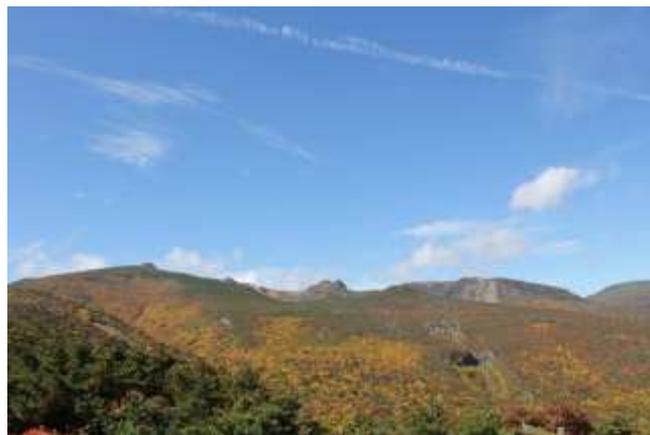
| 地域名 | 所在地 | 面積(ha) | 保全対象 |
|--|---------------|--------|-------------------|
| ⑥ 隠津島神社  | 湖南町 福良地内 | 12.50 | 隠津島神社と一体になった自然環境 |
| ⑦ 妙見山  | 三穂田町 飯森山地内 | 5.50 | 飯豊和気神社と一体になった自然環境 |

景観の保全という観点では、風致地区^{※4}が市内で4地区、合計101.5ヘクタール指定されています。風致地区内における建築や宅地の造成、木竹の伐採等を行う場合は、本市の条例に基づき、あらかじめ市長の許可を受ける必要があります。また、同じ地区内でも第1種から第3種までの種別に応じて、異なる建築物の建築等の許可基準が適用されています。

表2-8 市内の風致地区（単位：ha）

| 地区名 | 第1種 | 第2種 | 第3種 | 計 |
|----------|------|------|------|-------|
| 五百淵風致地区 | 15.5 | - | 11.5 | 27.0 |
| 開成山風致地区 | - | 35.0 | - | 35.0 |
| 荒池酒蓋風致地区 | - | - | 16.0 | 16.0 |
| 善宝池風致地区 | 11.0 | 9.2 | 3.3 | 23.5 |
| 計 | 26.5 | 44.2 | 30.8 | 101.5 |

また、国立公園として、陸域では我が国で2番目に大きな磐梯朝日国立公園の一部が本市に含まれています。磐梯朝日国立公園は、出羽三山から、朝日連峰、飯豊連峰、吾妻連峰、磐梯山、猪苗代湖までの広大な範囲に及んでいます。安達太良山には、国の天然記念物に指定されている貴重な植物であるハクサンシャクナゲの変種であるネモトシャクナゲが生育しています。



出典：環境省

安達太良山

^{※4} 風致地区：都市計画区域における植林地や水辺などの自然的景観を維持し、人と自然との調和のとれた環境をつくるために都市計画法で定められた地区のこと。

②河川や湖

本市は、猪苗代湖に接しており、安積疏水による開拓事業を通じた猪苗代湖の水資源が本市の発展に大きく寄与しています。こうした背景からも、本市では県や周辺自治体と連携して猪苗代湖の保全に努めてきましたが、近年猪苗代湖の水質悪化が顕在化してきています。他方、猪苗代湖はその自然環境の価値が国際的にも評価され、2025（令和7）年7月にラムサール条約湿地に登録されました。

また、市内には南北に大きく流れる阿武隈川があり、この阿武隈川には、西側の奥羽山脈と東の阿武隈山地を源流とする多くの河川より、水が注ぎ込んでいます。河川敷においては、「日出山水辺の小楽校」やサイクリングロードなどの施設が整備され、市民の憩いの場となっています。他にも、中心部に残された水と緑の豊かな空間を活かした「南川渓谷」、自然豊かな水辺空間を利用した「逢瀬川親水広場」など水環境を活かしたまちづくりがなされています。また、「市民が選ぶ水とふれあう名所10選」の選定や、市民の自主的な活動として河川愛護団体による定期的な河川美化運動など、市民・事業者と行政が一体となり水・緑に関連する施策・事業を推進しています。

こうした取り組みに対して、地域固有の水をめぐる歴史文化や優れた水環境の保全に努め、水を活かしたまちづくりに優れた成果をあげている地域として、1996（平成8）年に本市は国土交通省より、水の郷百選に選定されています。



藤田川と桜並木

③動植物

市内にはアカマツやブナの林が多く生息しています。アカマツ林は、自然環境保全地域に指定されている浄土松や奥州街道松並木などが植生地として挙げられます。

ブナ林については、湖南町の中ノ入地区には自然のブナ林があり、地域の方々により守り育てる活動が実施されています。また、緑地環境保全地域に指定されている隠津島神社周辺には、ヒメアオキやハイイヌガヤなどのブナ林を含む原生林があります。



隠津島神社の自然林

さらに、五百川に沿った蓬山遊歩道には、樹齢 300 年の直径 2 メートルを超えるケヤキの群生地があります。



ケヤキの森

また、山林や原野が広がり自然豊かな本市では、東部森林公園や高篠山森林公園などで、カモシカやリス、ノウサギなどの野生の動物がみられます。

哺乳類に関しては、特に東西の阿武隈山地や奥羽山脈には、ニホンザル、イノシシ、アナグマ、タヌキ等が生息しています。

鳥類に関しては、市内の豊富な水辺にゴイサギ、カワウ、マガモなどの水鳥がみられます。その他、オオハクチョウ、シギ、チドリが中継地などとして飛来しています。平地から山地にかけては、オオタカなどの大型の鳥に加えて、キジやヤマドリもみられます。またウグイスやホトトギス、さらには郡山市の鳥に指定されているカッコウなどがみられます。

魚類に関しては、阿武隈川の緩やかな流れの水域を中心にギンブナ、ニゴイやメダカなどがみられます。上流等流れが速い地点においては、アユやヤマメ等が生息しています。

なお、絶滅危惧種として指定は受けていませんが、天然記念物に指定されているヤマネ等の動物も市内に生息しているとみられます。



郡山市の鳥 カッコウ

2 市民意向

本計画の策定にあたり、まちづくりネットモニターを活用し「郡山市の環境について」をテーマにアンケート調査を実施しました。

(1) 調査の概要

| | |
|-------|---------------------------------|
| 調査期間 | 2025（令和7）年7月22日（火）～7月31日（木）10日間 |
| 回答方法 | 専用ウェブサイトから回答を返信 |
| モニター数 | 427名（男性185名、女性241名、不明1名） |
| 回答者数 | 376名（男性159名、女性216名、不明1名） |
| 回答率 | 88.1% |

《回答者内訳》

| | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 | 80代以上 | 総数 |
|----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-------|------|
| 男性 | 2人 | 4人 | 11人 | 29人 | 40人 | 35人 | 24人 | 14人 | 159人 |
| 女性 | 7人 | 7人 | 26人 | 61人 | 62人 | 42人 | 10人 | 1人 | 216人 |
| 不明 | - | 1人 | - | - | - | - | - | - | 1人 |
| 総数 | 9人 | 12人 | 37人 | 90人 | 102人 | 77人 | 34人 | 15人 | 376人 |

※構成比は、端数を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。

※過去の調査結果との比較を示すグラフでは、今回の結果を「今回（2025）」、令和3年度まちづくりネットモニター第5回調査の結果を「前回（2021）」、平成28年度まちづくりネットモニター第12回調査の結果を「前々回（2016）」と示しています。

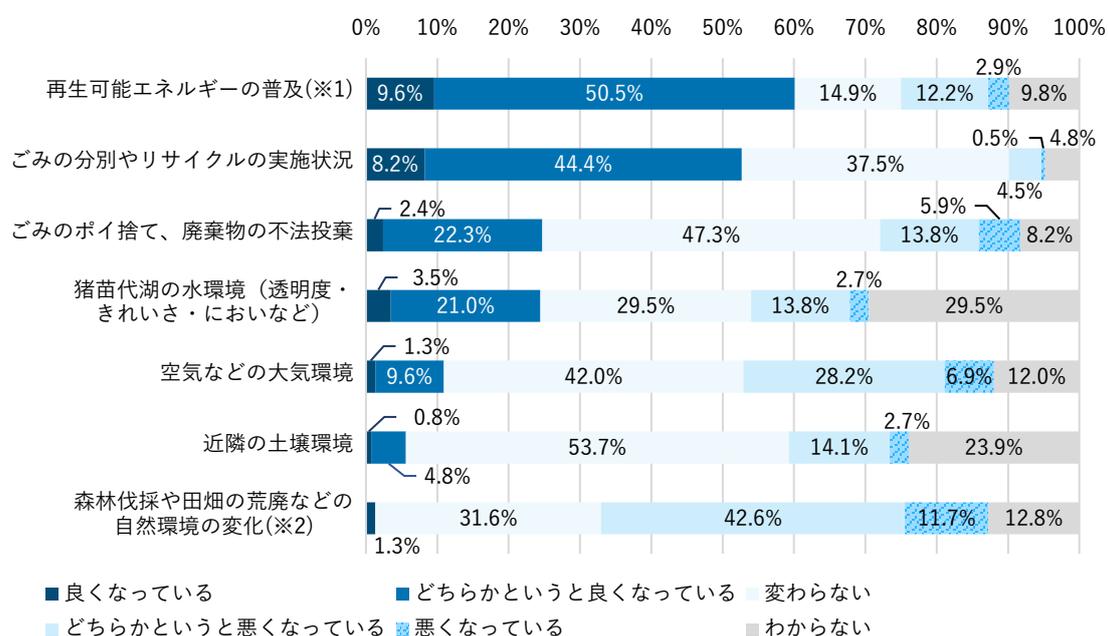
※詳細は、別途『2025年度まちづくりネットモニター第6回調査結果「郡山市の環境について」』にて整理し、市ウェブサイト公表しています。

(2) 調査結果 (抜粋)

①お住まいの地域を中心としたここ4～5年の生活環境の変化 (1つ選択)

「良くなっている (進んでいる) 」と「どちらかというと良くなっている (ある程度進んでいる) 」を合わせた割合は、「再生可能エネルギーの普及」 (60.1%)、次いで「ごみの分別やりサイクルの実施状況」 (52.6%) の順で高くなっています。

「どちらかというと悪くなっている (やや悪化している) 」と「悪くなっている (とても悪化している) 」を合わせた割合は、「森林伐採や田畑の荒廃などの自然環境の変化」 (54.3%)、「空気などの大気環境」 (35.1%) の順で高くなっています。



(※1) アンケートでは「進んでいる (9.6%)」「ある程度進んでいる (50.5%)」「変わらない (14.9%)」「あまり進んでいない (12.2%)」「進んでいない (2.9%)」「わからない (9.8%)」

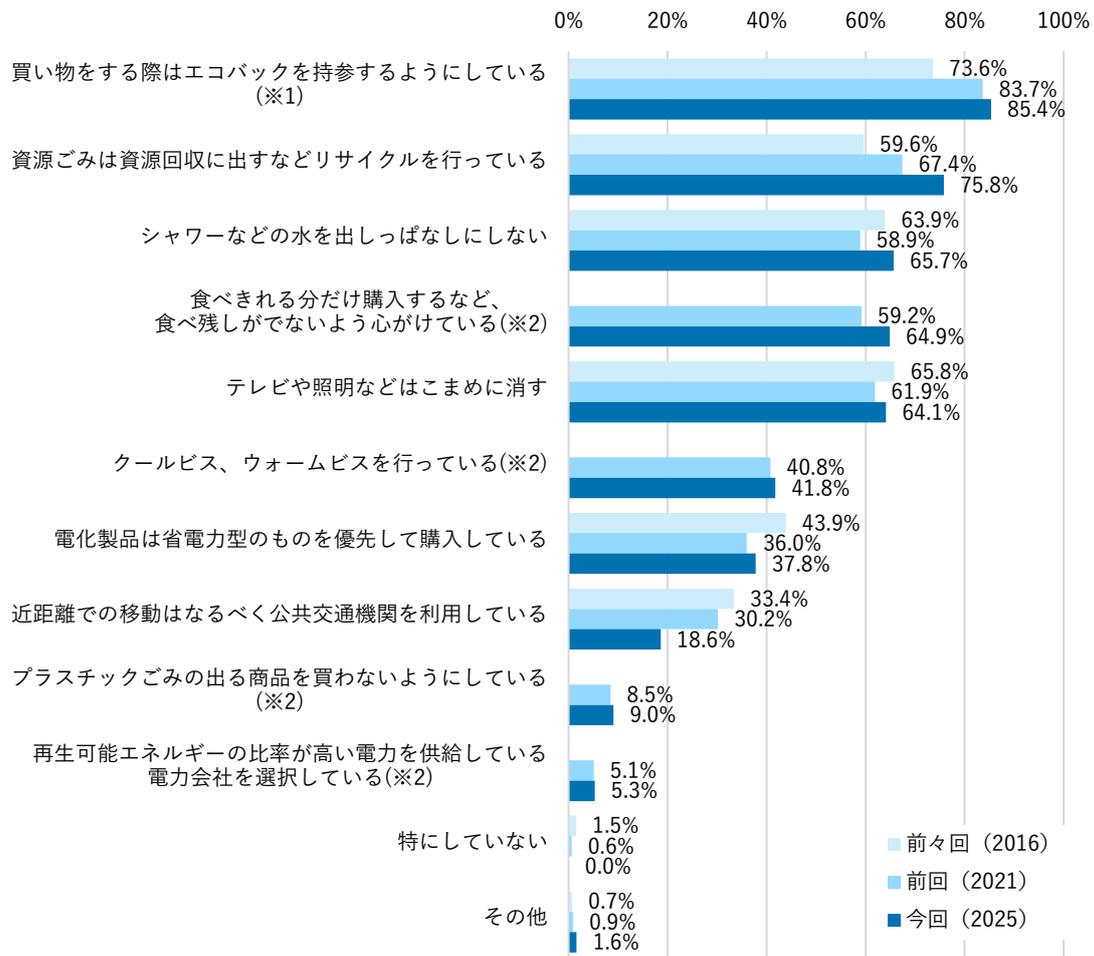
(※2) アンケートでは「改善している (1.3%)」「あまり変わらない (31.6%)」「やや悪化している (42.6%)」「とても悪化している (11.7%)」「わからない (12.8%)」

図2-6 お住まいの地域を中心としたここ4～5年の生活環境の変化

②日常生活の中で環境に配慮している取り組み（複数回答可）

「買い物をする際はエコバックを持参するようにしている」（85.4%）、「資源ごみは資源回収に出すなどリサイクルを行っている」（75.8%）、「シャワーなどの水を出しっぱなしにしない」（65.7%）の順に割合が高くなっています。

エコバッグ持参の増加はレジ袋有料化や環境への配慮、リサイクルの増加は民間事業者（小売店等）でのポイントが付与されるリサイクル設備の設置等が要因と考えられます。



（※1）前々回（2016）では、「過剰な包装は断ったり、買い物袋を持参するようにしている」

（※2）前々回（2016）は非調査の項目

図 2-7 日常生活の中で環境に配慮している取組

③サーキュラーエコノミーに関する認知度（1つ選択）

「言葉も意味もよく知っており、内容を人に説明できる」と「言葉を知っていて、意味もある程度知っている」を合わせた割合は 7.7%にとどまっています。また、「言葉は聞いたことがあるが、意味はよく知らない」と回答した割合は 14.9%であり、郡山市民における「サーキュラーエコノミー」の認知度は低い状況です。

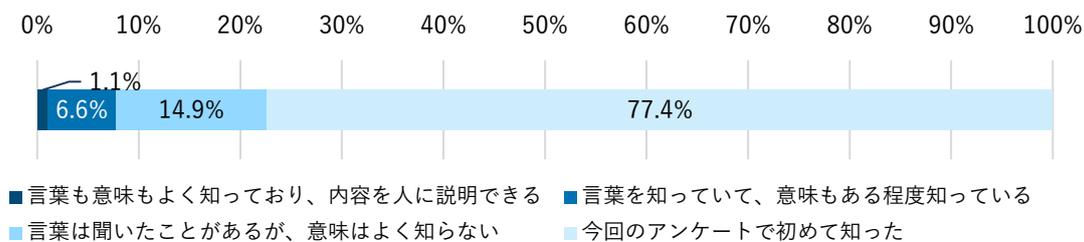


図2-8 サーキュラーエコノミーに関する認知度

④環境教育や市民参加の保全活動について（1つ選択）

「地域や学校での環境教育が十分に行われているか」との設問に対し、「行われている」と「ある程度行われている」を合わせた割合は 49.7%となっており、半数程度の市民が環境教育の実施を認識している状況です。

また、「市民参加の保全活動が十分に行われているか」との設問に対しては、「行われている」と「ある程度行われている」を合わせた割合は 38.8%であり、環境教育に比べ低い状況です。

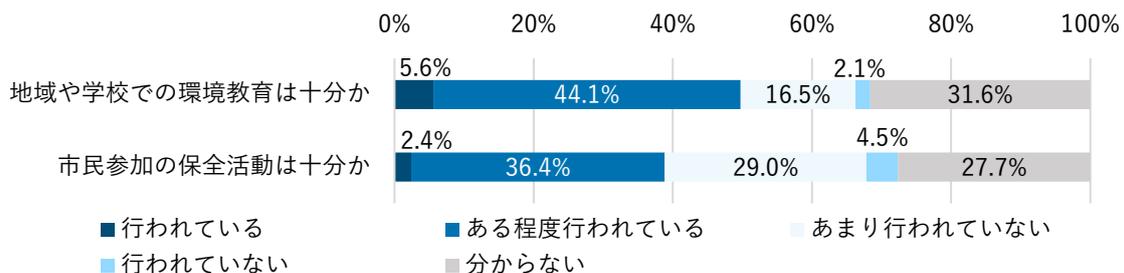


図2-9 環境教育や市民参加の保全活動

⑤環境保全活動への参加意向（1つ選択）

「積極的に参加したい」と「都合のつく範囲で参加したい」を合わせた割合は 81.7% となっています。前回調査と比べると 3.4 ポイント高くなっていますが、「積極的に参加したい」の割合は 4.4 ポイント低くなっています。

「参加したいと思わない」（18.4%）は、前回調査と比べると 3.4 ポイント低くなっています。

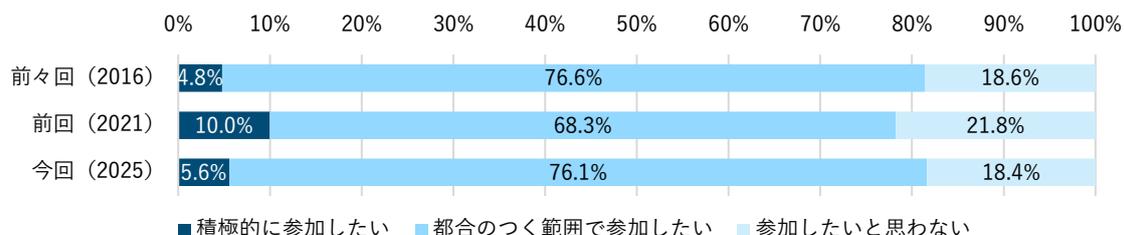


図2-10 環境保全活動への参加意向

⑥参加したい環境保全活動（複数回答可）

「積極的に参加したい」及び「都合のつく範囲で参加したい」を選択した方が参加したい環境保全活動としては、「公園、道路などの清掃活動や緑化活動」（57.7%）が最も高くなっています。前回調査に引き続き最高となり、2.5 ポイントの増加になっています。

次いで前回調査でも3割以上が参加意思を示した「自然観察会や自然環境保全に関する活動」（42.3%）、「地球温暖化防止に係る勉強会や講習会」（40.0%）、「農業体験」（31.7%）の順に高くなっています。

一方で「学校教育や地域での環境学習、環境保全活動の運営ボランティア」（26.0%）は、前々回、前回調査と年を追うごとに減少しています。

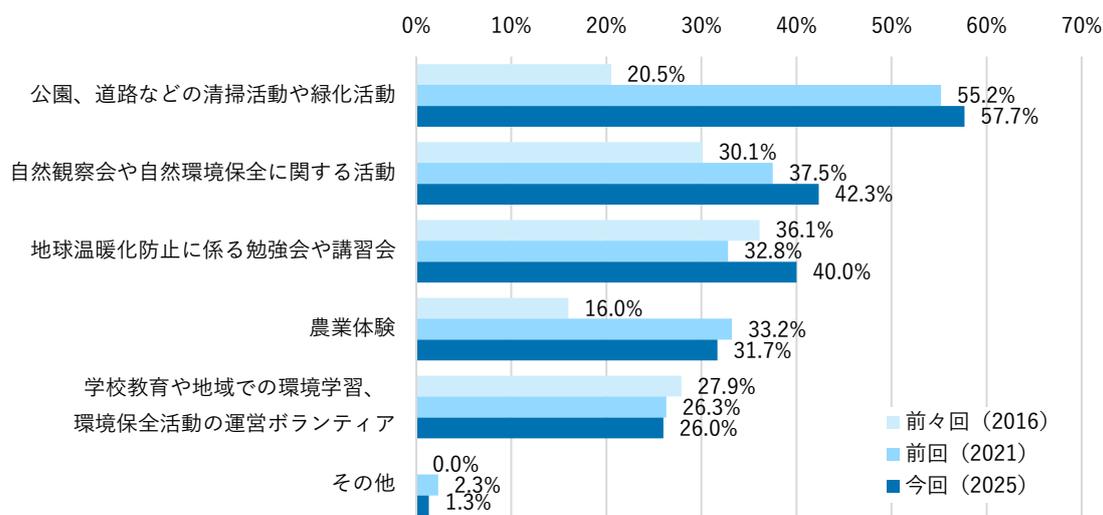
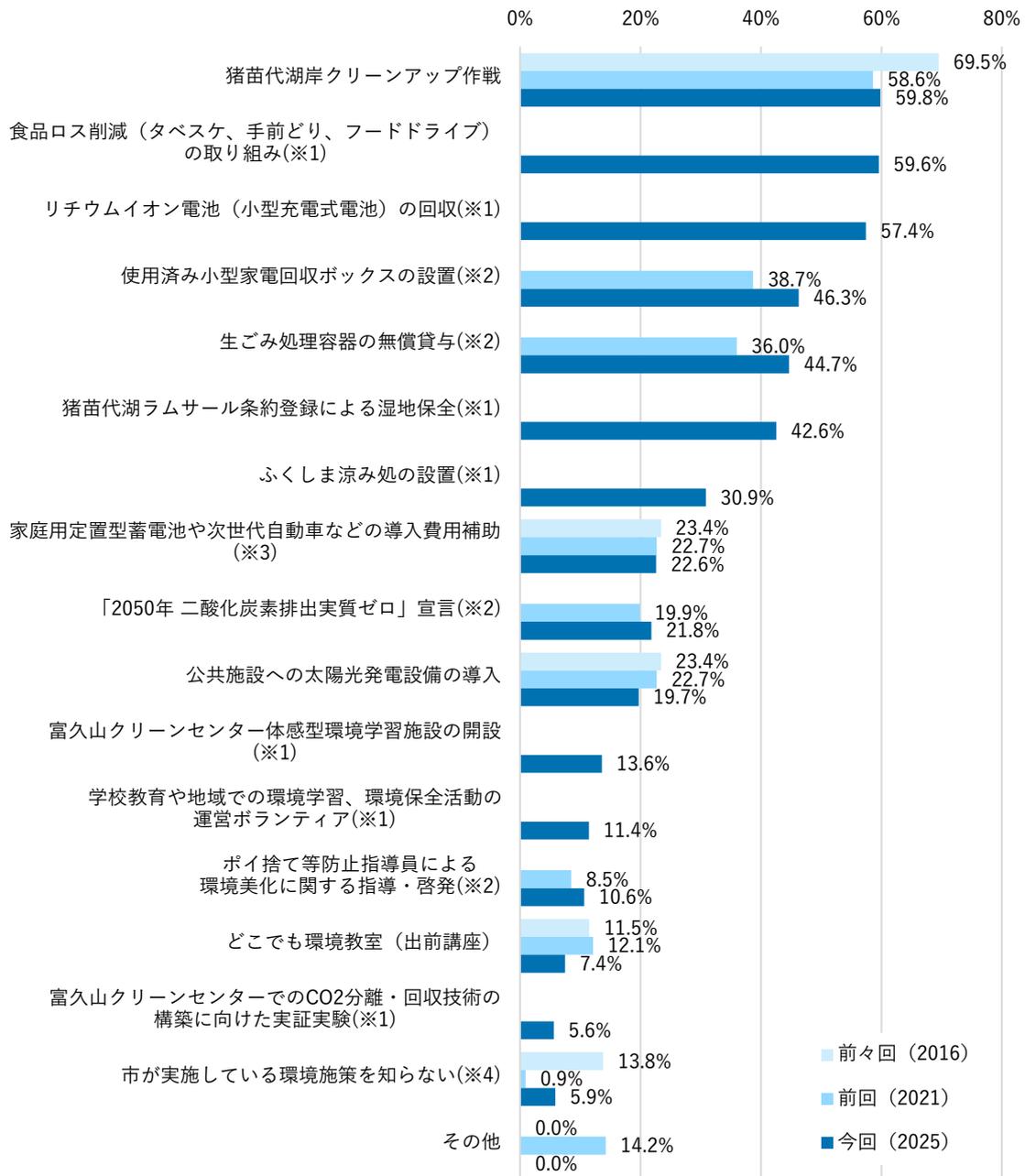


図2-11 参加したい環境保全活動

⑦郡山市の環境施策の中で知っている取り組み（複数回答可）

「猪苗代湖岸クリーンアップ作戦」（59.8%）が最も高くなっていますが、前々回調査に比べると9.7ポイント低くなっています。次いで「食品ロス削減（タベスケ、手前どり、フードドライブ）の取り組み」（59.6%）、「リチウムイオン電池（小型充電式電池）の回収」（57.4%）の順に高くなっています。



（※1）前々回（2016）・前回（2021）は非調査の項目 （※2）前々回（2016）は非調査の項目
 （※3）前々回（2016）では、「家庭用定置型リチウムイオン蓄電池や地中熱利用ヒートポンプシステムなどの設置費用補助」
 （※4）前々回（2016）では、「特になし」

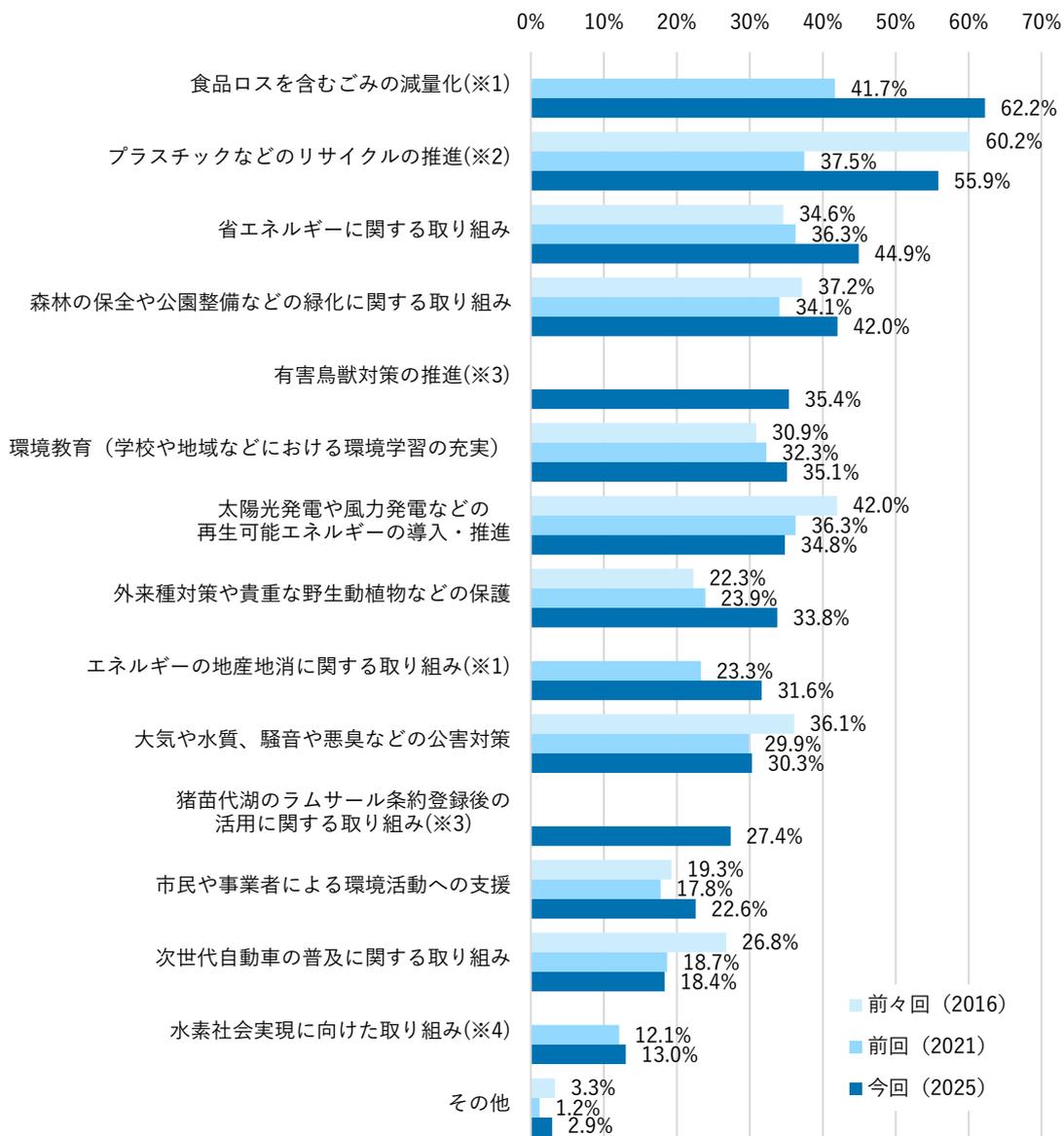
図2-12 郡山市の環境施策の中で知っている取り組み

⑧より良い環境づくりを進めるために、郡山市が今後力を入れて取り組むべきこと（複数回答可）

「食品ロスを含むごみの減量化」（62.2%）、「プラスチックなどのリサイクルの推進」（55.9%）、「省エネルギーに関する取り組み」（44.9%）が上位3項目となっています。このうち「食品ロスを含むごみの減量化」は前回に比べ 20.5 ポイント高くなっています。

また、「プラスチックなどのリサイクルの推進」については、前回調査（37.5%）と比較すると 18.4 ポイント高くなっていますが、前々回調査の類似項目「ごみの減量やリサイクルの推進」（60.2%）と比較すると 4.3 ポイント低くなっています。

さらに「森林の保全や公園整備などの緑化に関する取り組み」（42.0%）、「有害鳥獣対策の推進」（35.4%）が続いており、自然との共生に関心を持つ市民も多いといえます。



(※1) 前々回 (2016) は非調査の項目 (※2) 前々回 (2016) では、「ゴミの減量やリサイクルの推進」
 (※3) 前々回 (2016) ・前回 (2021) は非調査の項目 (※4) 前々回 (2016) では、「低公害車の普及に関する取り組み」

図2-13 より良い環境づくりを進めるために、郡山市が今後力を入れて取り組むべきこと

第3章 計画の目標

- 1 基本理念
- 2 将来の環境都市像
- 3 将来の環境都市像の実現に向けた施策体系
 - (1) 取り組みの柱
 - (2) 重点項目と目標指標
 - (3) マルチベネフィット・SDGsの視点による施策の推進
 - (4) バックキャスト思考による施策の推進
 - (5) 施策の体系

第3章 計画の目標

1 基本理念

「郡山市環境基本条例」では、環境の保全及び創造について基本理念を定めています。同条例に策定が規定されている本計画においても、これを基本理念とします。

【郡山市環境基本条例の基本理念】

- 第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を確保し、及び向上させ、並びに将来の世代へ継承できるように適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、生態系が健全に維持され、人と自然との共生が確保されるよう適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、資源の適正な管理及び循環的な利用の推進により、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを旨として、市、事業者及び市民の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、市、事業者及び市民がこれを自らの課題として認識し、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

2 将来の環境都市像

本計画は、本市の最上位計画である「郡山市第7次総合計画」の将来都市像「東北の鼓動未来を奏でる 選ばれるまち 郡山」の実現に向け、環境面から推進するものです。「郡山市第7次総合計画」では3つの基本方針の一つとして「選ばれるまち」を掲げ、郡山市が「住んでみたい」と思われるまちとなることを目指しています。さらに、基本方針に基づく政策・施策の体系において、環境分野で重視する視点・施策として「自然と調和した環境にやさしい循環型社会の構築」を位置付けています。本計画では、これら「郡山市第7次総合計画」における基本方針及び重視する視点・施策を踏まえ、「将来の環境都市像」を掲げます。

将来の
環境
都市像

自然と調和した環境にやさしい、
住んでみたいと思えるまち

3 将来の環境都市像の実現に向けた施策体系

(1) 取り組みの柱

将来の環境都市像『自然と調和した環境にやさしい、住んでみたいと思えるまち』の実現に向けて、原子力災害からの環境回復を土台とし、分野ごとに5つの「取り組みの柱」を定め、環境施策を着実に実行していきます。

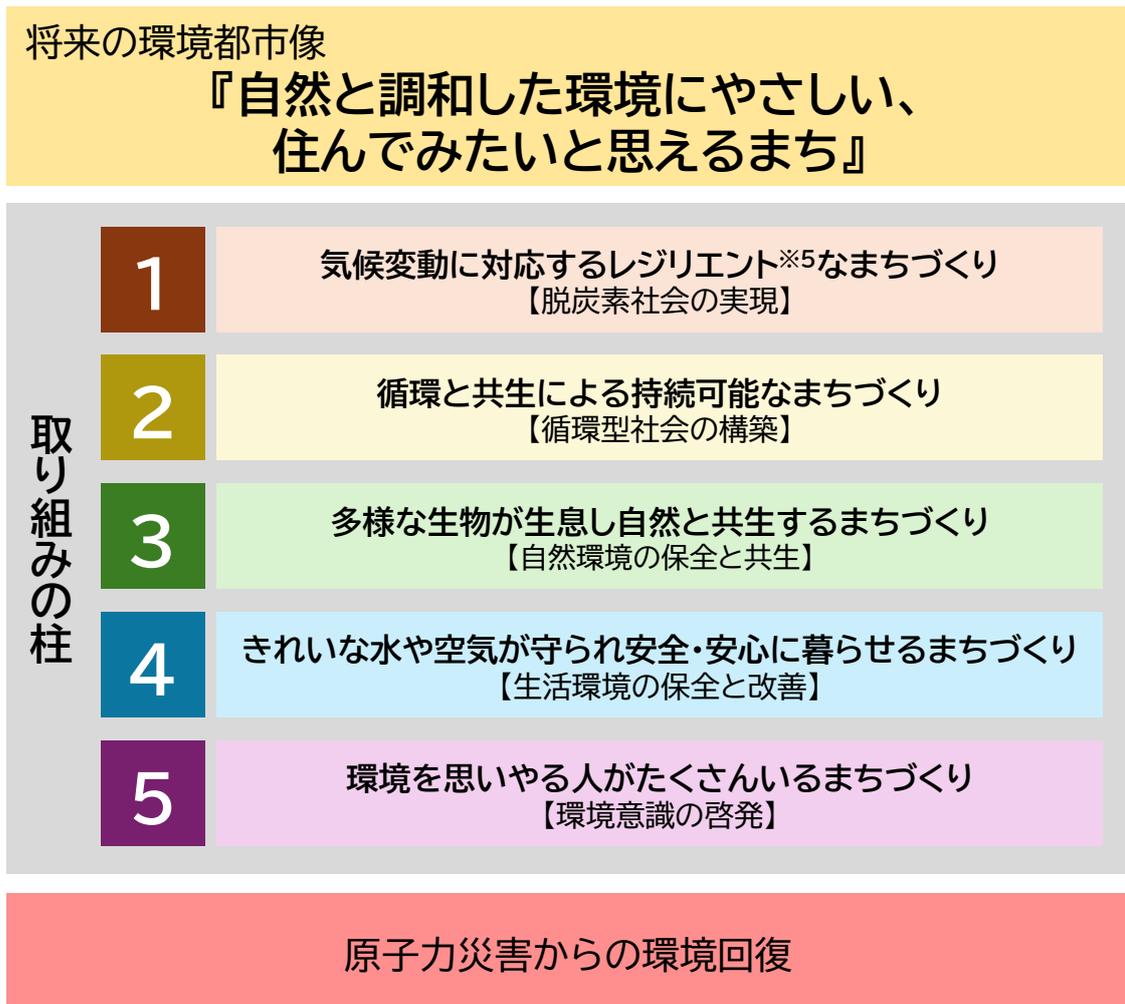


図3-1 取り組みの柱イメージ

※5 レジリエント：「回復力のある」「弾力的な」「強靱的な」などと訳され、回復力やしなやかさを表す言葉。レジリエントなまちとは、自然災害や気候変動による影響などの様々な危機に備え、被害を受けてもいち早く回復する力のあるまちを意味しています。

1

気候変動に対応するレジリエントなまちづくり

【脱炭素社会の実現】

地球温暖化防止のために、再生可能エネルギーの普及や環境負荷の少ないライフスタイルを推進し、気候変動の影響へ適応するレジリエントなまちづくりを目指します。

2

循環と共生による持続可能なまちづくり

【循環型社会の構築】

限りある資源を大切にし、ごみの発生抑制や資源の再利用を推進するとともに、適正な廃棄物処理を行い、資源が循環するまちづくりを目指します。

3

多様な生物が生息し自然と共生するまちづくり

【自然環境の保全と共生】

多様な自然や動植物の生育環境を保全し、豊かな自然の恵みを次世代に引き継ぐため、自然と共生するまちづくりを目指します。

4

きれいな水や空気が守られ安全・安心に暮らせるまちづくり

【生活環境の保全と改善】

水、大気、土壌などを良好な状態に保ち、快適な生活環境が守られることで、安全・安心に暮らすことができるまちづくりを目指します。

5

環境を思いやる人がたくさんいるまちづくり

【環境意識の啓発】

子どもからお年寄りまであらゆる世代が環境問題を自分事として捉え、環境にやさしい行動を実践する、環境を思いやる人がたくさんいるまちづくりを目指します。

原子力災害からの環境回復

2017（平成 29）年度に面的除染が完了し、2021（令和 3）年度には除去土壌等の搬出もおおむね完了するなど一定の環境回復がなされましたが、自家消費野菜等の放射能検査や放射線量測定機器の貸出など、市民の不安払拭に向けた取り組みを今後も継続します。

(2) 重点項目と目標指標

本計画で特に力を入れる取り組みの項目を「重点項目」とし、中長期目標を踏まえて、計画期間（2029（令和11）年度まで）に達成する「目標指標」を設定することで、目標を明確化します。

【重点項目】

① 地球温暖化対策の推進（取り組みの項目1-1）

「パリ協定」を踏まえ、地球温暖化対策は国際的に取り組むべき喫緊の課題であり、本市においても2021（令和3）年3月に気候変動対策に係る総合的な計画「郡山市気候変動対策総合戦略」を策定（2023年一部改定）し、2050（令和32）年二酸化炭素排出量実質ゼロの達成に向け気候変動対策及びエネルギー施策を一元的かつ効果的に推進していくことを目指しています。

② 資源の循環的利用（取り組みの項目2-1）

本市は中核市の中でも市民一人一日当たりのごみ排出量が多く、更なるごみの減量化・資源化に取り組む必要があります。また、「食品ロス」の削減や「プラスチックごみ」問題など世界的な課題への対応も求められており、本市では「郡山市食品ロス削減推進担当連絡会」を設置し、部局間協奏による対策を推進していきます。

【目標指標】

第4章「施策の展開」で明らかにします。

(3) マルチベネフィット・SDGsの視点による施策の推進

一つの行動によって複数の側面における利益（マルチベネフィット）を生み出すことを目指すと同時に、環境分野における取組で社会・経済課題の統合的解決を実現していくといったSDGsの視点を取り入れ、取り組みの柱ごとに関連するSDGsの目標を示します。

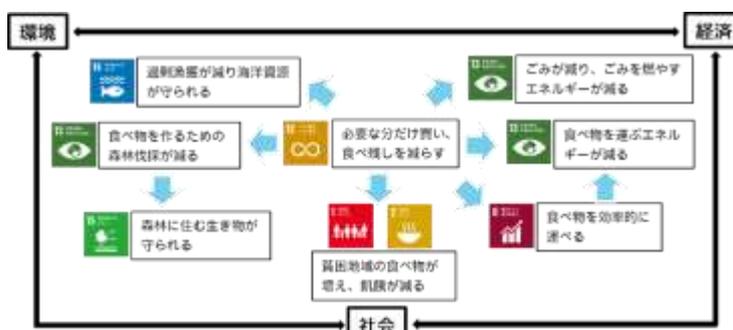


図3-2 食品ロス対策におけるマルチベネフィットの例

(4) バックキャスト思考による施策の推進

バックキャスト思考とは、「未来」を起点として、そこから逆算して「今」何をすべきか考えることです。バックキャストの考え方にに基づき、将来の環境都市像実現のために今すべき施策を実施していきます。



図3-3 バックキャスト思考イメージ

(5) 施策の体系

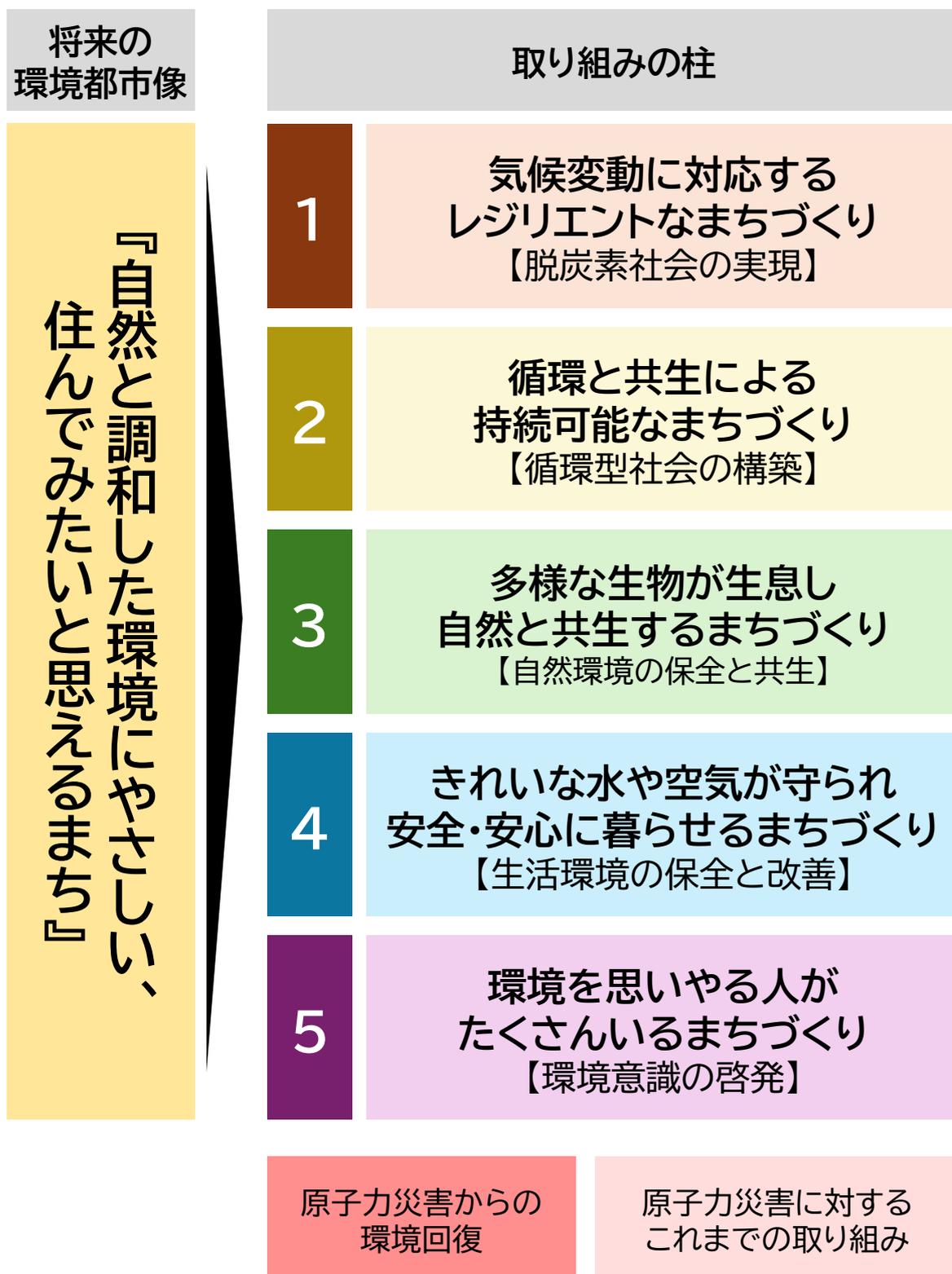


図3-4 体系図

取り組みの項目

重点項目

1-1 地球温暖化対策の推進

- 1-1-1 省エネルギーの推進
- 1-1-2 再生可能エネルギーの普及拡大と水素社会の実現
- 1-1-3 地域環境の整備・発展

1-2 気候変動適応策の推進

- 1-2-1 気候変動への適応に関する普及啓発
- 1-2-2 想定される影響に対する施策の推進

重点項目

2-1 資源の循環的利用

- 2-1-1 5R(リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ・リペア)の推進
- 2-1-2 食品ロス削減の推進
- 2-1-3 プラスチックごみ対策の推進

2-2 廃棄物の適正処理

- 2-2-1 廃棄物の減量化・再資源化の推進
- 2-2-2 廃棄物の不法投棄対策・環境美化の推進
- 2-2-3 災害廃棄物処理体制の構築

3-1 生物多様性の保全

- 3-1-1 生息・生育環境の保全
- 3-1-2 特定外来生物対策の推進
- 3-1-3 有害鳥獣対策の推進

3-2 自然環境の保全と活用

- 3-2-1 森林や農地の保全と活用
- 3-2-2 公園・緑地等の整備
- 3-2-3 グリーンインフラやEco-DRRの推進

4-1 水環境等の保全と改善

- 4-1-1 水資源の保全の推進
- 4-1-2 地下水、湧水の保全
- 4-1-3 工場・事業場などからの排出対策

4-2 大気環境等の保全と改善

- 4-2-1 有害化学物質の発生抑制
- 4-2-2 騒音・振動・悪臭の発生抑制
- 4-2-3 工場・事業場や建設作業等への規制・指導

5-1 環境教育・環境学習の推進

- 5-1-1 環境教育の充実と普及
- 5-1-2 環境学習の場の提供

5-2 環境保全活動への支援

- 5-2-1 環境情報の発信
- 5-2-2 環境啓発推進のための体制づくり
- 5-2-3 環境保全活動を担う人材の育成

除染の実施結果

市内各所からの除去土壌等の搬出結果

空間放射線量の推移に関する情報発信

ホールボディーカウンターによる内部被ばく検査

自家消費野菜の放射能検査

第4章 施策の展開

取り組みの柱1 気候変動に対応するレジリエントなまちづくり

- 1-1 地球温暖化対策の推進
- 1-2 気候変動適応策の推進

取り組みの柱2 循環と共生による持続可能なまちづくり

- 2-1 資源の循環的利用
- 2-2 廃棄物の適正処理

取り組みの柱3 多様な生物が生息し自然と共生するまちづくり

- 3-1 生物多様性の保全
- 3-2 自然環境の保全と活用

取り組みの柱4 きれいな水や空気が守られ安全・安心に暮らせるまちづくり

- 4-1 水環境等の保全と改善
- 4-2 大気環境等の保全と改善

取り組みの柱5 環境を思いやる人がたくさんいるまちづくり

- 5-1 環境教育・環境学習の推進
- 5-2 環境保全活動への支援

原子力災害からの環境回復

郡山市の原子力災害対策のこれまでの取り組み



現状と課題

地球温暖化などの気候変動問題は、私たち一人ひとりはもちろん、地球上に生きる全ての生き物に影響を与える喫緊の課題です。

2015（平成 27）年に COP21 で、「産業革命前からの平均気温上昇を 2℃未満に抑える」、「今世紀後半に人為起源の温室効果ガス排出を正味ゼロにする」ことを記した「パリ協定」が採択され、2020（令和 2）年から本格運用が始まりました。

さらには、近年、熱波や大雨、干ばつ等極端な異常気象が世界各地で頻発しています。2021（令和 3）年 8 月に国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）^{※6}第 6 次報告書の自然科学的根拠を担当する第 1 作業部会による報告では、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地はない」と断定し、地球温暖化の進行で気象災害は拡大すると警告しています。

国においては、気候変動への適応を進めるため 2018（平成 30）年に「気候変動適応法」を施行し、また、2021（令和 3）年には「2050 年の温室効果ガス排出実質ゼロ」を基本理念として明記した「地球温暖化対策推進法」の一部改正が行われました。それを受けて 2021（令和 3）年に改定された「地球温暖化対策計画」において、温室効果ガス排出量の 2030（令和 3）年度目標として 2013（平成 25）年度比 46%減の目標が掲げられ、国全体で取り組みが推進されています。

本市においては、国に先立ち 2019（令和元）年 11 月 28 日に、脱炭素社会の実現と SDGs 未来都市としての取り組みをさらに加速化させるため、「2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロ」を表明し、さらに、これら国内外の動向に対応するため、気候変動の原因となる温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」と、気候変動の影響に対応し被害を最小化・回避する「適応策」を両輪とした「郡山市気候変動対策総合戦略」を 2021（令和 3）年 3 月に策定し、その後、国の目標の見直しを受け、2023（令和 5）年 3 月に目標の一部見直しを行いました。

また、これらの脱炭素に向けた取り組みの一環として、2024（令和 6）年度に「郡山市一般廃棄物処理基本計画」を改定し、ごみの減量や廃棄物の焼却及び埋立に伴う二酸化炭素排出量の削減を図るため、2027（令和 9）年度における市民一人一日当たりのごみ排出量の目標値を 970g に決めました。

^{※6} 気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）：人為起源による気候変動、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988 年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された国連の組織。

2050（令和32）年の「Carbon Neutral City Koriyama」を目指し、市民、事業者と連携した地域の脱炭素化と気候変動の影響への適応策を進め、レジリエントなまちづくりに取り組めます。

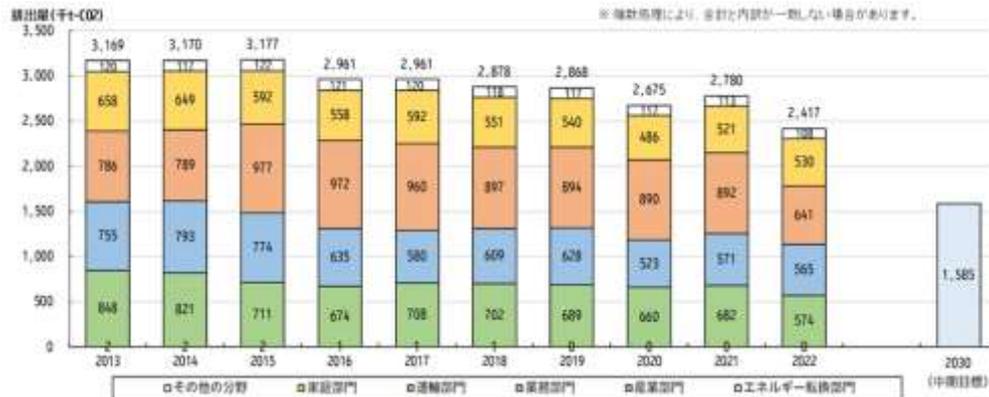


図4-1 本市の部門別温室効果ガス排出量の推移^{※7}

本市の部門別温室効果ガス排出量の推移を見ると、東日本大震災以降、産業部門、業務部門、家庭部門は減少傾向となっています。運輸部門については、基準年度 2013（平成 25）年度から増加しています。エネルギー転換部門はほぼ横ばいとなっています。産業部門、業務部門、家庭部門は、省エネ対策が進んだこと等により減少傾向となっていると考えられます。運輸部門については、台数、使用頻度が増えたこと等が増加の要因と見られ、部門別で一番の排出量となっていることから、対策が求められます。また、近年の猛暑において本市を管轄する「郡山地方広域消防組合」管内における熱中症患者は年々増加しており、2023（令和5）年には過去最多の 307 人となっています。その他洪水対策等のハード整備も含め、気候変動への適応策の充実が市としても一層求められていると言えます。



図4-2 「郡山地方広域消防組合」管内における熱中症患者の推移

^{※7}温室効果ガスの排出量は、部門毎の排出量として表されることが多く、本市では主に産業部門（第一次産業及び第二次産業の活動により、工場・事業所内で消費されたエネルギーに関するもの）、民生家庭部門（家庭内で消費したエネルギーに関するもの）、民生業務部門（事務所・ビル、店舗等の第三次産業で消費したエネルギーに関するもの）、運輸部門（人・物の輸送・運搬に消費したエネルギーに関するもの）、エネルギー転換部門（燃料から電気に変換するときに使用したエネルギーに関するもの）、その他（廃棄物起源二酸化炭素、メタン等）として分類しています。

取り組みの柱1 気候変動に対応するレジリエントなまちづくり

1-1 地球温暖化対策の推進

重点
項目

1-2 気候変動適応策の推進

重点
項目

1-1 地球温暖化対策の推進

温室効果ガスによる地球温暖化の進行を防止するため、市としては2050年カーボンニュートラルを実現するために、2021(令和3)年に「郡山市気候変動対策総合戦略」を策定(2023年一部改定)し、温室効果ガス排出量の2030(令和12)年度目標として2013(平成25)年度比50%減を掲げています。目標達成のため、省エネルギー推進・再生可能エネルギーの導入促進や、交通・緑化等の脱炭素型まちづくりに取り組んでいきます。

【目標指標】

| 指標名 | 現況値 (2022年度) | 目標値 |
|-------------|-----------------|------|
| 温室効果ガス排出削減率 | 23.7% | 39%※ |

【中長期目標】

| 2030年度 | 2050年度 |
|--------|--------|
| 50% | 100% |

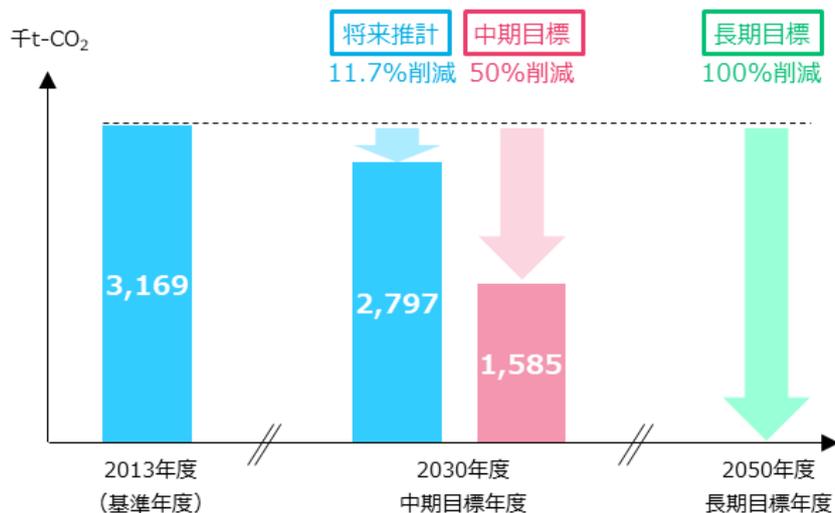


図4-3 温室効果ガス排出量削減目標のイメージ

※郡山市気候変動対策総合戦略に定める目標(2013(平成25)年度比-50%)から算出した数値。国内外の情勢の変化(国の温室効果ガス排出量の削減目標の改正など)等を踏まえ、郡山市気候変動対策総合戦略は随時、内容の見直しを検討します。

市民の取り組み

- 太陽光発電や蓄電池の導入、高断熱化などによる省エネルギー住宅への新改築を検討
- 省エネルギー性能の高い家電製品への買換え
- 徒歩や自転車による移動、公共交通機関の積極的な利用やカーシェアリングの実施
- 次世代自動車^{※8}の購入やエコドライブ^{※9}の実施
- 冷暖房の適切な温度管理や照明のこまめな消灯など省エネルギー生活の実践
- 環境に配慮した省エネルギー型ライフスタイル（デコ活）への転換

事業者の取り組み

- クールビズ、ウォームビズの積極的な推進
- 照明やOA機器、冷暖房などを適切に管理し、節電の実施
- ノーマイカーデーやエコ通勤、時差出勤やリモートワーク等の実施
- エコドライブ、業務用車両のアイドリングストップ実施や次世代自動車などの導入
- 省エネ性能の高い設備や機器、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入
- 省エネ技術や製品、サービスの開発や提供
- 事業活動における省エネ・温室効果ガスの排出抑制

市の取り組み

施策の展開

1-1-1 省エネルギーの推進

○ 省エネルギー性能の高い建築物や設備・機器等の導入促進

省エネルギー性能の高い技術や製品を導入することで、エネルギー消費の効率化による二酸化炭素排出の削減を推進します。

- ・ 公共施設において省エネ性能の高い設備や機器を導入します。
- ・ ZEB^{※10}（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）や ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）など省エネ性能の高い建築物の普及に努めます。
- ・ 市民や事業者へ、省エネ機器の導入・利用について普及啓発を行います。

○ 環境に配慮したライフスタイルへの転換

^{※8} 次世代自動車：ハイブリット自動車(HV)、プラグインハイブリット自動車(PHEV)、クリーンディーゼル車、電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)等、二酸化窒素等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない環境にやさしい自動車のこと。

^{※9} エコドライブ：燃料消費量や温室効果ガス排出量を減らし、気候変動対策につなげる「運転技術」や「心がけ」のこと。気候変動対策だけでなく、燃料費削減、大気汚染防止、事故防止などの効果を得ることもできます。

^{※10} ZEB、ZEH：省エネを図るとともに、再生可能エネルギーを導入し「快適な室内環境」を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指したビルや住宅のこと。

省エネルギー行動や脱炭素化に繋がる情報を発信し、市民・事業者の意識改革と行動の転換を促します。

- ・ 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動である「デコ活」の普及啓発を図ります。
- ・ 情報発信においては、ウェブサイトや SNS、郡山市公式 YouTube への動画投稿など ICT を活用した普及啓発を行います。

1-1-2 再生可能エネルギーの普及拡大と水素社会の実現

○ 再生可能エネルギーの導入促進

地域の特性を活かした再生可能エネルギーの普及拡大により、地域の脱炭素化やエネルギー自給率の向上を図ります。

- ・ 公共施設へ太陽光発電設備や太陽熱、地中熱利用システム等を積極的に導入します。
- ・ 導入補助制度などにより、住宅・事業所への再生可能エネルギーの普及を促進します。
- ・ 市民や事業者に対し、再生可能エネルギー導入につながる情報の提供や、郡山市次世代エネルギーパーク等を活用した情報発信により、再生可能エネルギーの普及啓発を図ります。

○ 再生可能エネルギーの地産地消

地域で作られた再生可能エネルギーを地域内で消費するなど、再生可能エネルギーの地産地消に向けた取り組みを推進します。

- ・ 導入補助制度の推進などにより、住宅・事業所等への再生可能エネルギーの普及を促進します。
- ・ 市民や事業者に対し、再生可能エネルギー導入につながる情報の提供や、郡山市次世代エネルギーパーク等を活用した情報発信により、再生可能エネルギーの普及啓発を図ります。

○ 再生可能エネルギーによるイノベーションの創出と地域経済の活性化

市内外の民間企業や大学、研究機関等と連携し、郡山市発となる技術の創出等イノベーションを創出するとともに、エネルギー関連産業等の集積により地域経済を活性化します。

- ・ 市有地や施設を大学や研究機関の実証試験の場として提供し、技術の実証・実装を推進します。
- ・ 再生可能エネルギーや環境に関する産業の振興・創出を図ります。

○ 水素利活用の拡大

「郡山市水素利活用推進構想」に基づき、水素社会実現に向けた取り組みを推進します。

- ・ 産学金官連携による「郡山市水素利活用研究会」の活動を通じ、水素利活用の拡大を図ります。

- ・ エネファームや燃料電池自動車（FCV）の導入補助、水素ステーション整備に関する環境整備等、水素社会実現へ向けた支援を行います。
- ・ 水素に関するイベントや出前講座など、様々な機会を通じて水素に関する情報発信・普及啓発を行います。

1-1-3 地域環境の整備・発展

○ 森林の保全及び温室効果ガス吸収源としての活用検討

「郡山市森林整備計画」等に基づき、適切な森林施業を実施し、森林資源の整備・保全を行うことにより、温室効果ガスの吸収源としての活用等、森林の多面的機能の維持・発揮を検討します。

○ 都市部の緑化推進

「郡山市緑の基本計画」に基づき、都市公園や道路の植樹帯等の緑化の推進、建物の屋上緑化や壁面緑化を促すなど、ヒートアイランド現象の緩和に有効な都市部の緑の整備に取り組みます。

○ 環境保全型農業の推進

有機農業や化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する等の環境保全型農業に取り組み、地球温暖化防止にもつなげます。

○ 食品等の地産地消の推進

地域で生産された農作物等については、積極的に地域内で利用していき、地産地消を推進し、輸送に伴う温室効果ガス排出量の削減に努めます。

○ 利用しやすい公共交通網の整備

「郡山市総合交通計画マスタープラン」に基づき、誰もが使いやすく、利便性の高い公共交通サービスを提供することで、自動車利用からの転換を促し、燃料消費の低減による二酸化炭素や大気汚染物質の削減を図ります。

- ・ 地域住民や事業者等と連携し、公共交通機関の利便性向上やデマンド型交通の導入など、地域の実情にあった公共交通ネットワークを構築します。
- ・ パーク&ライド^{※11}やサイクル&ライド^{※12}を推進します。

○ 次世代自動車の普及と自動車の適正利用の推進

※11：パーク&ライド：都市部等の自動車交通混雑の緩和のため、中心部に乗り入れる鉄道の郊外駅、バス停等の周辺に駐車場を整備し、自動車を駐車（パーク）させ、鉄道、バス等公共交通機関への乗換え（ライド）を促すシステムのこと。

※12：サイクル&ライド：自転車で公共交通機関の駅やパスターミナルまで移動し、自転車を駐輪（パーク）した後に公共交通機関に乗換え（ライド）て目的地へ行く交通形態のこと。

環境負荷の少ない次世代自動車の普及や自動車の適正利用を推進することで、自動車からの二酸化炭素排出を削減します。

- ・ 購入補助制度の運用などにより、次世代自動車の導入を促進します。
- ・ 次世代自動車に係るインフラ整備の推進や、公用車への次世代自動車の導入を推進します。
- ・ エコドライブやアイドリングストップなど自動車の適正利用を推進するとともに、荷物の受け取り方法の工夫などにより再配達削減につながる取り組みを促進し、環境負荷低減に努めます。
- ・ シェアカー、ノーマイカーデーやエコ通勤の推進、普及啓発を行います。
- ・ シェアリングや乗り合い交通等を推進していきます。

○ コンパクトで低炭素なまちづくりの推進

「郡山市立地適正化計画」や「郡山市低炭素まちづくり計画」に基づき、中心市街地や地域拠点地区における環境負荷の少ないまちづくりを推進します。

- ・ 都市計画区域内において、それぞれ地域の特性に沿った機能施設や居住の集積を図り、地域公共交通と連携したコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり形成を推進します。
- ・ 都市構造、交通、エネルギー、みどりの各分野において、市街化区域の温室効果ガス排出量削減に取り組み、持続可能なまちづくりを推進します。
- ・ 交通渋滞の緩和、円滑な自動車の移動を図るため、幹線道路網の効率的な整備を進めます。
- ・ 利便性の高い公共交通サービスの提供や自転車レーン、歩道の整備により、自動車以外でも移動できるまちの形成を目指します。

コラム

ふくしま涼み処

気候変動の影響により増加する猛暑や熱中症リスクに対応するため、福島県と連携した熱中症対策として、『ふくしま涼み処』の取り組みを進めています。登録された公共施設や民間・商業施設に休憩スペースを設置し、休息が可能な施設として広く市民に開放しています。

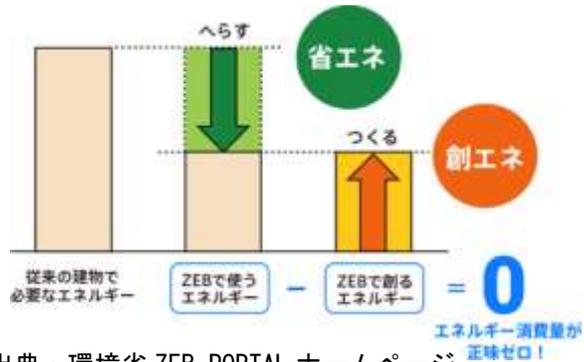


2025（令和7）年7月時点で、市内に67公共施設が登録されており、今後も市民が安心して暮らせる環境づくりを進めていきます。

コラム

ZEB・ZEH

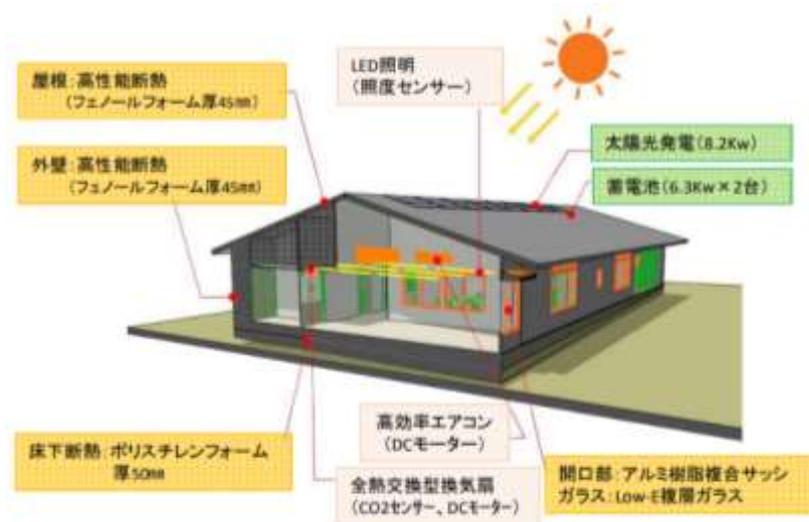
ZEBとは、Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と呼びます。
 ZEHとは、Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略語で、「ゼッチ」と呼びます。



出典：環境省 ZEB PORTAL ホームページ

建物の中では人が活動しているため、エネルギー消費量を完全にゼロにすることはできませんが、省エネによって使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、建物で消費する一次エネルギーの収支をゼロにすることができます。

本市において、2025（令和7）年4月に、公共施設で東北初となるZEBの建物として、東山霊園管理事務所が開所しました。東山霊園管理事務所は、基準建物と比較した時の一次エネルギー削減率が101%となり、ZEBを達成しています。



出典：令和6年3月郡山市環境部環境政策課郡山市報道資料



東山霊園管理事務所と ZEB 認証プレート（評価機関：一般財団法人バタリービング）

1-2 気候変動適応策の推進

近年、気候変動により、大雨等の自然災害の増加・激甚化や夏季の高温による熱中症リスクの増加、動植物の分布変化などの影響が現れています。温室効果ガス排出を抑制する緩和策を十分に実施しても、現在生じている、また将来予測される地球温暖化による影響に対し、その被害を回避又は低減を図るための「適応策」を推進し、災害への対応力、回復力が高いレジリエントなまちを目指します。

市民の取り組み

- 「わが家の防災ハンドブック」を活用し、避難場所やルート、災害時の注意点などを確認し、日頃から災害への備えを行う
- テレビやラジオ、インターネット等からの防災情報の収集
- 避難訓練に参加するなど、家族で防災について考える機会を持つ
- こまめな水分補給やエアコンの適切な使用による熱中症予防
- 熱中症特別警戒アラート・熱中症警戒アラートの情報収集
- 水たまりを作らないなど、感染症を媒介する蚊が育たない環境づくり
- 気候変動の影響への適応について関心を持ち、情報収集や理解の促進

事業者の取り組み

- 事業所のある地域のハザードマップを確認し、危険個所の確認や避難場所、避難ルート等を把握し、災害時に迅速で適切な対応をとれるようにする
- 気象災害による影響を踏まえた事業継続計画（BCP）^{※13}を策定する
- 避難訓練を実施し、緊急時の対応について従業員等に周知する
- 気候変動の影響への適応について関心を持ち、情報収集に努める
- 職場における労働者の熱中症対策を強化する

市の取り組み

施策の展開

1-2-1 気候変動への適応に関する普及啓発

○ 気候変動の影響への適応に関する情報発信

「気候変動の影響への適応」は新しい概念であることから、市民や事業者の理解を促進するため、気候変動適応についての情報発信や普及啓発に努めます。

^{※13} 事業継続計画(BCP)：企業が自然災害やテロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小減にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

- 各種イベントや出前講座、広報誌や市のウェブサイト、各種 SNS などを活用し、気候変動適応に関する情報発信を行います。
- 熱中症対策として、公共施設等を開放し、休憩スペースを設置する「ふくしま涼み処」について情報発信を行います。

1-2-2 想定される影響に対する施策の推進

○ 水環境・水資源／自然生態系・自然災害分野における施策の推進

- 洪水・土砂災害ハザードマップの整備など、市民への災害情報提供・防災意識の啓発を行います。
- 河川や内水の氾濫、洪水による浸水被害の軽減のため、河川改修や下水道施設の整備、内水ポンプなどのインフラ整備を進めます。
- 「郡山市総合治水対策連絡協議会」や「阿武隈川上流流域治水協議会」など、国や県、関係市町村、市民、事業者等あらゆる関係者が連携して行う治水対策「流域治水」に基づき、ハード事業「治水」とソフト対策「防災」が連携した水害に強いまちづくりを目指します。

○ 農林水産業／産業・経済活動分野における施策の推進

- 気温上昇による農作物の品質低下を防ぐため、高温耐性品種や新しい品種、栽培技術の導入を推進します。
- 企業に対し、感染症や自然災害等の緊急事態による被害を軽減し、事業継続・早期復旧を可能とするための事業継続計画（BCP）策定の支援を行います。
- 災害時の停電に対応するため、再生可能エネルギー等による自立分散型電源への移行などの対策を進めます。

○ 健康／国民生活分野における施策の推進

- 蚊の増加による感染症の予防とまん延防止のため、感染症発生動向調査や予防接種を実施するとともに、蚊の発生しやすい環境を改善する取り組みを進めます。
- 熱中症の予防について、熱中症特別警戒アラート・熱中症警戒アラート等の情報を SNS 等を活用しながら、世代や職業など市民の多様な属性ごとのきめ細やかな情報発信・啓発を行います。また、各種イベント等あらゆる機会を通じて、熱中症予防のチラシ配布等周知啓発を行います。
- 都市部の緑化を推進することによって、ヒートアイランド現象を緩和するとともに、ヒートアイランド現象に対応した都市インフラの整備や新技術（遮熱性舗装など）の導入を検討します。

取り組みの柱1における指標

| No. | 指標 | 現況値 (2024年度) | 目標値 (2029年度) |
|-----|---|--------------------------|------------------------|
| 1-① | 温室効果ガス排出量削減率 (2013年度比) | 23.7% (2022年度) | 39% (2026年度) |
| | <p>市内から排出される温室効果ガスの排出量削減率。目標値は「郡山市気候変動対策総合戦略」に定める目標値とします。</p> <p>※国が公表する各種統計データを待つ必要があることから、3年前の数値が最新のものとなります。</p> | | |
| 1-② | 市内のエネルギー消費に対する 再生可能エネルギーの導入割合 | 19% (2022年度) | 35% (2026年度) |
| | <p>市内のエネルギー消費量に対する市内で発電される再生可能エネルギーの割合。郡山市気候変動対策総合戦略を踏まえ、省エネへの取り組みと再生可能エネルギーの導入を進めます。目標値は「郡山市気候変動対策総合戦略」に定める目標値とします。</p> <p>※国が公表する各種統計データを待つ必要があることから、3年前の数値が最新のものとなります。</p> | | |
| 1-③ | 再生可能エネルギー設備を導入 した公共施設数（累計） | 36 施設 | 48 施設 |
| | <p>再生可能エネルギー設備を導入した公共施設数。郡山市気候変動対策総合戦略を踏まえ、公共施設への再生可能エネルギー設備の積極的な導入を図ります。目標値は「郡山市気候変動対策総合戦略」に定める目標値とします。</p> | | |
| 1-④ | 市の事務事業における適応策の 実施数 | 28 件 | 別途算定 |
| | <p>市の事務事業における、SDGsのターゲット13.1に該当する事務事業数。目標値は「郡山市気候変動対策総合戦略」に定める目標値とします。</p> | | |
| 1-⑤ | 市内のふくしま涼み処の登録施 設数（累計） | 180 施設 | 230 施設 |
| | <p>熱中症対策として外出時に休憩可能な市内の公共施設及び民間・商業施設の登録施設数。</p> | | |

※ 個別計画における目標値の変更等があった場合には、その目標値とします。

期待される将来の姿（施策の効果）

○ 脱炭素社会への取り組みが加速するまち

市民、事業者など各主体が徹底した省エネルギーに取り組むほか、誰もが使いやすい公共交通網や歩道、自転車レーンが整備されることで、自動車利用からの転換が進み、市内を走る自動車も次世代自動車が多くなるなど、環境負荷の少ないライフスタイルが定着しています。

また、太陽光や風力、地中熱などの再生可能エネルギーの地域の環境と調和したかたちでの普及や水素を活用する施設、関連企業の進出が増えるなど、脱炭素社会への取り組みが加速するまちになっています。

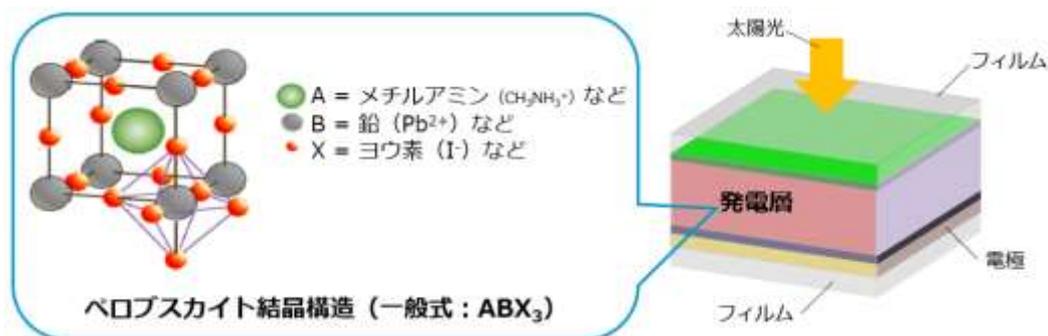
コラム

ペロブスカイト太陽電池

ペロブスカイト太陽電池とは、ペロブスカイトと呼ばれる結晶構造を持つ化合物を用いる太陽電池の総称で、国内研究者が開発した日本発の技術です。

太陽電池というと、黒い大型のパネルが広い土地にずらりと並べてある光景や、住宅の屋根などに設置されている風景を思い浮かべるのではないのでしょうか。これらの多くは、シリコン系太陽電池と呼ばれるもので、発電層がシリコンでできています。太陽電池自体の重さや屋外で耐久性を持たせるためのガラスの重みによる重量があるため、設置場所が限られています。

ペロブスカイト太陽電池は、軽量で折り曲げやゆがみに強く、材料をフィルムなどに塗布・印刷することで大量生産が可能で、低コスト化も期待できます。近年では変換効率が向上するなど、シリコン系太陽電池に対抗し得るとして有望視されています。



出典：経済産業省資源エネルギー庁ホームページ



現状と課題

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、資源の枯渇、地球温暖化、海洋プラスチックごみ問題のような環境汚染など、地球規模での環境問題を発生させました。

本市の一人一日当たりのごみ排出量（家庭系ごみ事業系ごみの合計）は、2023（令和5）年度で1,102gと中核市の平均851gを大きく上回っており、2020（令和2）年度から4年連続で、中核市62市の中で最も多い排出量となっています。このような中、2025（令和7）年度から「一般廃棄物処理基本計画」の計画年度である2027（令和9）年度の目標達成に向けて【郡山 ごみ減量 20%】のスローガンを掲げ、市民・事業者・行政が一丸となった市民運動として、ごみ減量を推進するための各種施策を加速させています。

ごみの分別を徹底し、減量化・資源化を促進するためには、生産、流通、消費、廃棄に至る製品のライフサイクル全ての段階において、廃棄物の排出抑制や資源循環について、市民・事業者・行政の各主体が、それぞれの役割に応じた取り組みを推進することが重要です。

課題となっている食品ロス削減、プラスチック使用削減や資源循環を含む、廃棄物の排出抑制や適正処理、資源の再利用の推進や5R（断る【リフューズ：Refuse】、発生抑制【リデュース：Reduce】、再使用【リユース：Reuse】、修理【リペア：Repair】、再生利用【リサイクル：Recycle】）やサーキュラーエコノミー（循環型経済）の取組推進など、市民・事業者と連携・協奏し、資源が循環する持続可能なまちづくりに取り組みます。

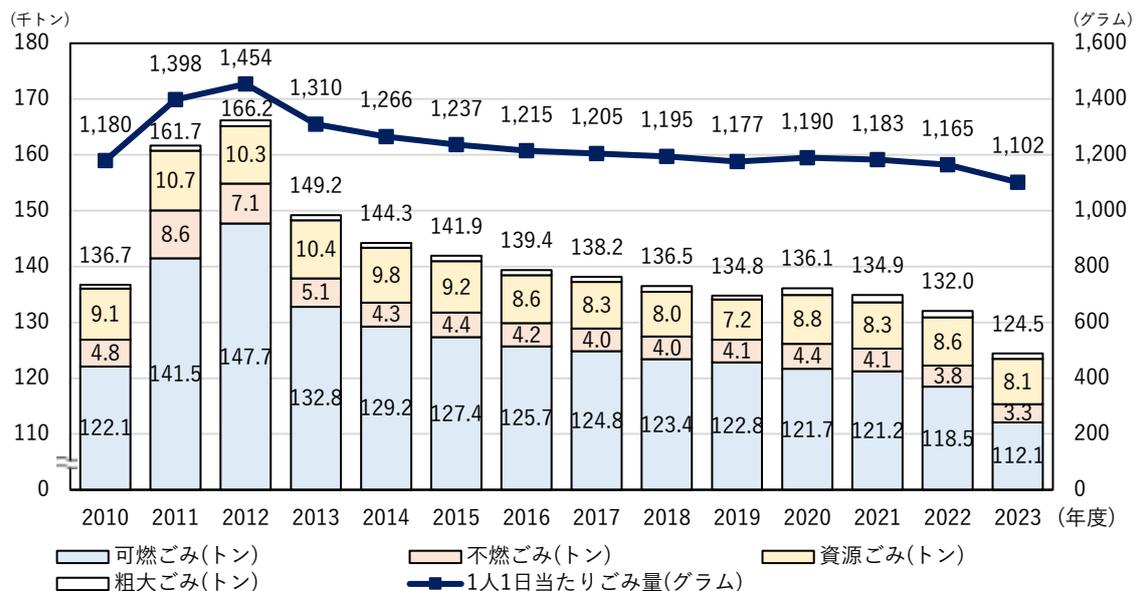


図4-4 本市のごみ量の推移

取り組みの柱2 循環と共生による持続可能なまちづくり

2-1 資源の循環的利用

重点項目

2-2 廃棄物の適正処理

重点項目

2-1 資源の循環的利用

将来にわたって持続可能な社会を形成するためには、資源の消費を抑制し、環境負荷の低減を図る「循環型社会」の構築が求められています。

そのためには、ごみの3R（発生抑制【リデュース:Reduce】、再使用【リユース:Reuse】、再生利用【リサイクル:Recycle】）に加え2R（断る【リフューズ:Refuse】、修理【リペア:Repair】）を加えた「5R」に取り組みながら、食品ロス削減やプラスチックごみへの対策など、市民、事業者等との協奏により、より一層ごみの減量・資源化を推進します。

【目標指標】

| 指標名 | 現況値 (2023年度) | 一般廃棄物処理 基本計画目標値 (2027年度) | 目標値 |
|-------------------|-----------------|--------------------------------|--------|
| 1人1日当たり のごみ排出量 | 1,102 g | 970 g | 903 g※ |

【中長期目標】

| |
|--------|
| 2030年度 |
| 869 g |

(g/(人・日))

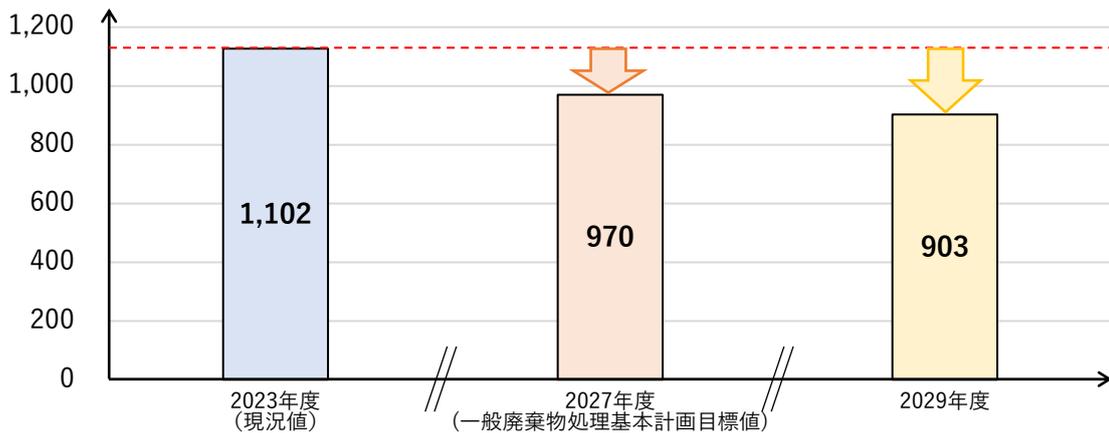


図4-5 1人1日当たりごみ排出量削減目標のイメージ

※「郡山市一般廃棄物処理基本計画」及び「郡山市循環型社会形成推進地域計画」に定める目標値。なお、目標値の変更があった場合はその目標値とします。

市民の取り組み

- 買い物の際には、過剰包装を断る、マイバックを持参
- 詰替え商品や長期間使用できる商品、リサイクル商品などの購入
- 食材の適量購入と食べきれる量の調理
- 家庭から出るごみの分別徹底
- 自治会等の集団資源回収や商業施設等での店頭回収の積極的な利用
- 環境に配慮した省エネルギー型ライフスタイルへの転換

事業者の取り組み

- 事業活動から出る廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用及び分別の徹底
- リサイクルし易い、簡易包装など環境に配慮した製品・サービスの提供
- 食品ロスが出ない商品・メニューの開発やフードドライブ^{※14}の活用

市の取り組み

施策の展開

2-1-1 5R（リフューズ・リデュース・リユース・リペア・リサイクル）の推進

○ 断る（リフューズ）の推進

レジ袋など、すぐにごみになるものを貰わない、買わない、断る（リフューズ）の取り組みを推進します。

- ・ マイバックの持参やマイボトルの使用などを促進します。
- ・ 過剰包装をしない、詰替え商品の購入、ペーパーレス化など、ごみの発生抑制につながる啓発を行います。

○ ごみの発生抑制（リデュース）の推進

はじめからごみとなる物を排出しない「リデュース」の取り組みを推進します。

- ・ 「手前どりPOP」の掲示を通じて市民の行動変容を促し、食品ロスの削減を図る「手前どり運動」を推進します。
- ・ 生ごみ処理容器（キエーロ）等の普及に向けた取り組みを推進します。

○ 再使用（リユース）の推進

ごみとして使い捨てるのではなく、繰り返し使う、別の用途に使うなど再使用することでごみを出さない「リユース」の取り組みを推進します。

- ・ 使用状態が良く、修理等を要せず現状のままで再使用可能な不用品を市民に無償で提供し、リユース（再使用）を推進します。

^{※14} フードドライブ：家庭や事業所で使用しない食品を集め、それらをまとめてフードバンク団体や地域の福祉施設・団体などに寄贈する活動のこと。

- ・捨てる前に「まだ使えないか」、「必要としている人がいないか」など、リユース意識の向上を図るため、周知啓発を行います。

○ 修理（リペア）の推進

壊れたからすぐに処分するのではなく、修理（リペア）して長く使う取り組みを推進します。

○ 再資源化（リサイクル）の推進

リデュースやリユースに取り組んでも発生してしまう廃棄物については、分別の上リサイクルに取り組みます。

- ・家庭から排出されるペットボトルや缶、古紙等の資源物を回収し再資源化を図ります。
- ・使用済みの小型家電製品等を回収し、製品に含まれる有用金属の利活用を推進します。
- ・集団資源回収報奨金制度により資源回収を推進し、資源の有効利用を図ります。
- ・スーパーの店頭などでの資源物回収の推進と市民生活の利便性向上のため、事業者と連携を図ります。

○ 郡山ごみ減量 20%の取り組みの推進

スローガンの目標年度である 2027（令和 9）年度に向け、ごみ減量 20%の達成を目的に様々な減量の取り組みを推進します。

- ・生ごみ減量月間や草木乾燥月間など特定減量行動の月間を設定し、集中した啓発と減量に取り組みます。
- ・ごみの資源化を促進するため、分別収集を徹底します。

○ 5 Rを推進する啓発活動や情報提供の充実

【郡山 ごみ減量 20%】をはじめ、ごみ減量に関する理解を深め、市民・事業者・行政が一丸となった行動を促す啓発活動や情報提供を行います。

- ・ごみに関するウェブサイト、イベント、出前講座、SNS 等を活用し、ごみに関する情報提供を行います。
- ・富久山クリーンセンター体感型環境学習施設を活用した 5 R の理解促進に努めます。
- ・小学生や中学生を対象にして、学校や家庭でのごみに関する啓発を行います。
- ・先導的かつ優良な取り組みを進めている個人や団体の表彰を行い、取り組みの紹介・共有により誰でも取り組めるよう横展開を図ります。

○ ごみの分別の徹底

ごみの資源化を促進するため、分別収集を徹底します。

- ・ 「資源とごみの収集カレンダー」や市ウェブサイト等で分別方法を周知し、資源物の分別徹底を図ります。
- ・ LINE 等を活用したごみ分別情報の配信を行います。

2-1-2 食品ロス削減の推進

○ 庁内関係部局協奏による食品ロス削減の推進

「郡山市食品ロス削減推進担当連絡会」により、庁内関係部局と連携した食品ロス削減対策を実施します。

- ・ 食品ロス削減に向けた部局間連携による施策の展開を図ります。
- ・ 食品ロス削減に向けた情報共有・情報発信を行います。

○ 食育を通じた食品ロス削減の推進

食育を担当する保健福祉部、教育委員会と連携しライフステージに応じた食育により食品ロス削減を推進します。

- ・ 食品ロス削減を意識した消費行動を促すための啓発を行います。
- ・ 学校給食を「生きた教材」として活用し、食品ロス削減を含む食に関する正しい理解、望ましい食習慣を形成します。

○ 生ごみの減量化による食品ロス削減

買いすぎや作りすぎによる食品ロスの削減を図ります。また、家庭から出る生ごみの減量を図ります。

- ・ 買いすぎや作りすぎによる食品ロスを減らすため、「適量」に関する意識啓発を行います。
- ・ 生ごみ処理容器（コンポスト^{※15}容器、ボカシ容器）の無償貸与をはじめ、電動生ごみ処理機の購入補助による生ごみの減量を図ります。
- ・ 消滅型生ごみ処理機「キエーロ」の小学生向け作成教室や動画配信を通じた食品ロス削減、生ごみ減量の意識向上を図ります。
- ・ 生ごみに含まれる水の「水切り」による約 20%のごみ減量効果について周知啓発を行います。
- ・ 5 R フェスティバルにおいて、食品ロス削減の料理コンクールを実施し、生ごみの減量を図ります。また、レシピはクックパッドなどで発信を行うとともに、料理教室の開催について検討します。

○ 食品ロス削減に関する普及啓発

食品ロス削減に関する普及啓発や事業者等と連携した取り組みを推進し、食品ロス削減に努めます。

※15 コンポスト：有機物を微生物によって分解した肥料のこと。

- ・ 「3きり運動^{※16}」や「3010 運動^{※17}」の普及啓発を行います。
- ・ 飲食店や小売店等と連携した食品ロス削減キャンペーンの実施やフードドライブ活動を推進します。
- ・ 生産者や食品関連事業者等とも連携し、生産・製造・流通など各段階に応じた食品ロス削減対策を検討します。

2-1-3 プラスチックごみ対策の推進

○ バイオプラスチックの周知啓発

レジ袋や食品容器包装など従来のプラスチックが使用されている製品から、微生物によって生分解される「生分解性プラスチック」及びバイオマスを原料に製造される「バイオマスプラスチック」製品の導入を事業者に促すとともに、バイオプラレジ袋の普及啓発に取り組みます。

○ プラスチックの資源循環の促進

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までプラスチックのライフサイクル全般での資源循環等の取り組みを推進します。

- ・ 事業者に対しプラスチックの資源循環に関する情報提供を行います。
- ・ 家庭から出されるプラスチックごみの一括回収やリサイクルを行います。

※16 3きり運動：食材を最後まで使う「使い切り」、残さず食べる「食べきり」、生ごみを減らす「水きり」を行うこと。

※17 3010 運動：会食の際に乾杯後 30 分はできたての料理を楽しみ、お開き前の 10 分はもう一度料理を楽しむことで食べ残しを出さないこと。

コラム

クリーンセンターで発生する排ガスから回収した CO2 を地域で循環

本市では、富久山クリーンセンターで実施しているごみ焼却排ガスから CO2 を分離・回収する実証試験で、回収した CO2 を地元の企業と連携して循環活用するモデル事業を行っています。

本事業は、川崎重工業(株)が開発した固体吸収法により排ガス中から回収した CO2 をエアーウォータ東日本(株)が輸送を行い、東部ガス(株)はその CO2 とグリーン水素から合成メタンを生成し、産業用ガスとして日東紡績(株)が利用するほか、都市ガスとして一般家庭に供給するものです。

この「郡山モデル」を契機として、各地域における炭素循環事業の拡大や、地域波及効果による「二酸化炭素の地産地消」を一層躍進するよう、地域企業と連携し 2050 年カーボンニュートラルの実現、サーキュラーエコノミー社会の実現を進めていきます。



2-2 廃棄物の適正処理

日常生活や事業活動によって生じるごみは、様々な経過を経て、適正に処理されています。ごみを適正に処理するための一連のシステムを安定して運用することは、市民生活を支える基盤として重要です。また、ごみ処理システムを安定かつ継続的に運用するためには施設の適正な維持・管理も求められます。

今後は「サーキュラーエコノミー」を意識した取り組みを進めるとともに、さらには、気候変動の影響により多発する気象災害が発生した際に、市民生活の復旧・復興を迅速に行うため、「郡山市災害廃棄物処理計画」に基づき災害廃棄物に関する適正処理を行います。

市民の取り組み

- ごみ分別の徹底
- ごみ集積所の適正利用
- 粗大ごみや家電リサイクル対象品は、決められた手続きに基づく処理の実施
- ごみのポイ捨て防止、ごみの持ち帰りの実施
- 市民総ぐるみクリーン運動など、地域の美化活動への積極的な参加
- 所有する土地や空き家の適正な管理

事業者の取り組み

- 適正な廃棄物の分別の徹底
- 廃棄物処理の法令遵守、不適切な処理の防止
- 廃棄物の減量化・資源化に向けた調査研究
- 処理施設は、耐用年数などを考慮した計画的な運用
- 事業所周辺の美化活動や、地域の美化活動への積極的な参加

市の取り組み

施策の展開

2-2-1 廃棄物の減量化・再資源化の推進

○ 産業廃棄物の適正処理

排出事業者や産業廃棄物処理業者に対し、産業廃棄物の減量や再資源化の普及・啓発、市内パトロール等による監視体制の強化を図るとともに、廃棄物処理法に基づく規制、指導・監督を行います。

○ PCB廃棄物適正処理の徹底

処理期限が迫るポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物について、事業者に対し期限内処理に向けた周知・指導を行います。

○ 廃棄物処理施設等の整備

市の廃棄物処理施設や最終処分場などについては、適正な維持管理を行い施設の長寿命化を図るとともに老朽化が進む河内クリーンセンターは、建て替えを行います。

○ 焼却灰の有効活用

クリーンセンターで発生する焼却灰・落下灰の一部を再資源化し有効利用を図ります。

○ 事業系一般廃棄物減量計画書の提出

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」第2条第1項（ビル管理法）に規定する特定建築物、又は「大規模小売店舗立地法」第2条第2項（大店法）に規定する大規模小売店舗を所有又は管理する事業者を対象に、事業系一般廃棄物減量計画書を提出していただき、事業系一般廃棄物の減量と廃棄物の種類や傾向、排出量等の把握を図ります。

○ 適正な費用負担の検討

ごみ排出量の抑制と排出量に応じた公平な費用負担を図るため、ごみ減量の施策の効果を検証しながら、ごみ処理費用の適正負担について検討していきます。

○ サーキュラーエコノミーの推進

ごみを資源ととらえ、生ごみなどバイオマス資源の活用やごみ焼却排ガスからCCU（CO₂を分離回収し利用する技術）により回収したCO₂を地域で循環させるなどサーキュラーエコノミーの推進を図ります。

2-2-2 廃棄物の不法投棄対策・環境美化の推進

○ 不法投棄対策

各種団体や地域住民との連携を図り、不法投棄多発地区などへの監視強化に努め、不法投棄を発見した際には、迅速かつ適切に対処します。

- ・ 不法投棄多発地区への監視カメラ設置や監視パトロールの実施により、不法投棄の抑止や早期発見に努めます。
- ・ 警察と連携した主要道路での検問により、産業廃棄物の適正処理を指導します。

○ ごみのポイ捨て防止・環境美化の推進

ごみのポイ捨てや犬のふん放置の防止など、身近な生活環境の美化に対する関心や理解を高める取り組みを推進します。

- ・ ポイ捨て等防止指導員による活動、啓発看板やチラシの配布、各種イベント等で啓発活動を実施します。

- ・ 市民総ぐるみクリーンこおりやま運動や木戸前清掃、花いっぱい運動など市民・事業者・関係団体と協働で環境美化活動を推進します。

○ 空き地・空き家等の適切な管理

所有者等に対し適切な管理や利活用を促すことで、雑草の繁茂による害虫の発生防止、ごみのポイ捨てなどを防ぎます。

- ・ 地域住民等から空き地や空き家などの相談があった場合は、所有者に対し適正な管理を促します。
- ・ 空き家バンク等の民間団体と連携した空き家対策を推進します。

2-2-3 災害廃棄物処理体制の構築

○ 災害時における廃棄物処理体制の構築

近年多発する自然災害による大量の災害廃棄物の発生に備え、令和4年1月に策定した「郡山市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物の処理体制の構築を推進します。

- ・ 地域防災計画と整合を図った「郡山市災害廃棄物処理計画」により、適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物の処理を図ります。
- ・ 県や他自治体、廃棄物処理業者及び災害協定締結団体等とパートナーシップによる災害廃棄物の処理を推進します。

取り組みの柱2における指標

| No. | 指標 | 現況値 (2024年度) | 目標値 (2029年度) |
|-----|---|--------------------|-----------------|
| 2-① | 一人一日当たりのごみ排出量 | 1,102g (2023年度) | 903g |
| | 市民一人が一日に出すごみの量。 「郡山市一般廃棄物処理基本計画」及び「郡山市循環型社会形成推進地域計画」に定める目標値とします。 | | |
| 2-② | 再生利用率 | 9.2% (2023年度) | 19% |
| | 市で回収する資源物の再生利用率。(分別収集回収量+破砕回収金属量+集団資源回収量) / (ごみ総量+集団資源回収量) 2030年度の再生利用率を19%とする「郡山市一般廃棄物処理基本計画」及び「郡山市循環型社会形成推進地域計画」に定める目標値とします。 | | |
| 2-③ | 最終埋立量 | 17,251t/年 | 16,252t/年 |
| | 最終処分場における埋立量。 2030年度の最終埋立量を15,577tとする「郡山市循環型社会形成推進地域計画」に定める目標値とします。 | | |

※ 個別計画における目標値の変更等があった場合には、その目標値とします。

期待される将来の姿（施策の効果）

○ ごみ排出が少なく、資源が循環するまち

○ 脱炭素社会への取り組みが加速するまち

市民や事業者に5Rが浸透したことで、ごみの排出量が大きく減少しました。家庭や飲食店での食べ残しも減り、食品ロスも削減されているほか、バイオプラスチックの普及やプラスチック資源のリサイクルに関する取り組みも進み、サーキュラーエコノミー（循環型経済）が構築され、資源が循環するまちになっています。

また、不法投棄やごみのポイ捨てがなく、市民や事業者の環境美化への意識が高まっています。さらに、県や他自治体と連携が進み、災害が起きてもスムーズな廃棄物の処理体制が構築されています。

本市では、リユースの推進によるごみ減量を目的に、2024（令和6）年度からこおりやまリユーススポットを期間限定で開催しています。リユーススポットは、ご家庭で眠っている「不要だけどまだ使えるもの」を無料でお持ち込みいただき、必要としている方に無料で引渡しを行う事業です。



2025（令和7）年度は、2024（令和6）年度に実施した利用者アンケートや開催場所の立地条件などを考慮し、展示面積を広く確保し、土曜日や祝日にも開催でき来場しやすい富久山クリーンセンターのみで開催しました。開催時期についても、年末の大掃除で出てくる不用品をお持ち込みいただけるよう、年末年始を挟む期間を設定しリユースの拡大を図ったところ、



期間中、7,835人の来場者があり、持ち込みいただいた食器、日用雑貨、書籍、衣類、家具など31.7トンのうち、23.5トン、重量比で74.1%がリユースされました。リユースされなかった品物のうち6.4トンについては市が古布等としてリサイクルを行い、総量の94.3%がリユース又はリサイクルされ昨年度の約2倍の取引量となるなど、ごみの減量と資源循環の推進が図られました。

コラム

郡山ごみ減量 20%

本市では、「2016 年度比で 2027 年度までにごみ排出量を 20%削減する」という目標を掲げています。「郡山 ごみ減量 20%」のスローガンのもと、ごみの減量に向けた様々な施策を実施しています。以下に実施している事業を紹介します。



●「郡山ごみ減量 20%」啓発事業



ヨークベニマル店舗での掲載協力



庁内、市の施設での啓発



●「わたしたちとごみ」の配布



小学4年生を対象とした副読本



小学校全学年を対象としたリーフレット版

●資源回収スポットマップ



公共施設に加えて、民間事業者が設置している資源物回収ボックスを郡山市地理情報システムに掲載することで「いつでも・どこでも」最寄りの回収ボックスを地図上から確認することができます。

取り組みの
柱3

多様な生物が生息し自然と共生するまちづくり 【自然環境の保全と共生】



現状と課題

本市は、ラムサール条約湿地に登録された猪苗代湖を含む「磐梯朝日国立公園」に指定された区域や、西に奥羽山脈、東に阿武隈山地、北は安達太良山に接するなど、地域ごとに多様な自然環境を有しており、それら豊かな自然は優れた観光資源にもなっています。また、市域面積の約5割を森林が占めるなど、緑豊かな地域です。

この豊かな自然や緑には、多くの動植物が生息し、自然災害の防止、二酸化炭素の吸収、水源のかん養、野外レクリエーションの場の提供などの公益的機能があり、私たちの生活に様々な恵み（生態系サービス）をもたらしています。

しかし、人間による開発や近年の気候変動による影響、農林業の担い手不足等による森林や農地の荒廃など、この貴重で豊かな自然や緑が減少することによる生態系への影響が懸念されています。一度失われた自然環境は回復不可能な場合も多く、回復が可能な場合も膨大な時間を必要とします。

このように、より積極的な生物多様性保全が求められるなか、2030年までのネイチャーポジティブ^{※18}実現に向けた目標の一つとして、30by30（サーティ・バイ・サーティ）^{※19}が掲げられています。

本市の豊かな自然と緑を守り、次世代へ引き継いでいくためには、私たちも生態系の一部であることを意識し、生物多様性や森林等の自然環境の保全に取り組むとともに、自然の恵みを有効活用した、人と自然が共生するまちづくりに取り組みます。



猪苗代湖

※18 ネイチャーポジティブ：日本語では「自然再興」といい、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。

※19 30by30：2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。

取り組みの柱3 多様な生物が生息し自然と共生するまちづくり

3-1 生物多様性の保全

3-2 自然環境の保全と活用

3-1 生物多様性の保全

地球上では、私たち人間を含む動物や植物、昆虫、細菌など様々な個性を持つ生き物が他の生き物や環境と長い年月をかけてお互いにつながり・支えあって生きています。このつながりにより豊かな生態系が保たれ、私たちは、水や食料、薬品の原料、地域文化など様々な恵み（生態系サービス）を受けています。

近年、開発などの人間の活動の影響、気候変動、他地域から持ち込まれた外来生物の増加などにより生態系のバランスが崩れるなど、生物多様性への影響が問題になっています。

今後も私たちが豊かな生活を送るためには、生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたって享受できるまちづくりが求められています。

市民の取り組み

- 身近な動植物に関心を持つとともに、希少生物の捕獲、採取の禁止
- ペットの適正な管理
- 自然を楽しむ際のマナー遵守
- 自然観察会や生物調査等への積極的な参加、自然との正しいつきあい方の学習
- 環境にやさしい農業に取り組む農産物の積極的な購入

事業者の取り組み

- 事業活動を行う際には、地域の動植物への影響を考慮した事業の実施
- 30by30の目標を踏まえ、自然共生サイトの認定取得に向けた取り組みを推進する
- 化学肥料や農薬の使用を減らした環境にやさしい農業の展開
- 生物が生息する環境の保全への協力
- ペットなどを販売する際には、飼い方や逃げ出した場合のリスク等についての適切な情報提供

施策の展開

3-1-1 生息・生育環境の保全

○ 森林や水辺、緑地の保全

- ・ 国や県などと連携を図り、ラムサール条約湿地に登録された猪苗代湖及び周辺の環境を保全します。
- ・ 適正な森林施業や環境保全型農業の実施などにより、動植物の生息・生育環境の保全を図ります。
- ・ 自然環境や景観に配慮した多自然川づくりにより河川環境整備を推進するとともに、良好な水辺空間の保全に努めます。
- ・ 生き物が生息する森林や緑地、公園、水辺等がつながるエコロジカルネットワークを構築します。

○ 希少な動植物の保護

- ・ 国や県などと連携を図り、希少な動植物やその生息・生育環境の適切な保護・保全に努めます。
- ・ 学校向けの学習素材に希少な動植物の保護について掲載し、普及啓発に努めます。

○ 生物多様性に関する理解の促進

- ・ 生物多様性に関する理解促進のため、様々な機会、手段を用いた積極的な情報発信・普及啓発に取り組みます。
- ・ 特定外来生物等の防除方法について情報発信・啓発に取り組みます。

3-1-2 特定外来生物対策の推進

○ 外来種対策の推進

外来種による在来種への悪影響を抑制するため、国や県と連携して外来種の移動や持込禁止に関する啓発、防除対策を推進します。

- ・ 特定外来生物を含む外来生物について、正しい知識・情報の普及啓発を行い理解の促進に努めます。
- ・ サビイロクワカミキリ、ツヤハダゴマダラカミキリ、セアカゴケグモなど県内で確認されているもの、クビアカツヤカミキリ、ヒアリなど県内では確認されていないが、生態系や人体に危害を及ぼす特定外来生物に関し、国・県などの関係機関と連携し、適切な対応を行います。

3-1-3 有害鳥獣対策の推進

○ 関係機関と連携した対策の推進

「郡山市鳥獣被害防止計画」に基づき、自然環境被害や農作物被害をもたらすイノシシ等の有害鳥獣対策を実施し、被害の軽減を図ります。

- ・ 「生息環境管理」「被害防除対策」「個体数管理」を組み合わせ、地域ぐるみでの総合的な対策を実施します。
- ・ 関係機関と連携を図り、効果的な被害の防止対策を行います。

コラム

クマ被害対策

クマの出没増加と人身被害発生リスクの高まり

近年、全国的にクマの出没件数が増加しており、令和7年度は福島県内において、目撃件数、人身被害の発生件数とも過去最多を更新しました。郡山市内においても、過去最多の目撃件数となるなど、人の日常生活圏への出没が相次いでおり、人身被害の発生リスクが高まっています。

背景には、山の餌不足や里山環境の荒廃などがあり、クマの行動圏と人の生活圏が重なりやすくなっているため、福島県との連携事業により、河川の刈り払いや放任果樹の伐採を行うなど、クマを「寄せつけない環境づくり」に取り組んでいます。



出典：福島県自然保護課
「ツキノワグマ出没警報チラシ」

○クマに「出逢わない」「寄せつけない」ために

- ・ 福島県や福島県警の目撃情報を確認し、出没情報を確認する
- ・ 野外で活動する際は、クマ鈴やラジオなど音の出るものを携帯し、手をたたくなど自分の存在をクマにアピールする
- ・ 朝夕はクマが活発に行動する時間帯のため、特に注意する
- ・ クマスプレーを携帯する
- ・ クマはエサに対する執着が非常に強いため、野外や家の周りにエサとなる生ごみや作物残渣、収穫しない果樹を放置しない

○クマに出逢ってしまったら

- ・ 遠くにいるのを発見したときは、あわてずそっと立ち去る
- ・ 急な動作をせず、大声を出さないようにする
- ・ 背中を向けて逃げると本能的に襲ってくるので、後ろ向きで走って逃げない
- ・ 近距離で遭遇したときは、クマから目を離さないようにして、できるだけゆっくりと後ずさりして離れる。
- ・ 持ち物（リュックなど）を置いて注意をそらす

3-2 自然環境の保全と活用

森林や農地、公園、都市部の緑地は、水源のかん養、自然災害の防止、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の緩和、野生生物の生息やレクリエーションの場の提供、良好な景観形成などの公益的機能を有しています。しかし、高齢化や人口減少による担い手・後継者不足などで、整備が行き届かない森林や耕作放棄地の増加など、公益的機能を今後も十分発揮するための取り組みが求められています。

また、自然環境が有する多様な機能を活用するグリーンインフラや、生態系を基盤とした防災・減災(Eco-DRR)^{※20}などの気候変動を含めた社会的課題への自然を活用した解決策(NbS)の考え方を踏まえた取り組みも重要となってきました。今後も自然との継続的なかわり(利用)を通じて、本市の豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、地域の特性に応じた自然環境の保全と活用に取り組んでいきます。

市民の取り組み

- 地元産農林産物の積極的な購入
- 身近な自然環境に関心を持ち、自然環境に関する情報収集や理解の促進
- 森林環境学習イベント等への積極的な参加
- 公園や緑地などのマナーを守った正しい使用
- 生垣やベランダ、建物の屋上や壁面など身近な場所の緑化推進

事業者の取り組み

- 所有する林地などの、間伐等による適切な管理
- 農地や農道、水路などの保全管理
- 事業所敷地内の緑化と適切な維持管理
- 自然環境の保全を考慮した事業活動の実施

市の取り組み

施策の展開

3-2-1 森林や農地の保全と活用

○ 森林の整備・管理の適正化

「郡山市森林整備計画」等に基づき、適正な森林施業の実施や森林保全により、健全な森林資源の維持造成と景観向上を推進します。

^{※20} Eco-DRR：生態系を活用した防災・減災(Ecosystem-based Disaster Risk Reduction)のことで、自然災害の被害に遭いやすい土地の利用や開発を避けることで、被災する可能性を低下させるとともに、生態系の持続的な管理、保全と再生を行うことで、災害に強い地域をつくるという考え方。(77 ページにもコラム有)

- ・ 自然条件を考慮した適切な保育、間伐を推進するとともに、松くい虫等の病虫害被害の早期把握と拡大防止により、健全な森林の育成に努めます。
- ・ 森林の公益的機能を保全し、森林・林業・木材産業の振興を図るため、間伐等の森林整備を推進します。
- ・ 意欲と能力のある林業経営者に林業経営の集積・集約化を図り、林業経営の効率化及び管理の適正化を推進します。

○ 森林資源の活用

木材の需要拡大・利用の推進により林業や木材産業の振興を図るとともに、各種イベント等を通じて森林を守り育てる意識の醸成に努めます。

- ・ 「郡山市木材利用推進基本方針」に基づき、市内の建築物等における木造化・木質化を推進するとともに、地域材の利用拡大を図り、本市の林業、木材産業を活性化します。
- ・ 森林公園を活用して、子どもを対象にした森林環境学習イベントを開催し、森林に対する関心の向上及び理解の促進を図ります。

○ 農地の適正な維持管理

「郡山市食と農の基本計画」に基づき本市農業の振興に取り組むことで、生き物の生息地や洪水防止、水源かん養など多面的機能を持つ農地の保全を図ります。

- ・ 農地の開発に関し、各種法令等の適切な運用（手続き等）により、優良農地の確保や保全、農地の適正利用を図ります。
- ・ 意欲のある農家や法人等に対し農地バンク等を活用した農地の集積・集約を行うことで、耕作放棄地の発生防止・解消を図ります。
- ・ 各種直接支払い制度を活用した地域団体等の活動により、農地・農道・水路等の農業生産設備の適切な管理・保全を推進します。

○ 自然環境と調和した農業の推進

農薬の適正使用や有機農法などを取り入れた環境保全型農業を推進するなど、環境と調和した農業の普及を図ります。

- ・ 環境負荷低減事業活動に取り組み、みどりの食料システム法に基づくみどり認定を受ける農業者を育成します。
- ・ 第三者認証 GAP^{※21}の取得を推進します。

3-2-2 公園・緑地等の整備

○ 公園・緑地等の整備、保全の推進

※21 GAP：農業において食品安全、環境保全、労働安全等の持続的な改善活動を行うための生産工程管理(Good Agricultural Practice)の取り組みのこと。

「郡山市緑の基本計画」に基づき、公園・緑地の整備や維持管理、公共公益施設をはじめ民有地も含めた緑化の推進など、市民・事業者・関連団体等と連携した取り組みを推進します。

- ・ 人口動向や地域住民の意向、施設の老朽化状況などを勘案し、公園や緑地を計画的に整備するとともに、公園施設の長寿命化を図ります。
- ・ 都市公園等において、生態系に配慮した樹木植栽や花壇の整備を行い、身近に緑を感じる都市環境の形成を図ります。

○ 地域緑化の推進

家庭や企業・事業所といった民有地における緑化の取り組みを推進し、身近な緑の創出を図ります。

- ・ 緑化木や花苗の交付等により、緑化の促進及び保全を促し、都市全体の緑の創出及び保全を図ります。
- ・ 建物の屋上緑化や壁面緑化を促進します。また、市民の主体的な緑化活動を支援・サポートするような制度の導入を検討します。

○ 緑の柔軟な活用と利用の促進

豊かな自然環境や都市公園などの活用・利用の促進により、緑を通じた交流拡大、地域の魅力向上を図ります。

- ・ グリーンツーリズムやワーケーション^{※22}などの交流活動を通じ、自然環境や緑を活かした地域の魅力向上につながる取り組みを支援していきます。
- ・ 安達太良山や布引風の高原、猪苗代湖などは地域を代表する自然環境として保全するとともに、観光資源としての活用を推進します。
- ・ 都市公園の整備・維持管理・運営において、民間活用による管理の財政負担の軽減を図るとともに、公園の質・利便性・魅力・防災機能の向上を図ります。
- ・ 道路の植樹帯の緑化などの推進とともに、大気冷却効果を有する河川・池沼との連続性による風の道や木陰などで涼のとれるオープンスペースの確保を図ります。

3-2-3 グリーンインフラや Eco-DRR の推進

○ 防災・減災のための緑の保全と活用

頻発化・激甚化する自然災害に対して、地域の自然環境を活かしたグリーンインフラの整備や Eco-DRR に取り組み災害に強い地域づくりを目指します。

^{※22} ワーケーション：ワーク（仕事）とバケーション（休暇）を組み合わせた造語で、テレワークを活用し、職場や居住地から離れた観光地等で余暇を楽しみつつ仕事を行うこと。

- ・ 洪水調整機能をもつレインガーデン^{※23}や地下に雨水貯水池を持つ都市公園の整備を検討します。
- ・ 避難場所となる公園では、災害時に役立つ機能を備えた施設の整備など防災機能の充実を図ります。
- ・ 大雨時の浸水被害対策や感染症対策として、公園などを活用した車中避難・車両避難場所として活用します。
- ・ 水田の多面的機能を活用し、都市部に集中する浸水被害の軽減に寄与するため、上流域の水田において一時的に雨水を貯留する「田んぼダム」の普及を図ります。
- ・ 農業用ため池の貯留機能や洪水調整機能の活用・強化を図ります。

取り組みの柱3における指標

| No. | 指標 | 現況値 (2024年度) | 目標値 (2029年度) |
|-----|---|-----------------|-----------------|
| 3-① | 有害鳥獣による農産物の被害面積 | 3.3ha | 別途算定 |
| | 有害鳥獣による農産物の被害面積。有害鳥獣被害の減少が、森林や農地の保全につながることから、「郡山市鳥獣被害防止計画」に定める目標値とします。 ※2028～2030年度までの計画を2027（令和9）年度に策定予定であること及び当該防止計画は3年毎に更新を行うことから、目標値については当該防止計画の変更と併せて見直すものとします。 | | |
| 3-② | 担い手への集積率 | 42.6% | 65.4% |
| | 担い手への農地集積率。地域の担い手への農地利用集積・集約化及び作業受委託を進めることで、耕作放棄地の解消を図り農地の保全につながることから、2030年度に70%とする本市「農業経営基盤の強化に関する基本的な構想」に基づく目標値とします。 | | |

※23 レインガーデン：雨水を一時的に貯留し時間をかけて地下へ浸透させる植栽スペースのこと。

期待される将来の姿（施策の効果）

○ 豊かな緑が守られ、多様な生物が生息するまち

農林業が活性化することで、荒廃した森林の整備が進み、耕作放棄地の増加も抑えられ、森林や農地の適切な保全が行われています。さらに、まちなかの緑化も進んだことから、緑を身近に感じるまちとなっています。

豊かな自然環境は、引き続き多様な生物の生息・生育場所となっており、地域ぐるみの対策を進めたことから、イノシシ等による農作物被害も減少しました。また、レクリエーションの場としても活用され、人と自然が共生するまちとなっています。

コラム

Eco-DRR

Eco-DRR とは、Ecosystem-based Disaster Risk Reduction の略称で、環境を保護して、自然の力で防災・減災する取り組み・考え方のことです。地域特有の生態系を生かして多様な取り組みが実施され、教育や観光においても利益をもたらされています。

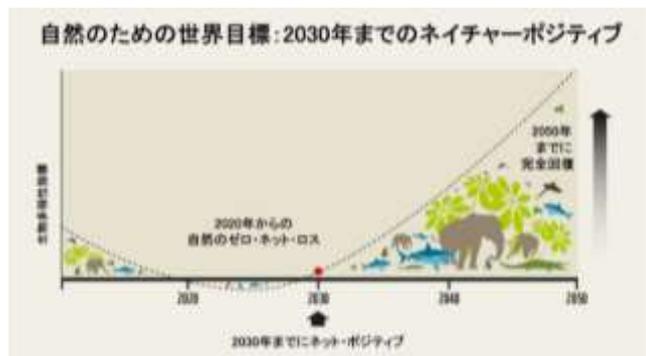


出典：環境省 ecojin ホームページ

コラム

ネイチャーポジティブ

ネイチャーポジティブとは、「2020 年を基準として、2030 年までに自然の損失を食い止め、反転させ、2050 年までに完全な回復を達成する」という世界的な社会目標です。達成するためには、生物種、生態系、自然プロセスの健全性や豊かさ、多様性、完全性、回復力の向上といった状態の改善が必要になります。



出典：IUCN 日本委員会ホームページ



現状と課題

私たちが安全・安心な暮らしを送るためには、水質や大気汚染、騒音・振動・悪臭等の公害がないことが必要不可欠です。本市では、河川等の水質や大気環境、騒音やダイオキシン類^{※24}などのモニタリング調査、事業場等に対する規制・指導など環境汚染防止対策に取り組んできました。

本市の生活環境は概ね良好な状態であるものの、光化学オキシダント^{※25}は環境基準を超過する傾向があり、これは他地域や東アジアからの越境汚染が考えられ、全国的にも同様の状況となっています。また、苦情相談窓口には、騒音振動や悪臭など「都市生活型」公害に関する苦情が継続的に寄せられており、市民や事業者に対する啓発等が必要となっています。(図4-6)

今後も、水質や大気等のモニタリング調査や工場・事業場等に対する法令に基づく規制・指導を継続するとともに、水や大気環境に関する啓発を行うことによって、安全・安心に暮らせる良好な生活環境の保全と改善に努め、きれいな水や空気が守られ安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組みます。

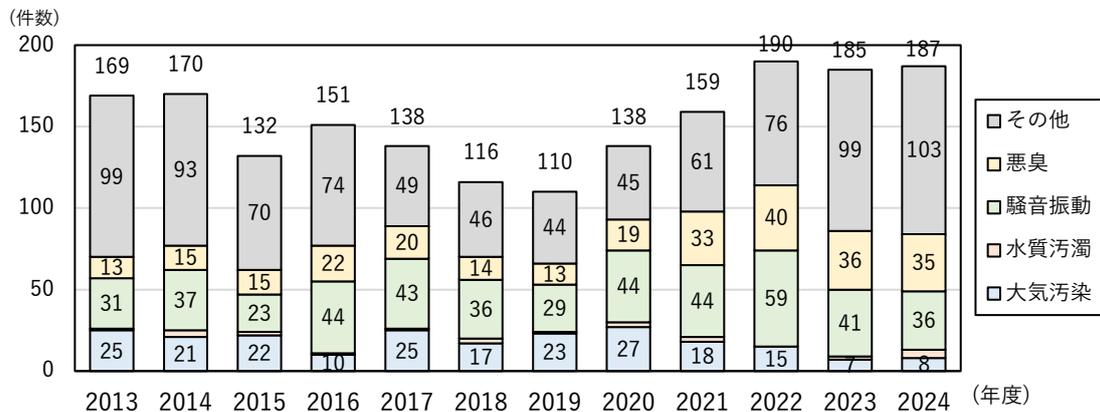


図4-6 公害苦情件数の推移

※24 ダイオキシン類：塩素を含む有機化合物の一種で、塩素を含む物質を燃やしたときに発生する有害性の高い物質のこと。

※25 光化学オキシダント：工場・事業場や自動車などから排出される窒素酸化物や炭化水素等が紫外線を受けて光化学反応を起こし生成する酸化力の強い物質の総称。

4-1 水環境等の保全と改善

4-2 大気環境等の保全と改善

4-1 水環境等の保全と改善

水は海や河川・湖沼等から蒸発し雨となって地表に降り注ぎます。地表に降った雨は地下に浸透し地下水として流れ、やがて海や河川・湖沼に流れ込みます。このように水は絶えず地球上を循環しており、私たちの生活を支える貴重な資源です。

この豊かな水環境を守っていくには、生活排水対策や事業場に対する規制など、水環境の改善や保全策が重要です。そのため、水質汚濁防止法などの関係法令に基づき、水質汚濁の防止や土壌汚染対策等を行い、健全な水循環を維持し、または改善するための取り組みを推進します。

市民の取り組み

- 排水ネットの利用や油汚れのふき取りなど、生活排水による環境負荷低減への配慮
- 公共下水道整備区域や農業集落排水整備区域での接続への協力、未整備区域での合併処理浄化槽の設置
- 水の再利用や節水の実施

事業者の取り組み

- 公共下水道整備区域や農業集落排水整備区域での接続への協力、未整備区域での合併処理浄化槽の設置
- 農薬などの適正使用や家畜排せつ物の適正管理
- 事業活動における適正な排水処理と関係法令の遵守

市の取り組み

施策の展開

4-1-1 水資源の保全の推進

○ 水質の調査及び保全

- ・ 河川、湖沼等の水環境について継続的な調査を実施し水質を把握するとともに、有害化学物質が流出した場合は、関係機関等と連携し速やかな対応に努めます。
- ・ 森林や農地、緑地を適切に保全することで、それらが持つ水源かん養機能の維持を図ります。
- ・ 水源地や取水施設周辺への不法投棄等の監視に努めます。

○ 生活排水対策の推進

「郡山市生活排水処理基本計画（郡山市一般廃棄物処理基本計画第6章）」「郡山市上下水道ビジョン」に基づき、総合的かつ持続的な生活排水対策を推進します。

- ・ まちづくりや地域の実情を踏まえ、公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽の最適な組み合わせによる効果的・効率的な污水处理施設の整備・検討を進めるとともに、下水道や農業集落排水の計画区域以外は、合併処理浄化槽の設置や適切な維持管理について啓発を行います。
- ・ 排水ネットの利用や油汚れのふき取り等、家庭でできる台所排水対策について、広報誌や市ウェブサイト等での周知・啓発に努めます。

○ 雨水活用の推進

水資源の有効利用や降雨時の浸水被害の軽減を図るため、雨水貯留タンクの設置費用や公共下水道への接続により不用となった浄化槽を再利用した雨水貯留施設の設置費用に対して補助を行い、雨水活用施設の普及を促進します。

○ 猪苗代湖の水環境保全

2025（令和7）年7月にラムサール条約湿地に登録されたことを契機として、一層市民や関係団体、周辺市町村などと連携し、本市の水源地である猪苗代湖の水質や周辺環境の保全に取り組みます。

- ・ 本市、会津若松市、猪苗代町の2市1町が参画する「猪苗代湖環境保全推進連絡会」により、猪苗代湖の自然環境及び水質の保全について連携・協力した取り組みを進めます。
- ・ 水源環境保全に寄与するため、猪苗代湖の水の取り込み口である浜路取水場付近の湖岸清掃を実施します。
- ・ 水道水源である猪苗代湖の環境保全を啓発するために、市民参加による猪苗代湖岸清掃を実施します。
- ・ 湖水の水質調査を継続的に実施することにより、湖水の汚染防止をするうえでの施策提言及び対策を実施します。

4-1-2 地下水、湧水の保全

○ 地下水及び土壌汚染調査

水質汚濁防止法に規定する特定事業場等において、使用・製造される有害物質による地下水・土壌の汚染状況を監視するため、地下水調査を定期的実施します。

○ ダイオキシン類調査

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき環境中のダイオキシン類による汚染状況を監視するとともに、発生源事業所に対する指導、監視、調査を実施します。

○ 地盤沈下対策

「福島県生活環境の保全等に関する条例」に規定される、一定規模を有する揚水施設の届出事務及び適正揚水量の管理指導を行います。

4-1-3 工場・事業場などからの排出対策

○ 関係法令などに基づく規制・指導の徹底

「水質汚濁防止法」及び「福島県生活環境の保全等に関する条例」に規定する事業場等への行政指導及び立入調査や関連法令に基づく届出の審査及び指導を実施することにより、公共用水域の水質保全に努めます。

表4-1 市内のダイオキシン類の環境調査概要（2026（令和8）年度計画）

| 調査の種類 | 実施状況 |
|-------------|--|
| 大気（一般環境） | 市内 1 地点において、夏期及び冬期の年 2 回調査を実施。 |
| 公共用水域水質（河川） | 市内 2 河川において、夏期及び冬期の年 2 回調査を実施。 |
| 公共用水域底質（河川） | 市内 2 河川において、夏期の年 1 回調査を実施。 |
| 地下水質 | 市内 10km メッシュ 16 地点をローリング方式により、毎年 2 地点の調査を実施。 |
| 土壌（一般環境） | 市内の公共施設等の土壌 1 箇所の調査を実施。 |
| 土壌（発生源周辺） | 市内の廃棄物焼却炉を持つ事業場の内、1 事業場周辺土壌の調査を実施。 |

※2024（令和6）年度は、いずれの調査でも基準値未満でした。

4-2 大気環境等の保全と改善

私たちが健やかな生活を送るためには、大気汚染対策や騒音・振動対策が必要です。各種環境基準を満たしているかモニタリングを実施するとともに、環境基準を超える汚染が明らかになった場合には、大気汚染防止法などの関係法令に基づき、原因物質の排出抑制に向けた対策や、規制基準を満たしていない事業者などに対して調査・指導を実施していきます。また、環境負荷の少ない次世代自動車の普及や公共交通機関の利用促進、道路環境の整備により自動車から排出される有害化学物質の削減に取り組みます。

市民の取り組み

- 徒歩、自転車、公共交通機関による移動やカーシェアリングの実施
- エコドライブの実施や次世代自動車などの購入
- 生活騒音に関して近隣への配慮

事業者の取り組み

- ノーマイカーデーやエコ通勤、時差出勤やリモートワーク等の実施
- 業務用車両でのエコドライブやアイドリングストップの実施、次世代自動車の導入
- 事業活動における汚染物質等の排出削減
- 騒音・振動・悪臭が発生する施設や作業時における周辺への配慮
- 関係法令を遵守し、工場・事業所などから排出される大気汚染物質などの適正処理

市の取り組み

施策の展開

4-2-1 有害化学物質の発生抑制

○ 次世代自動車の普及と自動車の適正利用の推進

環境負荷の少ない次世代自動車の普及や自動車の適正利用を推進することで、自動車からの有害化学物質の排出抑制を図ります。

- ・ 購入補助制度などにより、次世代自動車の導入を促進します。
- ・ 公用車への次世代自動車の導入を推進します。
- ・ エコドライブやアイドリングストップなど自動車の適正利用を推進します。
- ・ ノーマイカーデーやエコ通勤の推進、普及啓発を行います。
- ・ 市民向けの普及啓発活動を行い、市が実施しているモビリティ・マネジメントへの取り組みについての周知を図ります。

○ 自動車交通対策

自動車から公共交通機関や自転車・徒歩への転換促進、交通渋滞の緩和を図り、自動車の利用を抑制することで自動車交通に起因する有害化学物質の排出、振動、騒音の軽減・防止を図ります。

- ・ 地域ニーズを踏まえた誰もが使いやすく、利便性の高い公共交通体系の構築と安全で快適な自転車及び歩行空間の整備を図ります。
- ・ 交通渋滞の緩和、円滑な自動車の移動を図るため、幹線道路網の効率的な整備を進めます。

○ 大気環境の保全

大気中の汚染物質である窒素酸化物^{※26}、硫黄酸化物^{※27}、光化学オキシダント(光化学スモッグの原因物質の一つ)、微小粒子状物質(PM2.5^{※28})等を常時監視するとともにダイオキシン類、有害大気汚染物質、酸性雨^{※29}等の調査を実施し、大気環境の保全に努めます。

- ・ 大気測定局で有害化学物質の常時観測を行い、大気環境の状況を把握します。
- ・ 原則禁止されている野外焼却(野焼き)の防止に対する啓発・監視を行います。

○ アスベスト対策

一般環境大気中のアスベスト濃度については環境基準が定められておらず、常時監視の義務も課されていません。しかし、環境大気中のアスベスト濃度を継続的に監視、把握することは安全・安心を確保する上で重要であることから、その実態を調査し情報提供を行います。

- ・ 環境大気中のアスベスト濃度の調査を行うとともに、解体等工事におけるアスベストの含有の有無に係る事前確認の実施や作業に際しての適切な飛散防止についての啓発を行います。

○ ICTを活用した環境情報の収集及び提供

国、県による化学物質の規制の動向や、環境中の挙動に関する調査・研究結果等の情報収集に努めます。また、ICTを活用して環境に関する測定データや情報を市ウェブサイト、広報誌などにより市民や事業者へ情報提供を行います。

※26 窒素酸化物：光化学オキシダントや酸性雨などを引き起こす大気汚染原因物質であり、工場・事業場や自動車から排出されます。環境基本法によって環境基準が定められています。

※27 硫黄酸化物：酸性雨を引き起こす大気汚染原因物質であり、硫黄を含む石油・石炭などを燃焼したときに発生します。環境基本法によって環境基準が定められています。

※28 PM2.5：大気中に浮遊している2.5 μm (1 μm は1mmの千分の1)以下の小さな粒子のことで、粒子が非常に小さいため(髪の毛の太さの1/30程度)、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

※29 酸性雨：空气中に放出された酸性物質(硫黄や窒素の酸化物)が溶け込んで地表に降ってくる雨のことで、河川や湖沼、森林等が酸性化し生物に影響を与える、降雨により建築物が腐食する等の影響があります。

- ・ 24 時間・365 日観測しているデータを市ウェブサイトで公開します。
- ・ 大気汚染物質が環境基準を超過し注意報等が発令された場合は、防災行政無線や SNS 等により市民への周知を図ります。

4-2-2 騒音・振動・悪臭の発生抑制

○ 騒音・振動の調査及び防止対策の推進

自動車や事業場、建設作業などによる騒音・振動の調査を実施し、生活環境の監視・保全に努めます。また、福島県高速交通公害対策連絡会議を通じ、高速自動車道及び東北新幹線鉄道の各事業者に対して、騒音・振動の低減についての要望活動を行います。

○ 悪臭防止対策の推進

事業活動に伴って発生する悪臭を防止するため、関係法令や郡山市悪臭対策指針により工場・事業場の悪臭改善指導を行い、市内全域における悪臭防止に努めます。

4-2-3 工場・事業場や建設作業等への規制・指導

○ 関係法令などに基づく規制・指導の徹底

事業者への立入検査を実施し、大気汚染防止法等、関係法令に定められている基準の遵守を図るとともに、汚染が発生した場合には、汚染物質の除去等の対策が適切に実施されるように指導します。

取り組みの柱4における指標

| No. | 指標 | 現況値 (2024年度) | 目標値 (2029年度) |
|-----|---|-----------------|-----------------|
| 4-① | ラムサール条約湿地登録に関連する猪苗代湖の普及啓発回数 (累計) | 10回 | 50回 |
| | ラムサール条約湿地として登録された猪苗代湖の価値や保全の重要性について市民等の理解と関心を高めることを目的に実施した普及啓発の取り組み（講座・イベント・広報等）の実施回数。 | | |
| 4-② | 市内の河川水質（BOD）の環境基準達成率 | 全地点で 環境基準値以下 | 全地点で 環境基準値以下 |
| | 市内の河川（7地点）における水質調査地点での、水質の汚れ具合を示すBODの測定値の環境基準達成状況とします。 阿武隈川（阿久津橋）、五百川（石筵川合流後）、逢瀬川（馬場川合流前・幕ノ内橋上流・阿武隈川合流前）、大滝根川（阿武隈川合流前）、谷田川（谷田川橋） | | |
| 4-③ | 工場・事業場からの排出ガス基準達成率 | 100% | 100% |
| | 大気汚染防止法に基づき、工場・事業場から排出されるガスの基準達成状況とします。 | | |
| 4-④ | ダイオキシン類環境基準達成率 | 環境基準値以下 | 環境基準値以下 |
| | 大気、河川の水質、河川の底質、地下水、土壌におけるダイオキシン類の環境基準達成状況とします。 | | |

コラム

光化学オキシダント

主に工場や自動車などから排出される窒素酸化物（NOx）や揮発性有機化合物（VOC）が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こし、光化学オキシダントと呼ばれる有害物質が発生します。この光化学オキシダントの濃度が上昇し、白くもやがかかったような現象を「光化学スモッグ」と呼びます。光化学スモッグは、目や喉の痛み、頭痛、吐き気などの症状を生じさせ健康に深刻な影響を与えることがあるため、光化学オキシダントが一定以上の濃度になった場合、福島県から「光化学スモッグ注意報」が発令され、不要不急の外出や自動車使用を控えるよう呼びかけが行われます。

期待される将来の姿（施策の効果）

○ 良好な生活環境が確保され、快適に暮らせるまち

大気汚染や水質汚濁が発生せず、きれいな空気と水が守られているとともに、騒音や振動、悪臭に関する苦情も少なくなり、快適な生活環境が保たれています。

また、2025（令和7）年に猪苗代湖がラムサール条約湿地に登録されたことを契機として、市民、事業者、関係団体等と行政の連携した活動が一層進み、猪苗代湖の良質な水質が次世代にわたり守られ、さらなる魅力向上につながり、市を代表する景勝地・観光地として親しまれ、市内外から多くの方が訪れています。

コラム

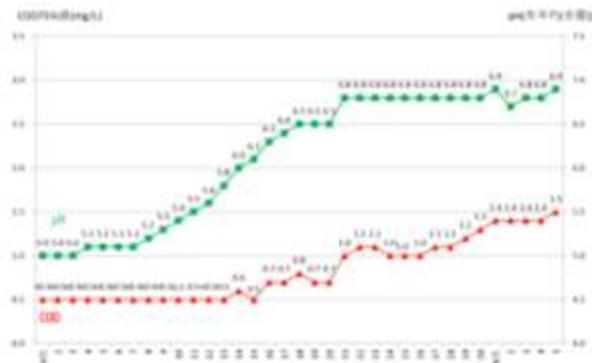
猪苗代湖を次世代へ

豊かな自然に恵まれた良好な水環境のシンボリック的存在である猪苗代湖。

本市の発展は、明治時代、猪苗代湖の水を安積平野に導く「安積開拓・安積疏水の開さく事業」に端を発し、安積疏水の完成により、農業、工業が発展しました。現在も多くの農地を潤し、本市の水道水源の約7割を占めるなど、貴重な水がめとなっています。「次代に残そう紺碧の猪苗代湖、清らかな青い湖裏磐梯」を目標に、国民共有の財産である猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水環境を美しいまま次世代に引き継ぐことを目指していきます。

しかし、近年、猪苗代湖ではpHが上昇し中性化が進み、COD（化学的酸素要求量）が増加するなど、水質に変化が生じています。猪苗代湖の水環境の悪化を未然に防止するため、福島県をはじめ、本市や周辺自治体、各種団体などが連携し、様々な取り組みを推進しています。

豊かな水環境は、一度損なわれてしまうと、回復することは容易ではありません。今後もこの美しい猪苗代湖を将来に引き継いでいくため、市民・事業者・行政が一体となって、保全に向けた取り組みを進めていく必要があります。



出典：令和4年福島県生活環境部「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画」

取り組みの
柱5

環境を思いやる人がたくさんいるまちづくり 【環境意識の啓発】



現状と課題

複雑・多様化する環境問題を解決するためには、一人ひとりが環境に関する正しい知識を持ち、普段の生活と環境との関わりを理解し、主体的・積極的に環境の保全や創造の取り組みを実践することが必要です。

そのためには、環境に配慮した持続可能な社会の担い手を育成することが重要であり、子どもから大人まで各ライフステージに応じた環境学習・環境教育の機会を提供するとともに、啓発活動や環境保全活動などの取り組みをより一層進めていく必要があります。

本市では、学校での環境教育や公民館等での生涯学習、市民が参加する自然体験イベント、地域で環境保全活動に取り組む団体への支援を行ってきました。

特に、学校教育においては、学校教育推進構想に「ESD（持続可能な開発のための教育）の推進」を位置づけ、全市立学校にて、計画的に環境教育が実践されています。

今後も、環境教育・環境学習の更なる充実と環境情報の積極的な発信などにより、環境に対する関心・知識を高めていきます。また、市民、事業者、環境関連団体、他自治体などと連携し、パートナーシップによる取り組みを通じて、環境に優しい地域づくり・人づくりを推進し、環境を思いやる人がたくさんいるまちづくりに取り組みます。

取り組みの柱5 環境を思いやる人がたくさんいるまちづくり

5-1 環境教育・環境学習の推進

5-2 環境保全活動への支援

5-1 環境教育・環境学習の推進

環境保全活動を実践するためには、環境問題が自分たちの生活にどのように関わっているのかを正しく理解し、環境に対する意識を高め、具体的な行動につなげていくことが重要です。そのために、子どもから大人まで幅広い世代に対し、各ライフステージに応じた多様な場や機会での環境教育・環境学習を推進します。

市民の取り組み

- 学校等における環境教育・環境学習への参加・協力
- 環境学習講座への積極的な参加
- 家庭や地域における環境教育の実践

事業者の取り組み

- 学校等における環境教育・環境学習への協力
- 市民向けの環境学習講座の実施
- 社員等への環境教育の実施

市の取り組み

施策の展開

5-1-1 環境教育の充実と普及

○ 保育所や学校などにおける環境教育の推進

次世代を担う子どもたちに対し、環境についての興味・関心を高め、また理解を深めるため環境教育の充実を図ります。

- 保育所において、グリーンカーテンの設置や花、野菜などを栽培し、自然環境への関心を高めます。
- 各小・中学校において、ESD を推進し、教科等横断的な学習の中で環境についての理解を深めるとともに、自然環境を大切にしたい行動がとれる児童生徒を育成します。
- 「ふくしまゼロカーボン宣言」事業を推進します。

- ・ 環境教育資料「郡山市のかんきょう」を活用し、学校や家庭での環境学習を促進します。

○ 市民向けの環境学習講座の開催

環境問題はあらゆる世代に影響がある課題であることから、生涯学習としての環境教育を推進します。

- ・ 家庭や地域社会での環境保全の意識を高めるため、学校や公民館などにおける出前講座を開催します。
- ・ 地域で活躍する人材や団体等の確保・育成を図るとともに、学習を通じて身に着けた知識や技能、経験を地域で発揮できる仕組みづくりに努めます。

5-1-2 環境学習の場の提供

○ 自然とふれあう体験学習の推進

環境に関する意識や身近な自然の大切さの認識向上を図るため、自然とふれあう機会の充実を図ります。

- ・ 自然観察会や森林環境学習、農業体験など市民が参加する学習・体験機会の充実を図ります。
- ・ 福島県や関係団体等と連携した水生生物調査や指導者育成、グリーンツーリズムなどに取り組みます。
- ・ ラムサール条約湿地に登録された猪苗代湖のワイズ・ユース（賢明な利用）に向けた学習の場づくりを進めます。

5-2 環境保全活動への支援

環境問題に対する取り組みには、市民・事業者・環境関連団体などあらゆる主体の参加と連携が不可欠です。市民一人ひとりが環境問題を自らの問題として関心を持ち、具体的な行動につながられるよう、環境情報の発信や環境づくり、環境保全活動への支援、環境保全活動を担う人材の育成などに対し、様々な主体とのパートナーシップにより取り組んでいきます。

市民の取り組み

- 環境に関するイベントへの参加
- 地域で行う環境保全活動への参加
- 環境に関する情報の有効活用
- 環境保全活動を担う人材の育成

事業者の取り組み

- 環境に関するイベントへの協力
- 地域で行う環境保全活動への参加・協力
- 気候変動対策に関する取り組みへの協賛
- 環境に関する情報の有効活用
- 環境保全活動を担う人材の育成

市の取り組み

施策の展開

5-2-1 環境情報の発信

○ 環境情報の収集・発信と内容の充実

地域や国内外における最新の環境に関する情報を積極的に収集し、ICT を活用し誰にでも分かりやすいかたちで情報の提供を行います。

- 環境に関する国内外の動向、最新技術など幅広く情報を収集します。
- 本市の環境の現況や取り組みの実績をまとめた年次報告書「郡山市の環境」を公表します。
- 環境に対する関心を深めるため、県が実施している「環境アドバイザー」派遣制度の周知を図り、環境情報の発信に努めます。
- 情報発信にあたっては、広報紙だけでなく、本市ウェブサイトや SNS、公式 YouTube など、ICT を活用した環境情報の積極的な発信と内容の充実に努めます。

- ・ 普段の日常生活における二酸化炭素排出量を把握できる「環境家計簿アプリ」の周知啓発を行い、身近に地球温暖化問題を感じることができるようになります。
- ・ 郡山市環境ワンクリック募金により、市民の環境への意識を向上させるとともに、寄付金による地域の気候変動対策の啓発活動を推進します。

5-2-2 環境啓発推進のための体制づくり

○ 環境に関するイベント等での啓発活動の充実

環境に関するイベントの開催や出展等により啓発活動を行うことで、環境意識の高揚を図ります。

- ・ 市の主催・共催、他団体が主催する各種イベントにて、環境に関する啓発活動を行います。
- ・ 地元プロスポーツチームなどと連携し「デコ活」の普及啓発を推進します。
- ・ 地球環境や人、社会、地域に配慮した消費行動である「エシカル（倫理的消費）」の普及啓発を推進します。
- ・ 地球温暖化防止につながる” 運転技術” や” 心がけ” である「エコドライブ」の普及啓発を推進します。

○ 郡山市次世代エネルギーパークを核とした環境学習拠点の整備・充実

2020（令和2）年12月に認定を受けた「郡山市次世代エネルギーパーク」を活用し、環境に調和したエネルギーや本市の歴史について、市民、事業者の理解促進を図ります。

- ・ 親しみやすいリーフレット等を活用し、次世代エネルギーに対する理解促進を図ります。
- ・ 再生可能エネルギー施設やごみ処理・リサイクル施設についてウェブサイト等で周知する等、再生可能エネルギーや5Rの重要性について啓発を行います。
- ・ 富久山クリーンセンター内の体感型環境学習施設を活用し、市民の脱炭素化に向けた行動変容を促します。

○ 開発事業における自然環境への配慮

環境に大きな影響を及ぼすおそれのある開発事業については、事業者等に対し環境に配慮した事業となるよう促し、必要な助言・指導を行います。

- ・ 大規模な事業について、環境影響評価制度により環境に十分に配慮した事業となるよう必要な意見を述べます。
- ・ 環境影響評価制度に該当しない小規模な開発行為については、庁内での情報共有を図るとともに、再生可能エネルギー特別措置法等の関係法令をもとに、必要な助言・指導を行います。

5-2-3 環境保全活動を担う人材の育成

○ パートナーシップによる環境保全活動の推進

市民や関連団体、近隣市町村等と連携した取り組みを推進し、環境保全活動を担う人材育成に取り組みます。

- 河川や公園、道路などの環境保全活動に取り組む団体に対し、その活動に対する支援を行います。
- 地域の特性や市民力を生かした環境美化・保全など各種環境活動を行い、魅力と活力のあるまちづくりに先導的又は先進的な役割を果たしている市民、団体、事業者等を表彰し協働によるまちづくりを推進します。
- 市内外の大学や研究機関等との連携により環境分野の人材育成を推進します。郡山市環境ワンクリック募金を通じて、市民、事業者、行政が一体となった気候変動対策を推進します。
- 本市を含む周辺市町村で構成する「こおりやま広域連携中枢都市圏」の活動により、持続可能で魅力ある圏域の発展に取り組みます。

取り組みの柱5における指標

| No. | 指標 | 現況値 (2024年度) | 目標値 (2029年度) |
|-----|---|-----------------|-----------------|
| 5-① | 環境に関する出前講座実施回数 | 27回 | 40回 |
| | 本市が実施する環境に関する出前講座の実施回数。出前講座を通じて、子どもから大人まで多くの市民に環境意識の高揚を図ります。目標値は、現況値の約2倍とします。 | | |
| 5-② | 環境ワンクリック募金への協賛事業者数 | 4件 | 8件 |
| | | | |
| 5-③ | 他団体等と連携した環境活動の取り組み数 | 13件 | 20件 |
| | 本市と協定を締結している団体や研究機関等と連携して実施した環境活動の実施数。本市が共催、後援等を行ったイベントや連携して実施した活動など、パートナーシップによる環境保全に係る活動を推進します。目標値は、現況値の約3倍とします。 | | |

期待される将来の姿（施策の効果）

○ 市民や事業者の環境意識が高く、環境保全活動が盛んなまち

学校や家庭、地域において、子どもからお年寄りまでライフステージに応じた環境学習・環境教育が普及し、市民や事業者の環境意識が高まり、環境にやさしいライフスタイルを実践する市民が増えています。

さらに、環境保全活動が活発になり、活動を行う団体や参加する人も増えるなど、地域で環境の保全・創出に取り組むまちになっています。

コラム

ESD

ESDはEducation for Sustainable Developmentの略称で「持続可能な開発のための教育」と訳されています。

今、世界には気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等人類の開発活動に起因する様々な問題があります。ESDとは、これらの現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組む（think globally, act locally）ことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動です。つまり、ESDは持続可能な社会の創り手を育む教育です。



出典：文部科学省ホームページ

コラム

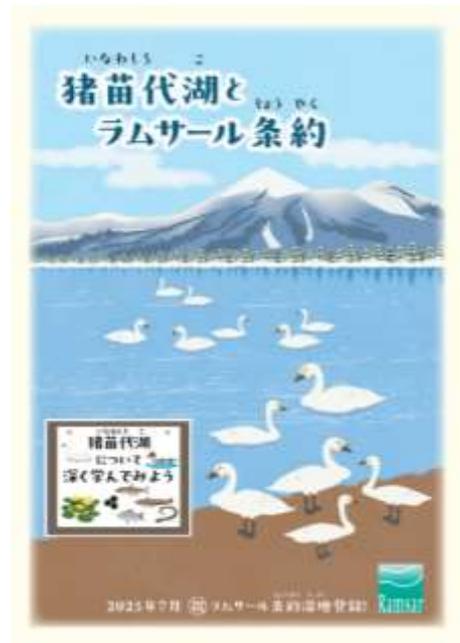
ラムサール条約登録湿地・猪苗代湖

2025（令和7）年7月15日、猪苗代湖がラムサール条約湿地に登録されました。ラムサール条約湿地とは、条約で定められた国際的な9つの基準に沿って、「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に掲載される湿原、湖沼、河川、ため池、湧水地、水田、地下水系、干潟、藻場、サンゴ礁などのことです。

猪苗代湖がラムサール条約湿地に登録されたことにより、「国際的に重要な湿地」と認められ、国内外からの注目度が高まっていくと思われます。このことを生かし、学校教育や環境教育の場への活用や、環境保全活動が盛んになり将来にわたり保全されていくことが期待されます。また、賢明な利用を進めることで、観光客の増加や地域特産物のブランド化などを福島県としても目指しています。

本市も「ラムサール条約第15回締約国会議（COP15）」における湿地登録に係る登録証の授与式に同席し、ビデオメッセージの放映等を行いました。

猪苗代湖は福島県や本市にとってかけがえのない財産であり、本計画の策定を契機として、美しい環境を保全し、その恵みを将来にわたって引き継いでいくための施策をより一層進めていきます。



出典：福島県生活環境部自然保護課「猪苗代湖とラムサール条約」



登録証の授与式の様子（右）及び登録証（左）

出典：郡山市 HP「猪苗代湖を次の世代へ。 ～ラムサール条約登録湿地「猪苗代湖」～

原子力災害からの環境回復

郡山市の原子力災害対策のこれまでの取り組み

(1) 除染と除去土壌等の搬出に関する実施状況について

本市は、「郡山市ふるさと再生除染実施計画」に基づき、比較的放射線量の高い地区から優先的に除染を実施し、除染は2017（平成29）年度に完了しました。

除染により発生した除去土壌等については、2015（平成27）年度から搬出を開始し、一般住宅等に仮置きされている除去土壌等の搬出は、2021（令和3）年8月におおむね完了しました。国が行う中間貯蔵施設への輸送は、2022（令和4）年3月におおむね完了しました。



除染作業の様子



搬出作業の様子



除去土壌仮置場



輸送作業の様子

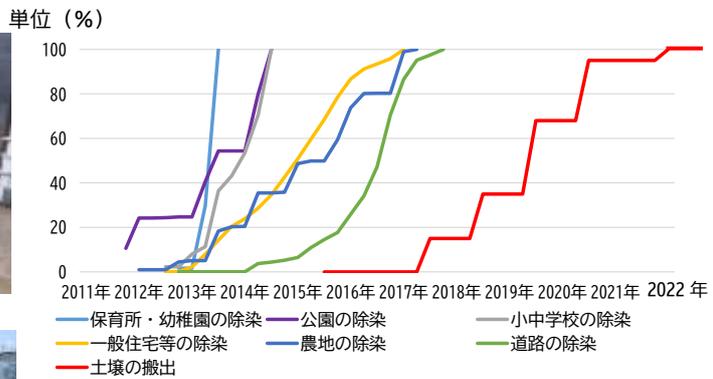


図4-7 除染・搬出の実施状況

表4-2 除染・搬出の年度別実施状況 (%)

| 項目 | 2011年 | 2012年 | 2013年 | 2014年 | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 | 2020年 | 2021年 | 2022年 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 保育所・幼稚園の除染 | | 1.7 | 100.0 | | | | | | | | | |
| 公園の除染 | 10.6 | 24.7 | 54.3 | 100.0 | | | | | | | | |
| 小中学校の除染 | 2.3 | 43.2 | 100.0 | | | | | | | | | |
| 一般住宅等の除染 | 0.1 | 20.5 | 42.6 | 78.5 | 95.8 | 100.0 | | | | | | |
| 農地の除染 | 4.5 | 20.3 | 35.8 | 59.3 | 80.3 | 100.0 | | | | | | |
| 道路の除染 | 0.1 | 0.1 | 5.3 | 17.7 | 70.5 | 100.0 | | | | | | |
| 土壌の搬出 | | | | | 0.0 | 0.2 | 15.2 | 35.0 | 68.1 | 95.4 | 99.8 | 100.0 |

単位 (億円)



図4-8 除染・搬出に要した費用

表4-3 除染・搬出に要した年度別費用 (億円)

| 項目 | 2011年 | 2012年 | 2013年 | 2014年 | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 | 2020年 | 2021年 | 2022年 | 計 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 住宅等除染 | 0.1 | 71.3 | 220.6 | 354.3 | 261.8 | 287.3 | | | | | | | 1195.4 |
| 農地等除染 | 0.4 | 3.9 | 9.2 | 11.0 | 6.8 | 13.6 | 7.9 | | | | | | 52.8 |
| 公共施設除染 (ため池含む) | 4.0 | 16.0 | 30.6 | 17.8 | 6.7 | 0.1 | 11.4 | | | | | | 86.6 |
| 仮置場整備 | | | 0.1 | 1.5 | 1.2 | 3.3 | 0.8 | 0.1 | 0.1 | 0.4 | 0.5 | 2.6 | 10.6 |
| 搬出作業 (積込場含む) | | | | 2.7 | 7.2 | 95.0 | 112.1 | 131.1 | 201.8 | 67.6 | 4.6 | 622.1 | 1195.4 |
| 道路等除染 | | 0.3 | 9.5 | 35.7 | 108.9 | 149.6 | 53.3 | | | | | | 357.3 |
| 事務費 | 0.1 | 0.7 | 6.1 | 1.7 | 2.0 | 0.4 | 0.4 | 0.2 | 0.2 | 0.4 | 0.4 | 0.2 | 12.8 |
| 合計 | 4.6 | 92.2 | 276.1 | 422.0 | 390.1 | 461.5 | 168.8 | 112.4 | 131.4 | 202.6 | 68.5 | 7.4 | 2337.6 |

(2) 市内の空間放射線量の推移について

市内の空間放射線量は、放射性物質の壊変による物理的減衰、風雨などの自然要因による減衰（ウェザリング効果）、これまで実施した除染等により、事故直後に比べて大きく低減し、現在の平均値は $0.09 \mu\text{Sv/h}$ 程度で安定しています。

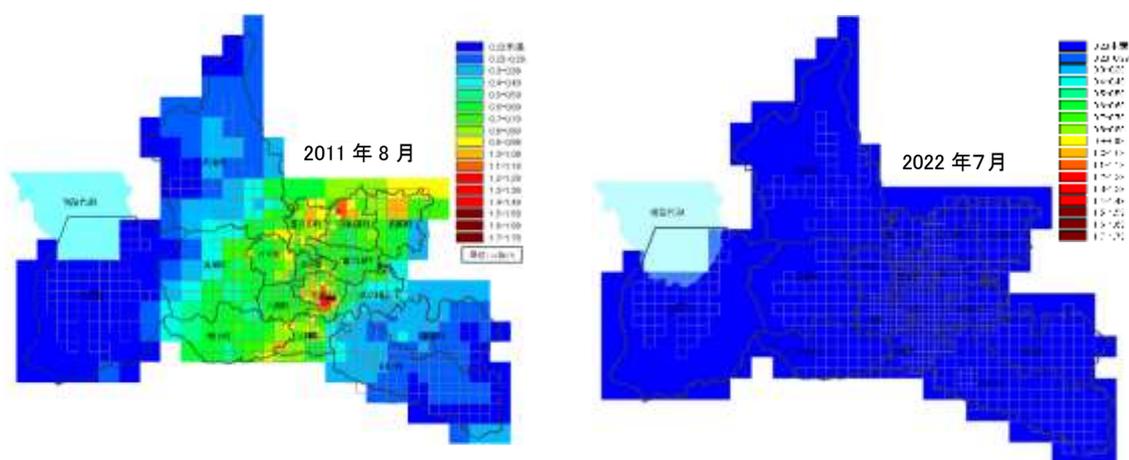


図4-9 空間放射線量率の変化

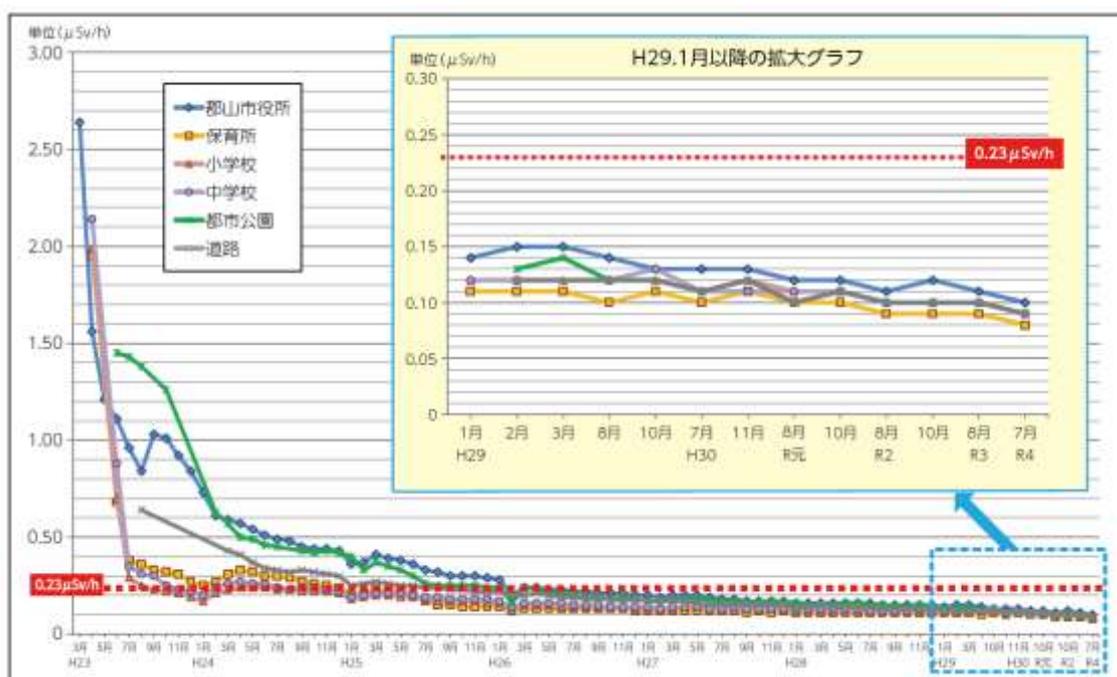


図4-10 市内の空間放射線量



サーバイメータ

モニタリングポスト

(3) 原子力災害対策に関する情報発信

① 除染情報ステーション

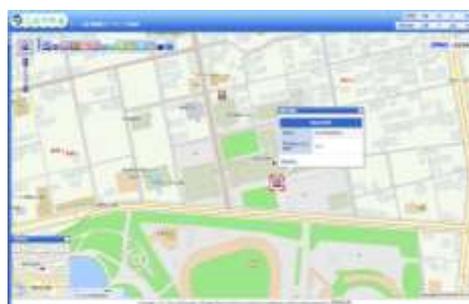
除去土壌等の搬出の進捗状況や流れ、市内の空間放射線量の情報など、大型タッチパネル等で分かりやすくご覧いただける展示コーナー「除染情報ステーション」を市役所本庁舎1階市民ホールに設置し、情報発信しました。なお、本事業は2025（令和7）年11月に終了しました。



除染情報ステーション

② 放射線量モニタリングマップ等

2023（令和5）年3月に汚染状況重点調査地域の指定が解除され、本市独自の空間放射線量測定は終了しましたが、これまでの結果を郡山市ウェブサイト上で公開しています。また、水道水、農産物、食品等の放射能検査結果も公開しています。



放射線量モニタリングマップ

③ 郡山市からの避難者への情報提供

本市から自主的に避難している方を対象に、「広報こおりやま」などの各種市政情報を定期的に提供するとともに、各種相談を受け付けてきました。今後も避難している方に対し、必要な情報を提供していきます。

- ・市外へ自主避難している方へ送付した「広報こおりやま」等の発送件数：113,917件
(2025（令和7）年11月30日現在)

(4) 放射線からの健康管理と食の安全

①ホールボディカウンタによる内部被ばく検査

原発事故に伴う放射線の人体への健康影響を評価し、市民の長期的な健康管理を図るため、全市民を対象に保健所等においてホールボディカウンタによる内部被ばく検査を実施してきました。市による検査は2022(令和4)年度で終了しましたが、県が所有する車載式ホールボディカウンタにより検査を実施しています。

- ・開始時期：2012(平成24)年6月7日
- ・場 所：郡山市保健所
- ・検査対象：全市民
- ・台 数：立位式2台、チェア式1台
- ・これまでの検査結果：2023(令和5)年3月末までに、延べ180,242名(県実施分を含む。)の検査を実施しており、これまで受検した方の生涯における放射性セシウムの摂取による内部被ばく線量は、全員が1mSv未満でした。

表4-4 内部被ばく受検者数(県実施分を含む)

| | | | | | | | | |
|-------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 年 度 | 2012 (平成24) | 2013 (平成25) | 2014 (平成26) | 2015 (平成27) | 2016 (平成28) | 2017 (平成29) | 2018 (平成30) | 2019 (令和1) |
| 受検者数 (人) | 40,968 | 44,002 | 44,723 | 17,792 | 14,702 | 7,255 | 6,049 | 4,318 |
| 年 度 | 2020 (令和2) | 2021 (令和3) | 2022 (令和4) | 2023 (令和5) | 2024 (令和6) | 2025 (令和7) | 計 | |
| 受検者数 (人) | 240 | 159 | 34 | 33 | 33 | 17(※) | 180,325人 | |

(※)2025(令和7)年11月30日現在

②超音波検査機器による子どもの甲状腺検査

- ・実施主体：公立大学法人福島県立医科大学
- ・対 象 者：①震災時福島県に居住し、おおむね18歳以下であった方
②1992(平成4)年4月2日～2012(平成24)年4月1日に福島県で生まれた方

表4-5 甲状腺検査受診者数(郡山市の実施状況)

| 検 査 | 学校検査開始時期 | 対象者数 | 受診者数 |
|----------------------------|-------------|---------|---------|
| 先行検査(検査1回目) (2017年3月31日現在) | 2012年10月1日 | 64,377人 | 54,062人 |
| 本格検査(検査2回目) (2018年3月31日現在) | 2014年11月5日 | 66,759人 | 48,047人 |
| 本格検査(検査3回目) (2020年3月31日現在) | 2016年10月27日 | 59,469人 | 38,118人 |
| 本格検査(検査4回目) (2022年6月30日現在) | 2018年9月28日 | 52,560人 | 33,249人 |

③個人積算線量の測定

2011（平成 23）年 10 月から、希望する中学生以下の子どもを対象に「バッジ式積算線量計」を配付して、その測定結果をお知らせしてきました。これまでの測定結果について、本市原子力災害対策アドバイザー（2023（令和 5）年度においては、福島県「放射線と健康」アドバイザーグループ）から「健康に影響を与える数値ではない」との見解をいただいています。なお、本事業は 2023（令和 5）年度末をもって終了しました。

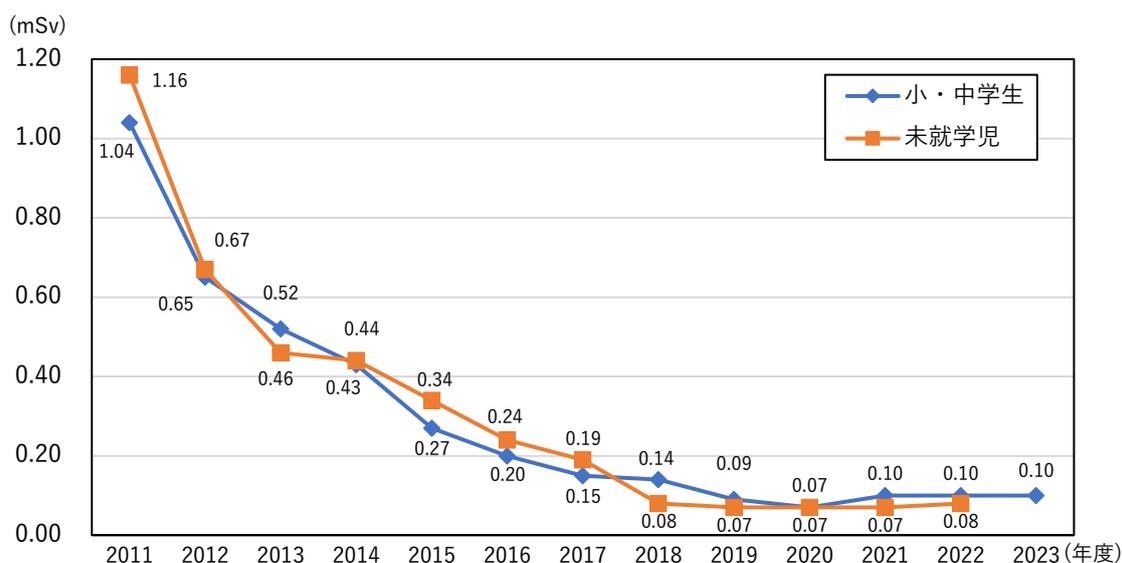


図 4-11 バッジ式積算線量計の測定結果の推移（測定期間の平均値を 1 年間に換算）

④小中学校、保育所等の給食検査

給食センター、小中学校の全ての自校給食校、さらに保育所等において、基準値を 10Bq/kg と設定して、食材と給食の検査を毎日行い、検査の結果を郡山市ウェブサイト上で公開してきました。なお、本事業は 2023（令和 5）年度末をもって終了しました。

⑤自家消費野菜等の放射能検査

食品に対する不安を解消するため、各行政センターやニコニコ子ども館などで自家消費野菜等の放射能を検査してきました。

2012（平成 24）年から 42 個所で検査を開始し、2019（平成 31）年度からは検査場所を市内 9 個所に集約、2023（令和 5）年度からは検査場所を 1 箇所に集約し実施しています。今後も市民の不安解消のため、検査を継続していきます。

- ・これまでの検査件数：77,913 件（2025（令和 7）年 11 月 30 日現在）

(5) 子どもたちの元気づくり

①郡山市震災後子どものケアプロジェクト（事業実施年度：平成22年度～）

2011（平成23）年3月29日に郡山医師会など関係団体と連携して、「郡山市震災後子どもの心のケアプロジェクトチーム」を立ち上げ、子どもたちの心や体のケアに取り組みました。また、2012（平成24）年8月11日に子どもたちが明るく健やかに成長するための環境づくりをより一層促進するため、名称を「郡山市震災後子どものケアプロジェクトチーム」に変更するとともに、組織体制の強化を図りました。なお、事業が軌道に乗り、手法が確立できたことから、2018（平成30）年8月11日にチームは廃止し、事業は2022（令和4）年度末をもって終了しました。

②子どもの遊び場等整備

子どもたちが元気にのびのびと成長できるよう、遊び場を整備しました。

表4-6 主な遊び場整備状況

| 年度 | 時期 | 対象者数 |
|----------------------|-----|---------------------------------------|
| 2011 （平成23） 年度 | 12月 | PEP Kids Koriyama（ペップキッズこおりやま） |
| 2016 （平成28） 年度 | 11月 | 大槻公園「子どもの遊び場」 |
| | 2月 | 八山田こども公園「子どもの遊び場」 大安場史跡公園「子どもの遊び場」 |
| | 3月 | 郡山カルチャーパーク「子どもの遊び場」 |



「PEP Kids Koriyama」（ペップキッズこおりやま）



八山田こども公園



郡山カルチャーパーク屋内子どもの遊び場

第5章 推進体制と進行管理

- 1 推進体制
- 2 進行管理
 - (1) 進行管理体制
 - (2) 計画の進行管理に関する情報公開

第5章 推進体制と進行管理

1 推進体制

本計画の実施にあたっては、各部局が協働して取り組むとともに、施策の進捗状況に関して共有化を図るなど、庁内において横断的に調整連携を行うことが重要となります。

また、本市では「郡山市環境審議会条例」により、学識経験者や市民等による「郡山市環境審議会」を設置することが定められており、環境の保全に関する基本的事項等について、市長の諮問に応じて調査及び審議することとしています。環境審議会では、本計画の進捗状況等に関して事後評価を行うとともに、本計画の策定及び改定時には専門的かつ広範な見地から審議を行います。

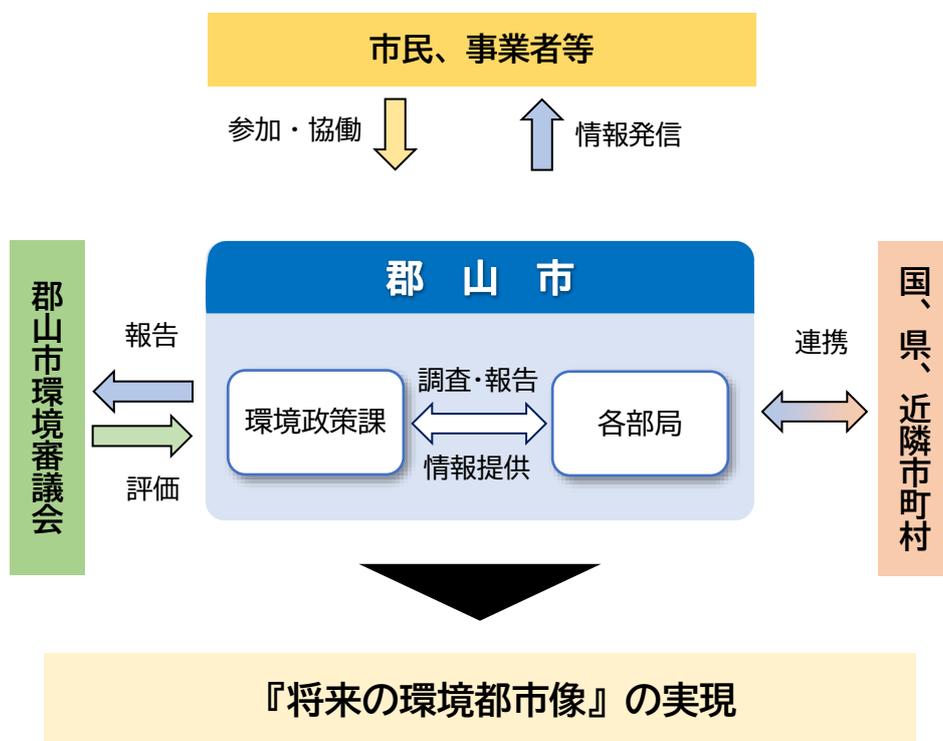


図5-1 推進体制のイメージ

2 進行管理

(1) 進行管理体制

本計画の進行管理については施策の内容に関して、計画策定から具体的な行動の実施・運用・点検・評価・改善までの流れを計画（Plan）、実施（Do）、点検・評価（Check）、見直し（Act）によるPDCAサイクルにて、実施します。

■ Plan=計画

計画の策定・改定を行います。また計画の目標達成のための取り組みの柱や取り組みの項目、分野別の施策の計画を策定します。

■ Do=実施

計画に従って、分野別の施策を進めていきます。

■ Check=点検・評価

計画にて設定した指標及び数値目標の状況を把握し、進捗状況を評価します。その際に設定している指標及び数値目標が十分でないと判断される場合は、指標の改善も必要に応じて検討します。

■ Act=見直し

点検・評価の結果をもとに、必要に応じて計画、目標の見直しを行い、次年度以降の各施策の取り組み等に反映します。

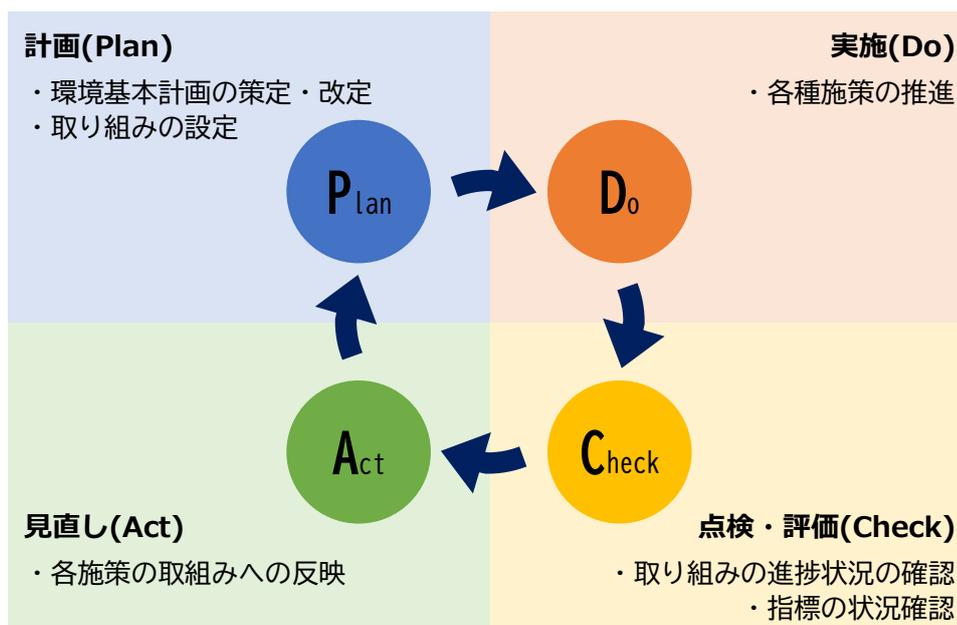


図5-2 計画の進行管理 (PDCA サイクル)

(2) 計画の進行管理に関する情報公開

本計画に関する取り組み結果については、毎年度、年次報告書として「郡山市の環境」を公表しております。この「郡山市の環境」については、市民への環境の現況情報の提供という観点も含めており、事業の透明性を確保しながら本計画を遂行してまいります。